

包括外部監査の結果報告書

建設局道路管理部における財務事務等の執行について

令和2年2月

姫路市包括外部監査人 八木 一法

目次

第1章 外部監査の概要

第1節	外部監査の種類	1
第2節	選定した特定のテーマ	1
1	外部監査の対象	1
2	監査対象期間	1
第3節	テーマ選定の理由	1
第4節	外部監査の方法	2
1	監査対象部署	2
2	監査の視点	2
3	実施した監査手続	2
第5節	補助者の選任	2
第6節	外部監査の実施期間	2
第7節	利害関係	2

第2章 監査対象の概要

第1節	姫路市の概要	3
第2節	道路の維持管理に関する事業	3
1	建設局道路管理部の概要	3
2	建設局道路管理部の事業	5
3	道路整備の概況	7
4	道路の種類と種類別整備状況	7
5	道路の所管と区域	7
6	建設局道路管理部が管理する土木施設の施設量	8
7	予算・決算の状況	8
第3節	発注及び契約事務関係の概要	10
1	工事契約のフロー	10
2	発注及び契約事務に係る建設局の取組み	11
(1)	管理職研修	11
(2)	建設局内研修グループ	12
(3)	継続した実施	13

第3章 監査結果及び意見

第1節	監査結果及び意見（全般）	14
1	契約事務について	14
(1)	道路管理課	14
(2)	道路保全課	14
(3)	北部道路事務所	15
2	施設の維持、点検及び物品の管理について	16

(1) 道路総務課	16
(2) 道路管理課	16
(3) 道路保全課	16
(4) 長寿命化推進課	17
(5) 北部道路事務所	18
3 その他の事務事業について	19
(1) 道路管理課	19
(2) 道路保全課	19
(3) 北部道路事務所	20
4 個別監査結果及び意見について	22
(1) 監査結果の一覧	22
(2) 意見の一覧	23
第2節 個別監査結果及び意見	28
1 道路総務課について	28
(1) 概要	28
(2) 監査手続	45
(3) 監査結果及び意見	45
2 道路管理課について	51
(1) 概要	51
(2) 監査手続	65
(3) 監査結果及び意見	65
3 道路保全課について	70
(1) 概要	70
(2) 監査手続	86
(3) 監査結果及び意見	87
4 長寿命化推進課について	118
(1) 概要	118
(2) 監査手続	124
(3) 監査結果及び意見	124
5 北部道路事務所について	130
(1) 概要	130
(2) 監査手続	140
(3) 監査結果及び意見	140

(注) 本報告書における図表等に表示されている合計数値、差引数値等は、端数処理の関係上、その内訳の単純合計、単純差引等と一致しない場合がある。

第 1 章 外部監査の概要

第 1 節 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び姫路市外部監査条例第 2 条に基づく包括外部監査

第 2 節 選定した特定のテーマ

1 外部監査の対象

建設局道路管理部における財務事務等の執行について

2 監査対象期間

平成 30 年度

(必要に応じて平成 29 年度以前及び令和元年度の執行分を含む。)

第 3 節 テーマ選定の理由

平成 24 年 12 月に発生した中央自動車道の笹子トンネル天井板落下事故を教訓に、近年、老朽化した道路施設の管理の適切性が全国的に問われているところである。

またインフラ施設の維持管理方法については、安全性の面から市民の意識も高いところである。

このような中、姫路市の道路については、高度成長期を経て昭和 60 年代から平成初期に道路施設が集中的に整備された結果、今後老朽化とともに、補修・更新費用が増大することが予想される。

特に橋梁は、橋長 15 メートル以上の主要な橋梁の半数が 12 年後の令和 14 年(2032 年)には建設後 50 年を経過するため、老朽化対策が重要課題となっており、平成 25 年 4 月に姫路市橋梁長寿命化修繕計画を策定し、橋梁を長寿命化させる対策を実行している。

姫路市においては、長期的な展望の下、総合的かつ計画的なまちづくりを進めるための指針として、平成 21 年度から令和 2 年度までの 12 年間を計画期間とする姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン 2020」が策定されており、4 つの基本目標が掲げられている。このうち、『基本目標 4 自然豊かで快適な 環境・利便都市』を実現するための政策のうち、「安全で安心な生活環境の整備、地域内交通網の整備」などにおいて、道路管理部が所掌する事務事業の果たす役割も大きなものとなっている。

姫路市の平成 30 年度当初予算における土木費のうち、道路の維持管理に関連する経費は 5,497 百万円で一般会計 213,100 百万円の 2.57%を占めているが、限られた財源のなかで、社会基盤である道路の維持管理や市民の安全・安心を担う道路管

理部の責務は重要であると考え。

このような観点から、道路管理部の財務事務等について、道路施設の維持管理に係る契約の公正性の検討及び合規性ならびに維持投資の経済性、効率性、有効性の視点から包括外部監査において検証することが市民にとって有意義であると考え、包括外部監査のテーマとすることが相当であると判断した。

第4節 外部監査の方法

1 監査対象部署

建設局道路管理部

2 監査の視点

- (1) 建設局道路管理部の管理運営が、関係法令・規則等に準拠して適正に行われているか。
- (2) 各事業は、受益と負担が衡平であるか。
- (3) 各事業は、適正な人材投入で最大の効果をあげているか。
- (4) 各事業は、目的達成のために経済的かつ効率的であるか。
- (5) 資産管理は、適正になされ、有効に利用されているか。
- (6) 人員配置や情報管理は、適切に行われているか。

3 実施した監査手続

責任者及び担当者への質問、関係書類の閲覧、入手データの分析、業務の観察、事務の執行等の関係法令、規則等に対する準拠性の検討、その他監査人が必要と判断した手続きを実施した。

第5節 補助者の選任

監査委員との協議を経て、下記の者を補助者として選任した。

公認会計士	竹川 正剛	公認会計士	山本 賢志
公認会計士	米田 光一朗	公認会計士	山本 康善
公認会計士	高谷 俊祐	弁護士	太田 悠子

第6節 外部監査の実施期間

自 令和元年7月19日
至 令和2年2月18日

第7節 利害関係

外部監査の対象としたテーマにつき、包括外部監査人及び監査補助者は、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 監査対象の概要

第1節 姫路市の概要

姫路市は、兵庫県の南西部、播磨平野のほぼ中央に位置しており、人口は約53万人、市域面積534k㎡で、北は中国山地の雪彦山、南は瀬戸内海に浮かぶ家島諸島を擁している。年平均気温は15℃前後、年間降水量は1,200mm程度で、温和な気候である瀬戸内気候区に属している。

主要幹線道路は、市域を東西に貫く形で国道2号、国道250号が、南北基軸として国道29号、国道312号、国道372号が通り、市道と連結を図り道路網を形成し、当地域は山陽地方や山陰地方に繋がる交通の要衝となっている。

姫路市の産業は、鉄鋼、化学など基礎素材型産業と加工組立型産業を中心に発展し、古くから受け継がれてきた皮革、鎖などの地場産業とともに「ものづくり」の厚い集積があるという特性を備えている。また、姫路城をはじめとする観光施設が存在することから、観光も主要産業の一つとなっており、観光施設への訪問だけでなく、瀬戸内海の海の幸や特産品等多彩な食材、各種イベント、地域の祭事を目当てに毎年多くの観光客が国内外から訪れている。

近年は、姫路駅周辺の再整備工事を進めるなど、都市基盤の整備により、都市の魅力や利便性を向上させるとともに、観光・産業の振興による交流人口の拡大や地域経済の活性化を図っている。

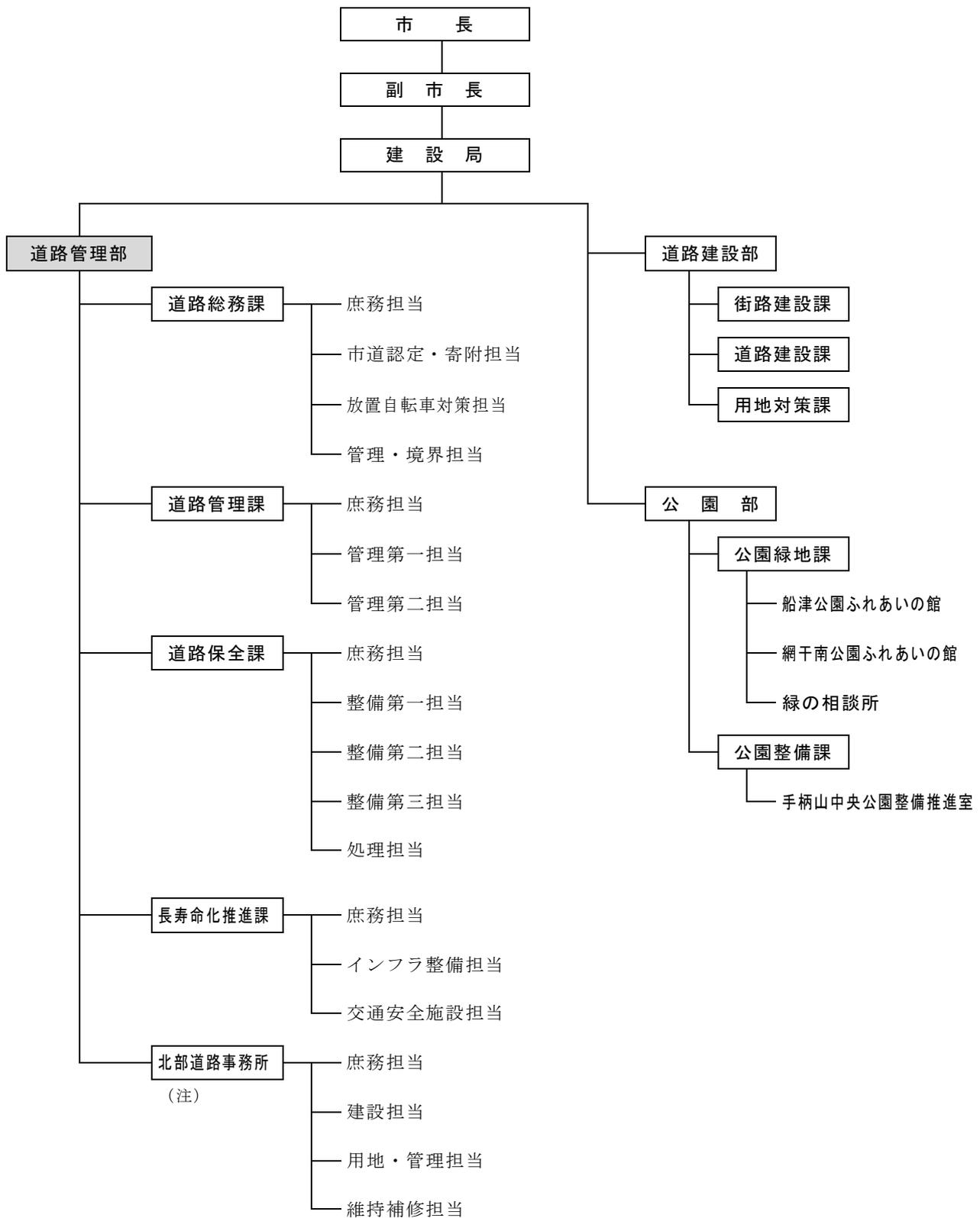
第2節 道路の維持管理に関する事業

1 建設局道路管理部の概要

地方公共団体の行う行政の中でも、都市のさまざまな活動に欠かせない道路行政は、ますます重要なものとなっている。道路管理部は、社会基盤施設である道路や橋梁の維持管理を任務としており、幹線道路や生活拠点等との連携に配慮し、安全で快適な生活空間の確保のため、地域の事情に合わせた道路の整備・改良を推進している。市道（及び地域生活に必要な里道）は市民のもっとも身近な道路であるとともに、地域のための道路であることから、計画から整備に至るまで地域住民の参加・協力による整備を進めている。

また、道路橋については今後急速に進行する高齢化に対応するために、予防保全的な補修を進め、道路橋の安全性を確保するとともに長寿命化を図っている。

<姫路市建設局の機構図>



(注) 北部道路事務所は、姫路市行政組織規則においては、道路保全課の所管する出先機関である。

2 建設局道路管理部の事業

建設局道路管理部は、道路及び橋梁の維持・管理を担っている。生活道路の整備、橋梁の整備、交差点の改良整備、道路の舗装・補修整備、街路樹の整備、道路照明灯のLED化の推進、駐輪場の整備及び中心市街地における駐輪対策の推進について事業を行っている。

【建設局道路管理部の事務分掌】

平成31年4月1日現在（令和元年度）の建設局道路管理部の所掌する事務は次のとおりである。

1 道路総務課

- (1) 市道路線の認定、廃止等に関すること。
- (2) 道路台帳に関すること。
- (3) 安全・安心生活道路整備に係る寄付に関すること。
- (4) 建設局の分掌事務に係る工事、設計等（他の機関から依頼されたものを含む。）の入札業者の指名に関すること。
- (5) 大手前地下駐車場の管理に関すること。
- (6) 開発行為の道路に関する指導に関すること。
- (7) 自転車駐車場の設置及び管理に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- (8) 自転車の路上放置対策に関すること。
- (9) 都市計画法第7条に規定する市街化区域における国土調査法に基づく地籍調査に関すること。
- (10) 公共基準点の管理に関すること。
- (11) 市道等の境界協定に関すること。
- (12) 国（旧建設省所管）から譲与を受けた法定外公共物の財産管理に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- (13) 法定外公共物の譲与申請に関すること。
- (14) 法定外公共物に係る関係機関との連絡調整に関すること。

2 道路管理課

- (1) 道路の管理に関すること。
- (2) 市道等の占用許可及び国・県の河川占用継続に関すること。
- (3) 法定外道路の機能管理に関すること。
- (4) 道路の清掃に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 街路樹の計画、設置及び管理に関すること。
- (6) 道路スイーパー車の運行に関すること。
- (7) 道路パトロール車の運行に関すること。（注）

(注) 道路パトロール車の運行は、平成 30 年度までは道路保全課の分掌事務であったが、平成 31 年 4 月 1 日より道路管理課に移管されている。

3 道路保全課

- (1) 道路の補修及び舗装並びに改良に関する事（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 法定外道路の舗装及び補修に関する事（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 安全・安心生活道路整備に基づく道路整備等に関する事（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 緊急を要する道路、側溝、溝きょ等の応急補修作業等に関する事（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 大手前地下駐車場の改良及び補修に関する事。
- (6) 自転車駐車場の工事に係る事（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- (7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、応急処置を要する小工事、小作業等に関する事（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- (8) 北部道路事務所に関する事。

4 長寿命化推進課

- (1) 交通安全施設の新設改良及び補修に関する事（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 橋梁長寿命化計画の作成及び実施に関する事。
- (3) 交通安全施設に係る陳情及び要望に関する事。

5 北部道路事務所

編入前の夢前町、香寺町及び安富町の区域における次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 道路の維持管理及び整備補修に関する事（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 道路の新設改良に関する事。
- (3) 道路用地の取得に関する事。
- (4) 夢前スマートインターチェンジに関する事。
- (5) 市道等の占用許可及び国・県の河川占用継続に関する事（他の機関の所掌に属するものを除く。）。

3 道路整備の概況

市道の推移

(各年度末道路台帳整備分)

	路線数	延長 (m)	面積 (㎡)	舗装延長 (m)	舗装率 (%)	橋りょう数
H25 年度	9,939	2,488,974	15,164,067	2,435,343	97.8	2,645
H26 年度	9,991	2,498,348	15,235,585	2,446,157	97.9	2,649
H27 年度	10,075	2,510,859	15,343,992	2,459,623	98.0	2,662
H28 年度	10,135	2,517,976	15,397,551	2,467,354	98.0	2,672
H29 年度	10,198	2,522,664	15,446,573	2,472,899	98.0	2,679
H30 年度	10,274	2,528,326	15,495,929	2,497,925	98.8	2,676

4 道路の種類と種類別整備状況

姫路市の管理対象＝市道（道路法第8条）

区分	数量等
路線数	10,274
実延長	2,528,326 (m)
改良率(注)	68.1 (%)
舗装率	98.8 (%)
橋梁数	2,676
トンネル数	3

(注) 改良率とは、改良済道路の延長の全道路延長に対する比率である。なお、改良済道路とは、道路構造令の規定に適合するように改築された道路をいう。

5 道路の所管と区域

項目	旧姫路市	旧香寺町	旧夢前町	旧安富町	旧家島町	合計
路線数	8,617	502	821	235	99	10,274
実延長 (km)	1,989	156	263	82	39	2,528
橋梁数	2,241	129	201	94	11	2,676
トンネル	2	0	1	0	0	3
改良率	71.1%	68.8%	51.4%	53.3%	54.7%	68.1%
舗装率	99.9%	95.1%	93.8%	94.0%	99.8%	98.8%

6 建設局道路管理部が管理する土木施設の施設量

区分		施設量
橋梁、横断歩道橋		2,691 橋
(うち橋長 15m以上)		329 橋
舗装		2,498 km
トンネル		3 本
交通安全施設	道路反射鏡	約 9,800 基
	道路照明灯	約 7,900 基
	道路警戒標識	約 2,200 基
	大型案内標識 (主要地点標識含む)	約 290 基
	愛称標示板	136 基
街路樹	高木	19,361 本
	中低木	741,797 本
	刈り込み	117,522 m ²
横断施設	アンダーパス (注1)	10 箇所
	ボックスカルバート (注2)	3 箇所
昇降機	エレベータ	6 基
	エスカレータ	0 基
	電線共同溝 (注3)	29 km

(注1) 立体交差で、掘り下げ式になっている下の道路。くぐり抜け式道路。

(注2) 地中に埋設される箱型の構造物、箱型の暗渠のことで、道路、水路、通信線等の収容など各種の用途に使用される。

(注3) 地上の電柱や上空の電線を、地下の空間に収容するための施設。

7. 予算・決算の状況

<平成30年度の道路管理部の予算・決算額 (単位: 千円) >

【歳入】

款・事項	最終予算額	決算額	収入率
使用料及び手数料	830,131	822,665	99.1%
大手前地下駐車場使用料	37,322	19,101	51.2%
駐輪場使用料	7,993	7,962	99.6%
道路使用料	782,078	793,238	101.4%
市道幅員証明等手数料	652	565	86.7%
放置自転車移送保管手数料	2,068	1,790	86.6%
境界既協定等証明手数料	9	4	44.4%
基準点謄本手数料	9	5	55.6%

款・事項	最終予算額	決算額	収入率
国庫支出金	262,399	221,268	84.3%
地方道路整備費事業費補助金	262,399	221,268	84.3%
寄附金	10,804	6,964	64.5%
里道整備事業費寄附金	10,804	6,964	64.5%
諸収入	4,563	7,118	156.0%
紛失・破損等弁償金	-	483	-
その他損害賠償金	-	280	-
施設賠償責任保険金	-	1,502	-
その他社会保険料収入	12	14	116.7%
共益費等収入	25	168	672.0%
自転車等売払収入	1,140	1,457	127.8%
野里駅駐輪場借地料負担金	965	965	100.0%
姫路駅高架下駐輪場借地料負担金	2,421	2,249	92.9%
市債	203,500	133,900	65.8%
合計	1,311,397	1,191,915	90.9%

【歳出】

目・事項	最終予算額	決算額	執行率
道路橋りょう総務費	1,203,999	1,153,988	95.8%
報酬給与費	1,172,277	1,145,125	97.7%
道路行政事務費	1,451	964	66.4%
寄附採納道路受入測量費	12,271	277	2.3%
安全・安心生活道路整備事業費	18,000	7,622	42.3%
道路橋りょう管理費	560,703	536,479	95.7%
道路管理費	110,440	104,873	95.0%
道路台帳整備費	69,446	57,865	83.3%
道路敷整理費	7,000	6,696	95.7%
法定外公共物管理費	9,928	9,038	91.0%
大手前地下駐車場管理運営費	1,000	270	27.0%
街路灯維持管理費	85,297	83,056	97.4%
街路樹管理費	211,379	209,671	99.2%
出席者負担金	119	81	68.4%
街路LED化推進事業費	66,094	64,929	98.2%
道路維持費	739,116	647,086	87.5%
道路等清掃事業費	32,281	30,918	95.8%
一般補修事業費	530,103	447,300	84.4%
直営補修事業費	788	653	82.8%

目・事項	最終予算額	決算額	執行率
応急補修事業費	25,044	19,898	79.5%
交通安全施設補修事業費	150,900	148,317	98.3%
道路舗装事業費	1,388,797	1,168,764	84.2%
舗装新設事業費	3,692	3,510	95.1%
舗装改良事業費	1,072,651	863,156	80.5%
舗装補修事業費	209,622	209,620	100.0%
私道舗装助成事業費	4,980	3,417	68.6%
直営舗装新設事業費	48,642	40,946	84.2%
直営舗装補修事業費	49,210	48,115	97.8%
交通安全対策費	563,800	473,417	84.0%
放置自転車対策事業費	30,625	28,987	94.7%
駐輪場管理運営費	5,909	4,874	82.5%
駐輪場整備事業費	6,815	6,805	99.8%
負担金	40	25	62.5%
市単独交通安全施設新設改良事業費	399,734	331,816	83.0%
通学路安全対策事業費	112,654	92,888	82.5%
身体障がい者安全対策事業費	8,023	8,022	100.0%
橋りょう維持費	728,669	582,930	80.0%
合計	5,185,084	4,562,664	88.0%

第3節 発注及び契約事務関係の概要

建設局道路管理部は、道路維持管理に係る業務を中心に多くの工事を設計、発注し、契約課が工事に係る入札契約事務を行っている。

1 工事契約のフロー

工事契約は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により締結される。原則として、10,000千円以上の工事は一般競争入札、1,300千円以上10,000千円未満の工事は指名競争入札、1,300千円未満は随意契約で契約が締結される。

姫路市では、一般競争入札について参加資格として「総合評定値(注)」及び「地域性」等について要件を設けた制限付一般競争入札を実施している。

まず、工事発注の準備として、道路管理部の設計担当者が、当該工事に係る設計書を作成し、執行伺いの決裁を経た後に、入札・契約事務を契約課に依頼する。入札に際して、契約課は設計書に基づき予定価格を設定する。

併せて、一般競争入札で5億円以上の工事については「低入札価格調査制度」を適用、また、価格以外の要素(技術提案等)を評価すべき工事については適宜

「総合評価落札方式」を採用している。

低入札価格調査制度とは、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には調査を行い、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると判断されるときは、これを落札者とししない制度である。

総合評価落札方式とは、品質を高める技術やノウハウなど価格に加えて価格以外の要素を含めて総合的に評価をし、落札者を決定する制度である。

次に、入札における予定価格及び最低制限価格（低入札価格調査制度において調査基準価格及び調査最低制限価格を設定した場合はそれらの価格）については事後公表している。最低制限価格及び調査最低制限価格の算出には、ランダム係数を用いており、当該算出方法は公表されている。

上記のとおり、競争入札においては、最低制限価格制度を適用している。最低制限価格制度とは、最低制限価格を下回る価格をもって入札した者がある場合、これを落札者とししない制度である。

以上の流れで入札が行われ、応札者の中から落札者を決定し、工事請負契約が締結される。

なお現在、建設工事及び建設関連コンサルタント業務に係る入札はすべて電子入札で行われ、応札者全員の入札価格及び入札結果が市のホームページに公表されている。

契約後、工事は発注課の担当者が監督を行い、工事が完了すると検査を実施し、契約の履行状況を確認する。

（注）建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 の規定に基づく経営事項審査の結果における当該業種の総合評定値を言う。

2 発注及び契約事務に係る建設局の取組み

平成 28 年度に発生した入札情報漏えいの不祥事を受けて、建設局においては再発防止に向けた取組みに加え、局独自の対策を実施している。

対策を実施するにあたっては、事件を組織の構造的な問題が原因と捉え、職員の倫理意識、体制や職場風土及び契約、積算、施行管理など重要な事務執行など全体的な構造改革を目的とした検討を行い、各種の対策を考案し、実施に至っている。

それら構造改革対策の一環として、課長以上の管理職に対する研修や、重要事務 4 部門（①積算②施工管理・検査③コンプライアンス④契約）の課を横断したメンバーによる研修グループを設置し、活動を行ってきた。

（「建設局研修グループ等の活動報告書平成 30 年 3 月 29 日付け」から一部抜粋）

（1）管理職研修

月一回の局内会議において、建設局内管理職を対象に、倫理や契約、リスク管理や情報公開などの分野で管理職の役割や所属職員に周知すべき事項を中心

に研修を行った。

(2) 建設局内研修グループ

係長、担当職員レベルでの課題、問題点の抽出、事務の適正化等の対策を考案するとともにメンバー自らが講師となり課内研修等の実施をした。

① 積算グループ

積算グループは、ここ数年来、深刻な問題となっている設計違算について、その解消を柱に据えて「積算知識の蓄積・積算チェックの方法等の整備」、「設計書成果品の統一」「建設機械規格等基準の整理」の3つの検討メニューを設定し、それぞれの視点から積算の精度を上げる取組みを行った。具体的には、⑦積算にかかる現況把握⑧間違いを極力少なくするための設計書の様式改善や統一化⑨積算の知識の習得のための資料の作成や研修⑩積算基準等の取扱いの統一化⑪積算した設計書の内容確認のための手順、手法の確立など、一連の積算事務についての網羅的、体系的な対策を実施した。

② 施工管理・検査グループ

施工管理・検査グループは、工事現場での経験や先輩職員等からの指導や伝承により習得するいわゆる現場力について、基礎的な部分の養成に努めた。すなわち⑫施工管理に必要な基礎的な知識の習得と⑬実際の工事現場を利用した実地研修の2点に特化して研修を実施した。この作業の成果物として「施工管理マニュアル」を作り上げ、全技術職員に配布し所属ごとの研修に利用している。

③ コンプライアンスグループ

コンプライアンスグループは、平成28年度発生の不祥事を受け、具体的な再発防止策の検討・立案を担うこととなった。まず「職員不祥事に係る調査結果及び再発防止策に関する報告書（平成29年3月発行）」の分析と様々な観点から選んだアンケート調査を実施し、現状の把握を行った。その調査結果をもとに改善が必要と思われる事項や重要と思われる事項を抽出し、個別具体的に多くの意見や議論を交わしながら必要な方策を検討した。

再発防止策として立案された利害関係者の電話番号登録の削除や公用携帯電話の担当者への配布、過度なクレーム・苦情・要望への電話録音の活用方法の立案や徹底などは直ちに実行に移すことができ即効性のある対策となった。

また、事件の要因として浮かび上がった業者への「恩義」についてその発生メカニズム等の解明は、工事の発注から施工管理を経て完成させるまでの過程で、技術職員が様々な状況に直面することや困難な対応を迫られること、現場において様々な場面で複雑な心理が働くことなどを浮き彫

りにするとともに根柢の部分掘り下げで検討したことは画期的であった。

さらに「建設局倫理の日」の取組みとして、倫理条例について条文ごとに毎月解説する研修を1年かけて行い、全体を網羅する方法で実施した。

条例の全体像や趣旨が理解しやすく倫理に関する基本的な知識を習得する機会を提供した。

④ 契約グループ

建設局内で毎年行っている各種業務委託等の契約事務は、そのほとんどが、前例を踏襲し、機械的に処理をしている。このため、グループのメンバーが、入札契約事務に関する検討を行うとなると当初は戸惑いや疑問が多くあり、苦戦を強いられた。契約グループにおいては、まず契約事務全般について課題・問題点・疑問点、理解できていない事項、踏査・検討して欲しい事項などについて職員の意識調査を行った。その調査の結果をもとに、まず、法律や条例・規則などに基づく原理原則と遵守すべき業務委託事務の契約手続きを習得する研修メニューを作成した。次に、契約事務マニュアルについては、契約課が作成している業務委託事務ガイドラインをベースにより実務的な要素を補足した建設局版のマニュアルを作成し、さらに意識調査において疑問点として数多く示された事項や各課に共通する事項、特に重要と思われる事項をまとめて契約事務に関するQ&Aを作成した。これらのマニュアルやQ&Aの作成により、実務において本来あるべき姿を示すとともに、実務レベルでの注意点や改善点を整理している。

(3) 継続した実施

以上のように建設局全体の不祥事発生後の対応は、研修グループを中心として、伝統的な慣習にとらわれず原理原則を遵守することを基本とした構造改革である。すなわち、幹部職員だけでなく局内職員全体を対象とした内部統制システムに組み込んだ当該グループの活動により、倫理意識の向上を目指すものであり、加えて積算等の事務処理能力の精度改善やクレーム対応策などの実務的な改善策の構築・実施を着実にやっている。

また、この研修グループによる構造改革対策は、単年度で終わるものではなく、前年度の研修等で取り上げられた問題点及び疑問点も加えながら継続的に施策として実行するものであり、建設局研究グループの契約事務に係る不祥事問題対応は真摯に取り組んでいると評価できる。

そして、この活動は、今後も、人事異動により変動する担当職員の変化に関わらず、組織として継続的に実施されることが求められる。

第3章 監査結果及び意見

第1節 監査結果及び意見（全般）

建設局道路管理部は、広大な市域に展開する道路の維持管理と橋梁の長寿命化への取組みを主な業務としている。業務に必要なさまざまな所管契約事務の適切な執行と、重要なインフラ施設である道路及び橋梁を安全に維持するための適切な維持・修繕計画の策定と実施が求められている。

建設局道路管理部の行う事業について、今回の監査結果及び意見を、①契約事務、②施設の維持、点検及び物品の管理、③その他の事務事業の3つの観点から類別して説明を行うこととする。

1 契約事務について

道路管理部の業務の執行に関わる契約は、件数が多く金額的にも重要性が高く、適切な管理が必要である。

（1）道路管理課

ア 街路樹管理業務の委託契約における路線別作業完了報告書について

街路樹管理業務の委託契約における路線別作業完了報告書について、報告がされていないものが散見された。委託業者に路線ごとの作業が完了した都度に作業完了報告書を提出させるよう指導し、発注者として作業の完了を確認する必要がある。（結果1）

イ 花の北横断歩道橋について（共同管理協定の管理の不備について）

花の北横断歩道橋は、昭和57年に民間企業から寄付を受けたものである。当時、当該民間企業が営業していた施設に接続する歩道橋であったため、共同利用の観点からその保全管理については共同管理協定の覚書を交わしている。その後、平成18年に当該施設は別の民間会社に売却されたが、所有者変更時に、昭和57年の共同管理協定の引継ぎについて確認ができておらず、覚書の有効性が保たれているのか定かでない。事実確認をしたうえで、有効性を明らかにする必要がある。（結果5）

ウ JR網干駅南広場の長期賃貸借契約について

昭和51年以来、長期に渡る賃借土地について、今後も継続して買取り又は賃料減額に向けた交渉に努めることが望まれる。（意見9）

エ 委託契約の指名競争入札における問題点

予定価格に対する落札価格（落札率）が非常に高く、また指名業者も固定化している。競争性の確保について検討が望まれる。（意見10）

（2）道路保全課

ア 業務委託契約書における仕様書の不備について

建設機械回送業務委託契約について、契約書に仕様書の添付がなかった。契約書の形式的な面について、注意することが望まれる。（意見21）

イ 工事契約の変更について

競争入札により契約した工事契約の変更件数が非常に多い。変更契約が常態化してしまうと、契約機会の公平性、経済性を確保する競争入札の意義が失われてしまうおそれがある。工事や業務委託の設計時に事前の調査や近隣住民等へのヒアリングを十分に実施し、必要な工事内容を当初の設計に網羅的かつ正確に反映させ、契約変更の件数を減らすように努力することが望まれる。(意見 22)

ウ 契約変更により契約金額が 1,000 万円以上となる工事等について

当初の予定価格が 1,000 万円未満の指名競争入札による契約で、契約変更により 1,000 万円以上となる場合においては、一般競争入札を意図的に回避するためではなかったことを明らかにするために、事後的な確認ができるようにしていることが望まれる。(意見 23)

エ 工事契約における施工区域ごとの業者の決定について

単価契約による舗装補修工事の入札において、落札業者（2 者）の施工区域を決定した記録がなかった。落札業者の区域決定について協議をした内容を示す客観的な資料を作成しておくことが望まれる。(意見 24)

オ 指名停止を受けた単価契約工事の契約相手方への対応について

施工区域を分けた単価契約による舗装補修工事において、指名停止を受けた契約の相手方に代えて施工の指示をする他工区の業者については、透明性の観点からその選定の理由や過程を書面に記録するなどして、権限のある役職者の決裁を受けるようにすることが望まれる。(意見 25)

カ 業務委託契約の指名競争入札における問題点

市道等除草業務委託契約における指名競争入札業者の選定状況を見ると、同一の業者で固定され、新規参入などによる変動がほとんど見られない。競争を機能させる仕組みの検討が望まれる。(意見 26)

(3) 北部道路事務所

ア 公益財産法人姫路市シルバー人材センターへの業務委託について

清掃業務の委託について、平成 30 年度の契約委託料ではシルバー人材センターの会員への支払を賄えない「持ち出し」となっている。過去の支払い実績等を検証し、適正な委託料になるよう予算の見積を検討することが望まれる。(意見 44)

イ 舗装工事の下請けについて

工事の監督に際して、工事の実態の把握に努めるとともに、契約の相手方である元請業者及び下請業者・再下請業者の管理に注意を払うことが望まれる。(意見 45)

2 施設の維持、点検及び物品の管理について

道路施設の計画的な維持、点検及び修繕等の業務遂行に必要な備品等の物品の適切な管理が必要である。

(1) 道路総務課

ア 放置自転車対策について

市内の放置自転車台数は減少しており、放置自転車対策が一定の成果を出しているといえるものの、一部鉄道駅周辺等には依然として放置自転車が見られることから、さらなる放置自転車対策が望まれる。(意見1)

イ 大手前地下駐車場（指定管理者制度適用）について

周辺環境の変化により大手前地下駐車場の利用者が大幅に減少し、事業見込みと現状に大きな隔たりが生じている。これにより、運営している指定管理者の経営を圧迫しており、指定管理者制度による運営の継続が懸念される。姫路市としては、利用者増加に資する対策を講じること、また次の指定管理者の選定に当たっては、過去の利用実績から、駐車場サービス、駐車場維持コスト、将来予測について十分な検討を行ったうえ、安定的な運営の確保を前提とした事業計画の見直しを検討することが望まれる。(意見2)

(2) 道路管理課

ア 道路モニュメント（彫刻）について

(ア) モニュメントの管理台帳について、美術品を特定するための情報の記載が十分ではないので整備することが望まれる。(意見7)

(イ) 保険未加入のモニュメントについても保険への加入検討が望まれる。(意見8)

(3) 道路保全課

ア 常温合材の管理台帳について

常温合材については、受入日及び受入数量だけでなく、払出日及び払出数量並びに残数量を記録した台帳により管理するべきである。(結果4)

イ 定期パトロールについて

道路の通常パトロール等に加え、定期パトロール（年に1回程度徒歩でパトロールすること）の実施を検討することが望まれる。(意見12)

ウ 夜間パトロールについて

夜間パトロールの措置状況を記録するパトロール日誌が作成されていない。夜間パトロールの記録及び報告の方法について改善を検討することが望まれる。(意見13)

エ 異常気象時等パトロールについて

異常気象時等パトロールを行った路線や取り扱った事項の内容などを記録するパトロール日誌の作成が望まれる。(意見14)

オ 休日パトロールについて

ゴールデンウィークなど長期間に渡る連休の時期において、道路のパトロ

ールを実施するか否かの判断基準を姫路市道路パトロール実施要領に定めておくことが望まれる。(意見 15)

カ 備品台帳の記載方法について

保有するトラックが2台とも同じ小型貨物自動車であることから、備品台帳に記載されている異なる品名を同じ品名に訂正することが望まれる。

(意見 16)

キ 車両の稼働状況について

稼働日数が低い車両については、レンタル等の選択肢を検討することが望まれる。(意見 20)

(4) 長寿命化推進課

ア 花の北横断歩道橋に係る横断歩道橋長寿命化修繕計画との適合性について

花の北横断歩道橋の利用形態は架設当初と異なっており、現在、歩道橋の便益を享受しているのは民間企業のみとなっている。「姫路市横断歩道橋長寿命化修繕計画」は、市民の安全を最少のコストで確保する目的で計画されているものであるから、改めて利用状況を確認したうえで、今後発生する維持・管理費用と撤去にかかる費用を比較検討することが望まれる。(意見 30)

イ 倉庫の実地調査の結果について

(ア) 倉庫内のカーブミラー等の受払い管理について

倉庫内のカーブミラー等の受払い管理に不備があった。数量の管理が的確にできるような管理体制を構築することが望まれる。(意見 31)

(イ) 消耗品等の発注管理について

整備・補修用部品について受払いの状況等を帳簿に記録するなどして適時かつ的確に在庫状況を把握し、工事等の進捗に対応した発注管理ができるようにすることが望まれる。(意見 32)

(ウ) 現場から回収した中古部品等の管理について

現場から回収した中古のカーブミラーについては数量管理ができていない。帳簿等による受払管理をすることが望まれる。また、再利用の可能性を検討したうえで、適切な在庫管理をすることが望まれる。(意見 33)

(エ) 交通安全施設の設置や修繕等に必要な部材等の管理主体について

交通安全施設の設置や修繕等は長寿命化推進課の所管であるが、現場業務は、道路保全課の職員が兼務している。このことから、部材の保管や使用状況の管理はどちらの課が主体となっているか現状、明確ではない。管理は長寿命化推進課が行うべきであり、部材の在庫に関して主体的に管理を行い、現場において業務を行う道路保全課と情報共有できるような管理体制の構築を検討することが望まれる。(意見 34)

ウ 「姫路市橋梁長寿命化修繕計画」による定期点検について

平成 29 年 3 月に発生した橋梁側面剥落事故の調査や分析の結果を定期点検の内容にフィードバックすることなど現況を踏まえた対応を検討することが望まれる。(意見 35)

(5) 北部道路事務所

ア 備品管理について

(ア) 備品登録の漏れ

備品台帳に登録されていないことが判明した機械について、早急に備品登録処理を行うとともに、使用可能性について検討を行い、適切な処理を行うべきである。(結果7)

(イ) 市有品表示の徹底について

備品台帳の登録時の記載誤り及び備品シールの貼付がされていない備品があった。姫路市物品取扱規則等に従って、所定の管理を行うべきである。(結果8)

イ 資材置場の公有財産としての管理について

資材置場(夢前町高長35-1)については、普通財産ではなく行政財産(公用財産)として北部道路事務所で管理する必要があるため、適切な登録手続きを行うべきである。(結果9)

ウ 中古カーブミラー等の保管について

野晒し状態で放置されている中古カーブミラーの管理状況を改善し、応急処置の部材として利用可能な状態を維持することが望まれる。(意見38)

エ 道路パトロールについて

(ア) パトロール日報について

パトロール車以外の車両によるパトロールについても、パトロール報告書を作成することが望まれる。(意見40)

(イ) 道路パトロール実施の網羅性の確保について

網羅的に道路パトロールが実施できているかどうか確認できるような事務処理の方法を構築することが望まれる。(意見41)

オ 賃借しているデジタル複合機付属のPCについて

デジタル複合機及びPCの賃貸借契約締結後、遊休状態となっているPCについては、契約時の必要性の検討が不十分であった。今後は慎重な検討が必要である。また当該PCについて遊休状態にしておくのではなく、有効利用をすることが望まれる。(意見42)

カ ドライブレコーダーの管理について

車両廃棄の際に取外されるドライブレコーダーについては、個別に備品台帳に登録されない簿外資産となる可能性が高い。市場価値のある物品であると思われるので、その取扱い方法について検討し、個々のドライブレコーダーの異動状況を把握するなど管理体制の構築を検討することが望まれる。(意見43)

3 その他の事務事業について

その他、道路管理部において行われる各種事業について意見を述べる。

(1) 道路管理課

ア 津田歩道橋損傷に係る加害者に対する費用負担請求について

平成30年度決算において「津田歩道橋損傷に係る費用負担」として調定額18,222千円が諸収入に計上され、うち18,182千円が収入未済額となっている。加害者に対する現在の回収額は月額1万円ずつで、このままでは全額の回収は現実的ではない。加害者の資力調査も十分では無く、早急な調査を実施したうえで財産の差押えなど積極的な回収努力を行うことが望まれる。

(意見3)

イ 占用料の入金管理について

(ア) 入金管理システムの入力漏れ

占用料の入金管理システム上の納入日や調定日について入力漏れが散見された。正確な入金記録と徴収漏れチェックについて管理の改善が望まれる。(意見4)

(イ) 減免期間経過後の請求遅れ

占用料の免除期間の経過後、1年3か月以上占有料の徴収をしていないものがあつた。占用料は、姫路市の重要な財源であり、徴収漏れが発生すれば姫路市の経済的損失となるため、適切な管理方法を検討することが望まれる。(意見5)

ウ 街路樹アダプト団体の活動状況の把握について

街路樹に係る清掃等のボランティア活動を行うアダプト団体には、清掃用具の提供又は貸与等の支援を行っているが、定期的な活動報告が求められておらず作業人数など実際の活動状況が把握されていない。活動報告書の提出などを求めることが望まれる。(意見6)

(2) 道路保全課

ア 私道舗装補助審査会に関する要領の改定について

現在の市の組織の役職及び部署と整合するよう、要領を改定する必要がある。(結果2)

イ 道路監理員の任命手続について

道路監理員の任命事実や任命手続について、証跡を文書で残す必要がある。(結果3)

ウ 身分証票交付簿について

道路監理員の身分証票を管理する立入身分証明書管理簿の記載項目及び記帳方法の一部については、改善を検討することが望まれる。(意見11)

エ 私道舗装補助審査会の議事録について

私道舗装補助審査会の議事録を作成し決裁書に添付することが望まれる。(意見17)

オ 地元要望への対応について

地元要望に対する優先順位の基準について、現状の運用に差し支えない程度のルールを定め、優先処理の理由が分かるように記録することが望まれる。(意見 18)

カ 処理係への依頼伝票の起票者名について

補修等の依頼をかける場合に用いる「処理係への依頼伝票」について、災害対応に係る二次対応の際は、起票者が分からない。起票者名が分かる方法で記載することが望まれる。(意見 19)

キ 工事に係る予算の管理について

道路維持費と道路舗装事業費の科目等の適用について、土木工事と舗装工事が混在する工事形態の場合で予算に不足が生じた状況においても、できる限り工事の内容の実態を反映した目・事業区分で発注・支出を行うことが望まれる。(意見 27)

ク 予算の事業区分について

(ア) 業務・工事の実態と予算の事業区分の乖離について

業務又は工事の実態と予算の事業区分が乖離しており、予算の内容として、支出の目的が住民にも明瞭に理解されうるような形式になっていない。予算の事業区分を、業務や工事の実態に即したものとすることが望まれる。(意見 28)

(イ) 予算の事業区分の名称について

現状の予算の事業区分の名称は事業の実態に即しておらず、予算の明確性の観点から問題がないともいえないので、現在行われている事業の実態に即した見直しを検討することが望まれる。(意見 29)

(3) 北部道路事務所

ア 各種の実施要領の適用について

姫路市道路パトロール実施要領や道路照明灯設置基準等、道路管理部の実施要領の規定に従った業務の執行を行う必要がある。(結果 6)

イ 要望書への対応の状況について

(ア) 交通安全施設

交通安全施設に係る修繕及び整備について要望書が提出された案件が長期間未実施とならないように、予算の配分状況を再検討する必要がある。また、未実施となっている原因を分析するとともに実施にあたっての優先順位をつけ、対応することが望まれる。(意見 36)

(イ) 道路保全

修繕及び整備について要望書が提出された案件で長期間未実施となっているものが多くある。交通安全施設と同様の原因分析や優先順位づけの改善が必要なことはもちろん、予算配分の抜本的な見直しや要望の受付体制の改善が早急に必要である。(意見 37)

ウ 要望書の提出がない場合の対応の決定について

警察からの要請による交通安全施設の改善案件について、所長の決裁までに至る意思決定過程が確認できなかった。要望元が自治会ではない場合であっても、要請に対応する意思決定の過程が明確になるよう書面を作成するなど代替した手続を行うことが望まれる。(意見 39)

エ 北部道路事務所の予算管理・再配当

北部道路事務所の予算執行のプロセスについて、メリット（本庁の各課と北部道路事務所の一体管理）とデメリット（各課及び北部道路事務所の予算執行事務処理の煩雑性）を比較衡量し、長期的な課題として検討することが望まれる。(意見 46)

オ 予算の事業区分について

(ア) 業務・工事の実態と予算の事業区分の乖離について

業務又は工事の実態と予算の事業区分が乖離しており、予算の内容として、支出の目的が住民にも明瞭に理解されうるような形式になっていないことから、予算の事業区分を業務や工事の実態に即したものとすることが望まれる。(意見 47)

(イ) 予算の事業区分の名称について

現状の予算の事業区分の名称は事業の実態に即しておらず、予算の明確性の観点から問題がないともいえないので、現在行われている事業の実態に即した見直しを検討することが望まれる。(意見 48)

4 個別監査結果及び意見について

個別監査結果及び意見の一覧は、以下のとおりである。

(1) 監査結果の一覧

通し番号 (報告書頁)	第3章の項目番号及び項目名	内容	区分 (*)
結果1 (65頁～66頁)	第2節2 道路管理課	街路樹管理業務の委託契約における路線別作業完了報告書について、報告がされていないものが散見された。委託業者に路線ごとの作業が完了した都度に作業完了報告書を提出させるよう指導し、発注者として作業の完了を確認する必要がある。	1
結果2 (87頁～88頁)	第2節3 道路保全課	私道舗装補助審査会に関する要領について、市の組織変更に伴う改定がされていない。現在の市の組織の役職及び部署と整合するよう、要領を改定する必要がある。	3
結果3 (88頁)	第2節3 道路保全課	道路監理員の任命事実や任命手続について、証跡を文書で残す必要がある。	3
結果4 (89頁)	第2節3 道路保全課	常温合材については、受入日及び受入数量だけでなく、払出日及び払出数量並びに残数量を記録した台帳により管理するべきである。	2
結果5 (124頁～126頁)	第2節4 長寿命化推進課(所掌は道路管理課)	花の北横断歩道橋は、昭和57年に民間企業から寄付を受けたものである。当時、当該民間企業が営業していた施設に接続する歩道橋であったため、共同利用の観点からその保安全管理については共同管理協定の覚書を交わしている。その後、平成18年に当該施設は別の民間会社に売却されたが、所有者変更時に、昭和57年の共同管理協定の引継ぎについて確認ができておらず、覚書の有効性が保たれているのか定かでない。事実確認をしたうえで、有効性を明らかにする必要がある。	1
結果6 (140頁～141頁)	第2節5 北部道路事務所	姫路市道路パトロール実施要領や道路照明灯設置基準等、道路管理部の実施要領の規定に従った業務の執行を行う必要がある。	3
結果7 (141頁)	第2節5 北部道路事務所	備品台帳に登録されていないことが判明した機械について、早急に備品登録処理を行うとともに、使用可能性について検討を行い、適切な処理を行うべきである。	2
結果8 (141頁)	第2節5 北部道路事務所	備品台帳の登録時の記載誤り及び備品シールの貼付がされていない備品があった。姫路市物品取扱規則等に従って、所定の管理を行うべきである。	2
結果9 (142頁～143頁)	第2節5 北部道路事務所	資材置場(夢前町高長35-1)については、普通財産ではなく行政財産(公用財産)として北部道路事務所で管理する必要があるため、適切な登録手続きを行うべきである。	2

(2) 意見の一覧

通し番号 (報告書頁)	第3章の項目番号及び項目名	内容	区分 (*)
意見1 (45頁～47頁)	第2節1 道路総務課	市内の放置自転車台数は減少しており、放置自転車対策が一定の成果を出しているといえるものの、一部鉄道駅周辺等には依然として放置自転車が見られることから、さらなる放置自転車対策が望まれる。	2
意見2 (48頁～50頁)	第2節1 道路総務課	周辺環境の変化により大手前地下駐車場の利用者が大幅に減少し、事業見込みと現状に大きな隔たりが生じている。これにより、運営している指定管理者の経営を圧迫しており、指定管理者制度による運営の継続が懸念される。姫路市としては、利用者増加に資する対策を講じること、また次の指定管理者の選定に当たっては、過去の利用実績から、駐車場サービス、駐車場維持コスト、将来予測について十分な検討を行ったうえ、安定的な運営の確保を前提とした事業計画の見直しを検討することが望まれる。	2
意見3 (66頁)	第2節2 道路管理課	平成30年度決算において「津田歩道橋損傷に係る費用負担」として調定額18,222千円が諸収入に計上され、うち18,182千円が収入未済額となっている。加害者に対する現在の回収額は月額1万円ずつで、このままでは全額の回収は現実的ではない。加害者の資力調査も十分では無く、早急な調査を実施したうえで財産の差押えなど積極的な回収努力を行うことが望まれる。	3
意見4 (66頁～67頁)	第2節2 道路管理課	占用料の入金管理システム上の納入日や調定日について入力漏れが散見された。正確な入金記録と徴収漏れチェックについて、管理の改善が望まれる。	3
意見5 (67頁)	第2節2 道路管理課	占用料の免除期間の経過後、1年3か月以上占有料の徴収をしていないものがあつた。占用料は、姫路市の重要な財源であり、徴収漏れが発生すれば姫路市の経済的損失となるため、適切な管理方法を検討することが望まれる。	3
意見6 (67頁～68頁)	第2節2 道路管理課	街路樹に係る清掃等のボランティア活動を行うアダプト団体には、清掃用具の提供又は貸与等の支援を行っているが、定期的な活動報告が求められておらず作業人数など実際の活動状況が把握されていない。活動報告書の提出などを求めることが望まれる。	3
意見7 (68頁)	第2節2 道路管理課	モニュメントの管理台帳について、美術品を特定するための情報の記載が十分ではないので整備することが望まれる。	2
意見8 (68頁)	第2節2 道路管理課	保険未加入のモニュメントについても保険への加入検討が望まれる。	2
意見9 (68頁)	第2節2 道路管理課	昭和51年以来、長期に渡る賃借土地について、今後も継続して買取り又は賃料減額に向けた交渉に努めることが望まれる。	1
意見10 (69頁)	第2節2 道路管理課	委託契約の指名競争入札について、予定価格に対する落札価格(落札率)が非常に高く、指名業者も固定化している。競争性の確保について検討が望まれる。	1

通し番号 (報告書頁)	第3章の項目番号及び 項目名	内容	区分 (*)
意見 11 (89 頁～90 頁)	第2節3 道路保全課	道路監理員の身分証票を管理する立入身分証明書管理簿の記載項目及び記帳方法の一部については、改善を検討することが必要である。	3
意見 12 (90 頁～91 頁)	第2節3 道路保全課	道路の通常パトロール等に加え、定期パトロール（年に1回程度徒歩でパトロールすること）の実施を検討することが望まれる。	2
意見 13 (91 頁～92 頁)	第2節3 道路保全課	夜間パトロールの措置状況を記録するパトロール日誌が作成されていない。夜間パトロールの記録及び報告の方法について改善を検討することが望まれる。	2
意見 14 (92 頁)	第2節3 道路保全課	異常気象時等パトロールを行った路線や取り扱った事項の内容などを記録するパトロール日誌の作成が望まれる。	2
意見 15 (92 頁～93 頁)	第2節3 道路保全課	ゴールデンウィークなど長期間に渡る連休の時期において、道路のパトロールを実施するか否かの判断基準を姫路市道路パトロール実施要領に定めておくことが望まれる。	2
意見 16 (93 頁)	第2節3 道路保全課	保有するトラックが2台とも同じ小型貨物自動車であることから、備品台帳に記載されている異なる品名を同じ品名に訂正することが望まれる。	2
意見 17 (93 頁～94 頁)	第2節3 道路保全課	私道舗装補助審査会の議事録を作成し決裁書に添付することが望まれる。	3
意見 18 (94 頁～95 頁)	第2節3 道路保全課	地元要望に対する優先順位の基準について、現状の運用に差し支えない程度のルールを定め、優先処理の理由が分かるように記録することが望まれる。	3
意見 19 (95 頁～96 頁)	第2節3 道路保全課	補修等の依頼をかける場合に用いる「処理係への依頼伝票」について、災害対応に係る二次対応の際は、起票者が分からない。起票者名が分かる方法で記載することが望まれる。	3
意見 20 (96 頁)	第2節3 道路保全課	稼働日数が低い車両については、レンタル等の選択肢を検討することが望まれる。	2
意見 21 (96 頁～98 頁)	第2節3 道路保全課	建設機械回送業務委託契約について、契約書に仕様書の添付がなかった。契約書の形式的な面について注意することが望まれる。	1
意見 22 (98 頁～101 頁)	第2節3 道路保全課	競争入札により契約した工事契約の変更件数が非常に多い。変更契約が常態化してしまうと、契約機会の公平性、経済性を確保する競争入札の意義が失われてしまうおそれがある。事前の調査や近隣住民等へのヒアリングを十分に実施し、必要な工事内容を当初の設計に網羅的かつ正確に反映させ、契約変更の件数を減らすように努力することが望まれる。	1
意見 23 (101 頁～106 頁)	第2節3 道路保全課	当初の予定価格が1,000万円未満の指名競争入札による契約で、契約変更により1,000万円以上となる場合においては、一般競争入札を意図的に回避するためにはなかったことを明らかにするために、事後的な確認ができるようにしていることが望ましい。	1

通し番号 (報告書頁)	第3章の項目番号及び 項目名	内容	区分 (*)
意見 24 (107 頁～108 頁)	第2節3 道路保全課	単価契約による舗装補修工事の入札において、落札業者(2者)の施工区域を決定した記録がなかった。落札業者の区域決定について協議をした内容を示す客観的な資料を作成しておくことが望まれる。	1
意見 25 (108 頁～110 頁)	第2節3 道路保全課	施工区域を分けた単価契約による舗装補修工事において、指名停止を受けた契約の相手方に代えて施工指示をする他工区の業者については、透明性の観点からその選定の理由や過程を書面に記録するなどして、権限のある役職者の決裁を受けるようにすることが望まれる。	1
意見 26 (110 頁～113 頁)	第2節3 道路保全課	業務委託契約における指名競争入札の業者選定状況を見ると、同一の業者で固定され、新規参入などによる変動がほとんど見られない。競争を機能させる仕組みの検討が望まれる。	1
意見 27 (113 頁～114 頁)	第2節3 道路保全課	道路維持費と道路舗装事業費の科目等の適用について、土木工事と舗装工事が混在する工事形態の場合で予算に不足が生じた状況においても、できる限り工事の内容の実態を反映した目・事業区分で発注・支出を行うことが望まれる。	3
意見 28 (114 頁～116 頁)	第2節3 道路保全課	業務又は工事の実態と予算の事業区分が乖離しており、予算の内容として、支出の目的が住民にも明瞭に理解されうるような形式になっていないことから、予算の事業区分を業務や工事の実態に即したものとすることが望まれる。	3
意見 29 (116 頁～117 頁)	第2節3 道路保全課	現状の予算の事業区分の名称は事業の実態に即しておらず、予算の明確性の観点から問題がないともいえないので、現在行われている事業の実態に即した見直しを検討することが望まれる。	3
意見 30 (126 頁～127 頁)	第2節4 長寿命化推進課	花の北横断歩道橋の利用形態は架設当初と異なっており、現在、歩道橋の便益を享受しているのは民間企業のみとなっている。「姫路市横断歩道橋長寿命化修繕計画」は、市民の安全を最少のコストで確保する目的で計画されているものであるから、あらためて利用状況を確認したうえで、今後発生する維持・管理費用と撤去にかかる費用を比較検討することが望まれる。	2
意見 31 (127 頁)	第2節4 長寿命化推進課	倉庫内のカーブミラー等の受払い管理に不備があった。数量の管理が的確にできるような管理体制を構築することが望まれる。	2
意見 32 (127 頁～128 頁)	第2節4 長寿命化推進課	整備・補修用部品について受払いの状況等を帳簿に記録するなどして適時かつ的確に在庫状況を把握し、工事等の進捗に対応した発注管理ができるようにすることが望まれる。	2
意見 33 (128 頁)	第2節4 長寿命化推進課	現場から回収した中古のカーブミラーについては数量管理ができていない。帳簿等による受払管理をすることが望まれる。また、再利用の可能性を検討したうえで、適切な在庫管理をすることが望まれる。	2

通し番号 (報告書頁)	第3章の項目番号及び項目名	内容	区分 (*)
意見 34 (128 頁)	第2節4 長寿命化推進課	交通安全施設の設置や修繕等は長寿命化推進課の所管であるが、現場業務は、道路保全課の職員が兼務している。このことから、部材の保管や使用状況の管理はどちらの課が主体となっているか現状、明確ではない。管理は長寿命化推進課が行うべきであり、部材の在庫に関して主体的に管理を行い、現場において業務を行う道路保全課と情報共有できるような管理体制の構築を検討することが望まれる。	2
意見 35 (128 頁～129 頁)	第2節4 長寿命化推進課	平成29年3月に発生した橋梁側面剥落事故の調査や分析の結果を定期点検の内容にフィードバックすることなど現況を踏まえた対応を検討することが望まれる。	2
意見 36 (143 頁～144 頁)	第2節5 北部道路事務所	交通安全施設に係る修繕及び整備について要望書が提出された案件が長期間未実施とならないように、予算の配分状況を再検討する必要がある。また、未実施となっている原因を分析するとともに実施にあたっての優先順位をつけ、対応することが望まれる。	3
意見 37 (144 頁～145 頁)	第2節5 北部道路事務所	道路保全に係る修繕及び整備について要望書が提出された案件で長期間未実施となっているものが多くある。交通安全施設と同様の原因分析や優先順位づけの改善が必要なことはもちろん、予算配分の抜本的な見直しや要望の受付体制の改善が早急に必要である。	3
意見 38 (145 頁)	第2節5 北部道路事務所	野晒し状態で放置されている中古カーブミラーの管理状況を改善し、応急処置の部材として利用可能な状態を維持することが望まれる。	2
意見 39 (145 頁～146 頁)	第2節5 北部道路事務所	警察からの要請による交通安全施設の改善案件について、所長の決裁までに至る意思決定過程が確認できなかった。要望元が自治会ではない場合であっても、要請に対応する意思決定の過程が明確になるよう書面を作成するなど代替した手続を行うことが望まれる。	3
意見 40 (146 頁～147 頁)	第2節5 北部道路事務所	パトロール車以外の車両によるパトロールについても、パトロール報告書を作成することが望まれる。	2
意見 41 (147 頁)	第2節5 北部道路事務所	網羅的に道路パトロールが実施できているかどうか確認できるような事務処理の方法を構築することが望まれる。	2
意見 42 (147 頁～148 頁)	第2節5 北部道路事務所	デジタル複合機及びPCの賃貸借契約締結後、遊休状態となっているPCについては、契約時の必要性の検討が不十分であった。今後は慎重な検討が必要である。また当該PCについて遊休状態にしておくのではなく、有効利用をすることが望まれる。	2
意見 43 (148 頁～149 頁)	第2節5 北部道路事務所	車両廃棄の際に取外されるドライブレコーダーについては、個別に備品台帳に登録されない簿外資産となる可能性が高い。市場価値のある物品であると思われるので、その取扱い方法について検討し、個々のドライブレコーダーの異動状況を把握するなど管理体制の構築を検討することが望まれる。	2

通し番号 (報告書頁)	第3章の項目番号及び 項目名	内容	区分 (*)
意見 44 (149 頁～150 頁)	第2節5 北部道路事務所	清掃業務の委託について、平成30年度の契約委託料ではシルバー人材センターの会員への支払を賄えない「持ち出し」となっている。過去の支払い実績等を検証し、適正な委託料になるよう予算の見積を検討することが望まれる。	1
意見 45 (150 頁～151 頁)	第2節5 北部道路事務所	工事の監督に際して、工事の実態の把握に努めるとともに、契約の相手方である元請業者及び下請業者・再下請業者の管理に注意を払うことが望れる。	1
意見 46 (152 頁)	第2節5 北部道路事務所	北部道路事務所の予算執行のプロセスについて、メリット（本庁の各課と北部道路事務所の一体管理）とデメリット（各課及び北部道路事務所の予算執行事務処理の煩雑性）を比較衡量し、長期的な課題として検討することが望まれる。	3
意見 47 (152 頁～153 頁)	第2節5 北部道路事務所	業務又は工事の実態と予算の事業区分が乖離しており、予算の内容として、支出の目的が住民にも明瞭に理解されうるような形式になっていないことから、予算の事業区分を業務や工事の実態に即したものとすることが望まれる。	3
意見 48 (153 頁～154 頁)	第2節5 北部道路事務所	現状の予算の事業区分の名称は事業の実態に即しておらず、予算の明確性の観点から問題がないともいえないので、現在行われている事業の実態に即した見直しを検討することが望まれる。	3

(*) 「区分」について

- 1 : 契約事務に関する監査結果及び意見
- 2 : 施設の維持、点検及び物品の管理に関する監査結果及び意見
- 3 : その他の事務事業に関する監査結果及び意見

第2節 個別監査結果及び意見

1 道路総務課について

(1) 概要

ア 道路総務課の事務事業について

(ア) 道路総務課の所管事務について

道路総務課には、庶務、市道認定・寄附、放置自転車対策及び管理・境界の4つの担当が置かれている。

姫路市行政組織規則（平成元年規則第29号）第15条第1号によれば、道路総務課の主な事務分掌は次のとおりとなっている。

- ① 市道路線の認定、廃止等に関すること。
- ② 道路台帳に関すること。
- ③ 安全・安心生活道路整備に係る寄付に関すること。
- ④ 建設局の分掌事務に係る工事、設計等（他の機関から依頼されたものを含む。）の入札業者の指名に関すること。
- ⑤ 大手前地下駐車場の管理に関すること。
- ⑥ 開発行為の道路に関する指導に関すること。
- ⑦ 自転車駐車場の設置及び管理に関すること（他の機関の所属に属するものを除く。）。
- ⑧ 自転車の路上放置対策に関すること。
- ⑨ 都市計画法第7条に規定する市街化区域における国土調査法に基づく地籍調査に関すること。
- ⑩ 公共基準点の管理に関すること。
- ⑪ 市道等の境界協定に関すること。
- ⑫ 国（旧建設省所管）から譲与を受けた法定外公共物の財産管理に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- ⑬ 法定外公共物の譲与申請に関すること。
- ⑭ 法定外公共物に係る関係機関との連絡調整に関すること。

以上からわかるように、道路総務課においては、姫路市道の認定、私道の市道への編入要望処理、市道内私有地および建築基準法に基づく後退用地の寄附手続、開発行為に伴う道路に関する指導、公共基準点（街区基準点）の管理のほか、姫路市道上（国・県道除く。）の放置自転車等への対応、大手前地下駐車場や駐輪場の管理運営、駐輪場整備などの業務を行っている。また、市道と私有地との境界協定事務や、国から譲与を受けた里道・水路等の法定外公共物と私有地との境界協定事務をはじめ、用途廃止、都市計画法に基づく開発編入同意、付替など法定外公共物の財産管理に関する事務も行っている。

(イ) 道路総務課の事務概要について

(単位：千円)

事業名	事業内容	事業費 (平成30年度決算)
道路行政事務	建設局の連絡調整等	466
市道調査認定	市道の認定 寄附採納道路の受入測量及び登記	276
安全・安心生活道路整備	狭あい道路の整備	7,622
道路管理	未登記用地の測量及び登記 街区基準点の機能維持管理 民間開発の道路に関する指導	3,723
道路台帳整備	道路台帳の更新	57,864
道路敷整理	市道の敷地調査	6,696
法定外公共物管理	法定外公共物の財産管理 市道の境界確定	9,038
大手前地下駐車場管理運営	大手前地下駐車場の管理運営	270
放置自転車対策	放置自転車等の整理、撤去	28,987
駐輪場管理運営	駐輪場の管理運営	4,874
駐輪場整備	駐輪場の改修整備	6,804
合計		126,620

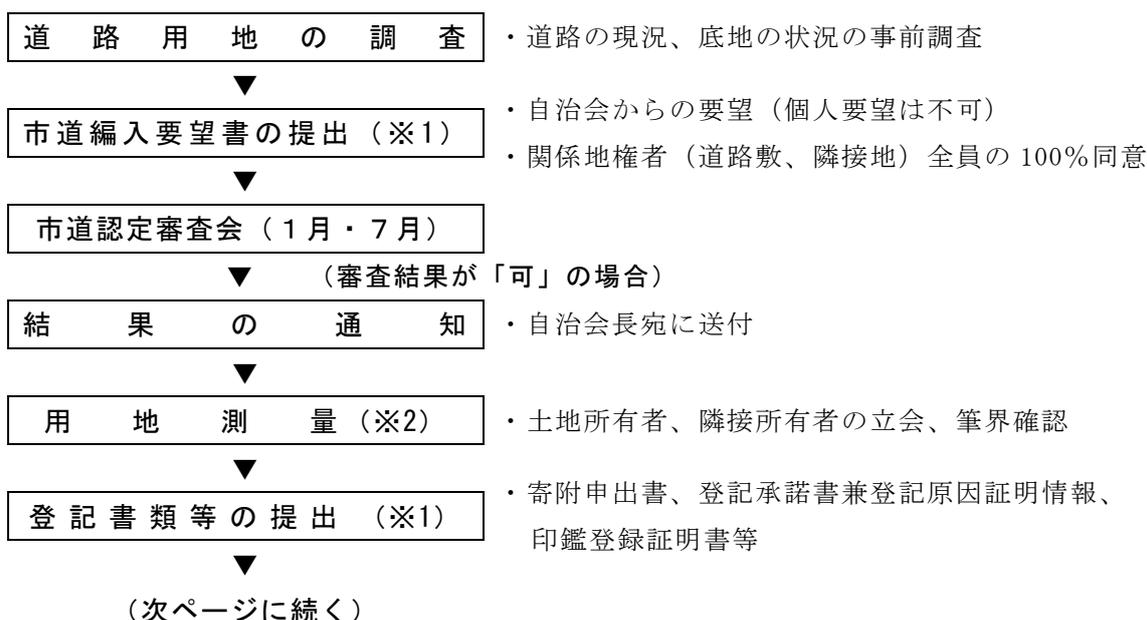
(出典：道路総務課提供資料)

イ 市道認定廃止業務について

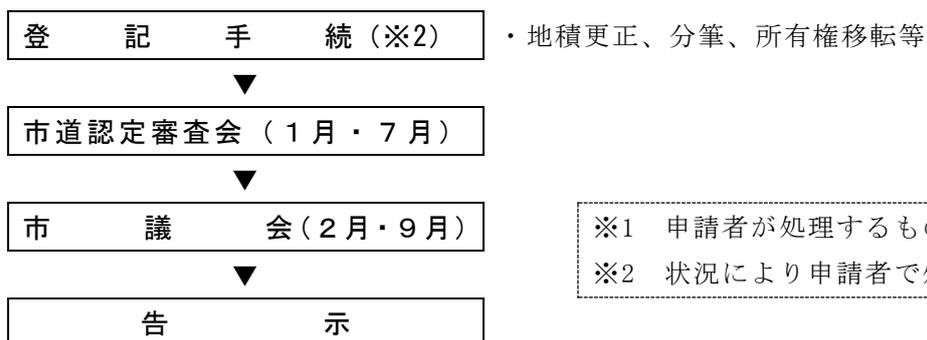
(ア) 市道認定廃止業務

姫路市が設置した道路、民間開発の帰属道路、地元要望による寄附採納道路及び兵庫県等からの引き継ぎの道路を、年2回（1月、7月）の姫路市道認定審査会の審査を経て、2月、9月の定例市議会の議決を経て市道として認定される（道路法第8条・9条・10条・18条）。

(イ) 市道編入処理の流れ（寄附採納道路）



(前ページより)



(ウ) 最近の認定状況

年度	認定		廃止		認定路線数等		
	路線数	延長(m)	路線数	延長(m)	路線数		延長(m)
					増減	累計	
平成 26	92	13,958.71	8	2,844.76	84	10,075	11,113.95
平成 27	76	13,258.07	16	6,696.15	60	10,135	6,561.92
平成 28	73	8,831.40	10	2,478.09	63	10,198	6,353.31
平成 29	93	9,942.33	17	2,524.68	76	10,274	7,417.65
平成 30	103	13,710.06	23	5,625.73	80	10,354	8,084.33

(出典：道路総務課提供資料)

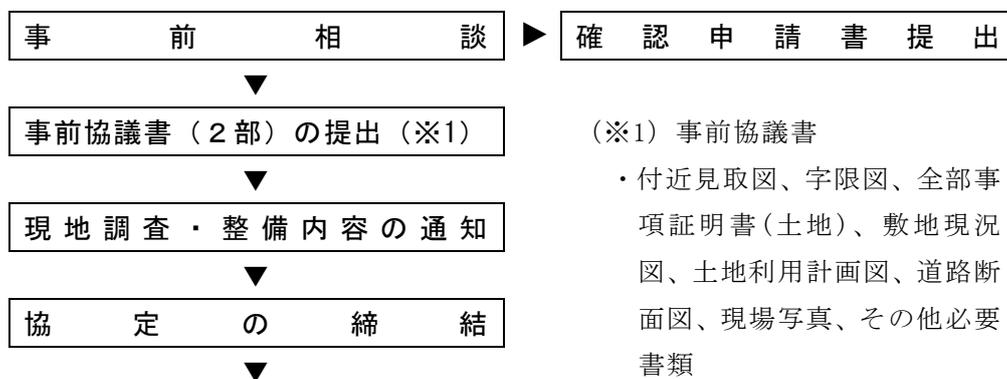
ウ 安全・安心生活道路整備事業事務について

(ア) 安全・安心生活道路整備事業

姫路市道の幅員4m未満の道路に接する土地へ建築物を建てる場合は、原則として道路の中心線から2m後退しなければならない(建築指導課対応)。

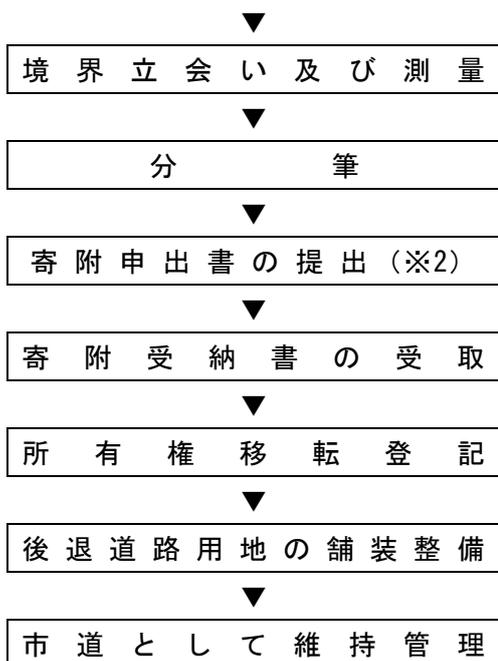
市道に接して後退した土地を姫路市へ寄附する場合は、分筆して(市が土地家屋調査士に委託)、寄附受納の後、道路保全課が道路を整備する。

(イ) 安全・安心生活道路整備手続きの流れ



(次ページに続く)

(前ページより)



(※2) 寄附申出書

- ・位置図、字限図、全部事項証明書(土地)、地積測量図、登記承諾書、印鑑登録証明書、その他必要事項

(ウ) 安全・安心生活道路(中心後退)整備事業の最近の実績

年度	申請(受理)件数			用地処理件数							
	寄附	無償使用	合計	寄附				無償使用			
				完了	継続	打切	合計	完了	継続	打切	合計
平成 26	26	0	26	9	16	1	26	0	0	0	0
平成 27	23	0	23	3	15	5	23	0	0	0	0
平成 28	32	0	32	14	18	0	32	0	0	0	0
平成 29	33	0	33	7	24	2	33	0	0	0	0
平成 30	32	0	32	4	25	3	32	0	0	0	0

(出典：道路総務課提供資料)

エ 道路敷地調査について

道路法第28条(道路台帳)に定める市道敷地構成(国有、地方公共団体有、民有)の調査、把握を行い、市道の適切かつ円滑な管理を図ることを目的としている。調査対象延長は540kmであり(合併前500km)、調査は平成元年度から開始され、毎年6km程度調査を実施している。

<最近の調査実績>

調査年度	調査延長(km)	調査経費(千円)	調査対象校区
平成25年度まで	322.4	253,767	—
平成26年度	7.3	6,696	大津
平成27年度	6.5	6,804	広畑・英賀保
平成28年度	5.5	6,048	荒川
平成29年度	5.9	6,696	荒川
平成30年度	5.6	6,696	荒川
合計	353.2	286,707	—

(出典：道路総務課提供資料)

オ 未登記道路敷地等処理事務について

市道区域内には、多数の道路内民有地が存在している。これらの道路内民有地の調査を行い、所有者より寄附の申し出があれば、市道区域内に存在していることを確認の上、受納処理を行う。

分筆が必要なときは、土地家屋調査士に業務を委託して行う。委託件数は、年間5件前後である。

<未登記道路敷地等処理件数（平成30年度）>

区分	路線数	筆数	処理面積（㎡）	延長（m）
処理済のもの	32	45	1,900.32	889
うち委託による処理	7	9	239.68	119

（出典：道路総務課提供資料）

カ 開発行為の道路に関する指導について

民間開発行為における道路の線形や構造の指導を行う。開発行為申請件数は年間120～140件程度である。

<最近の実績>

年度	申請件数	面積（㎡）	路線数	延長（m）
平成26	126	238,417	64	6,294
平成27	122	217,724	63	5,370
平成28	127	254,850	48	4,169
平成29	140	303,531	56	4,966
平成30	121	234,400	79	7,219

（出典：道路総務課提供資料）

キ 都市再生街区基準点の管理に関する業務について

市内D I D (Dencely Inhabited District;人口集中地区)地区内にある約6,400点（補助点含む）の街区基準点の管理及び復旧を行っている。

<平成27年3月現況調査結果>

区分	当初設置点数	現存	亡失
街区三角点（2級基準点相当）	215	211	4
街区多角点（3級基準点相当）	1,213	1,198	15
合計	1,428	1,409	19

（出典：道路総務課提供資料）

<街区基準点の復旧状況（国土地理院承認）>

年度	区分	件数	所要経費（千円）
平成26	3級基準点	2	約420
平成27	2級基準点	1	約400
	3級基準点	14	約1,500
平成28	2級基準点	1	約400
平成29	2級基準点	1	約450
平成30	3級基準点	2	約480

（出典：道路総務課提供資料）

ク 道路台帳の更新業務について

(ア) 道路台帳の更新業務

道路管理者は道路法第 28 条により、その管理する道路の台帳を調製し、これを管理することが義務づけられている。また、道路台帳は調書及び図面をもって組成されている（道路法施行規則第 4 条の 2）。

道路台帳更新業務は、前年度に引継ぎされた新設、改良道路について、道路台帳の図面及び調書（道路法施行規則に定められた調書の他、地方交付税の算定に必要な調書、道路施設現況調査提要に基づく調書、道路網図、橋梁台帳等施設管理台帳など）を作成・更新するものである。

平成 30 年度は道路台帳更新業務のほか、前年度成果データ及び本年度更新箇所図データのシステムへのインストール業務や 4 年おきに関係機関へ配布する路線網図作成を別途発注している。

また、平成 18 年度から運用している道路台帳システムの更新にあたり、部署間の情報共有による事務効率化・高度化やシステム統合による経費節減等を目的とした、次期道路台帳システムの構築についての方向性を検討している。

(イ) 道路台帳作業実績

年度	新規 (km)	改良 (km)	委託金額(円)	受託業者 (*)	
				その 1	その 2
平成 25 年度	16.10	30.20	54,544,350	㈱かんこう	㈱パスコ
平成 26 年度	7.30	24.30	50,982,480	国際航業㈱	アジア航測㈱
平成 27 年度	12.90	19.40	52,203,960	㈱かんこう	㈱パスコ
平成 28 年度	9.80	16.70	48,473,640	国際航業㈱	アジア航測㈱
平成 29 年度	5.26	17.74	42,420,240	㈱かんこう	アジア航測㈱
平成 30 年度	6.41	17.97	42,426,720	国際航業㈱	アジア航測㈱

(*) 受注業者その 1 は合併前の姫路市東部地域並びに家島町、夢前町、香寺町及び安富町の地域を、その 2 は合併前の姫路市西部地域を担当している。

(道路総務課提供資料を一部加工)

(ウ) 市道の推移

年度	路線数	延長 (m)	面積 (㎡)	舗装延長 (m)	舗装率 (%)
平成 25 年度	9,939	2,488,974	15,161,067	2,435,343	97.8
平成 26 年度	9,991	2,498,348	15,235,585	2,446,157	97.9
平成 27 年度	10,075	2,510,859	15,343,992	2,459,623	98.0
平成 28 年度	10,135	2,517,976	15,397,551	2,467,354	98.0
平成 29 年度	10,198	2,522,664	15,446,573	2,472,899	98.0
平成 30 年度	10,274	2,528,326	15,495,929	2,497,925	98.8

(出典：道路総務課提供資料)

ケ 大手前地下駐車場事業について

(ア) 施設の概要

- ① 構 造：鉄筋コンクリート造 地下2階
- ② 建築面積：5,483 m² (駐輪場合む)
- ③ 延床面積：8,446 m²
- ④ 収容台数：自動車 153 台 (他に自転車 264 台・原動機付自転車 105 台)

(イ) 事業費

区 分	事業費	
	駐車場部分	駐輪場部分
整備事業 (平成 2~5 年度)	2,920,000 千円	597,100 千円
改修事業 (平成 28 年度)	506,895 千円	14,047 千円
合 計	3,426,895 千円	611,147 千円

(出典：道路総務課提供資料)

(ウ) 営業時間

午前 7 時 ~ 午後 11 時

(エ) 管理方法

大手前地下駐車場は、指定管理者 (地方自治法第 244 条の 2 第 3 項・姫路市道路附属物自動車駐車場条例 (平成 25 年条例第 7 号) 第 19 条) により管理されている。

指定管理者：タイムズ・日本管財グループ

指定管理期間：平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 (令和 4) 年 3 月 31 日まで

大手前地下駐車場の利用料金は、指定管理者にその収入として収受させることとしている (いわゆる「利用料金制」(地方自治法第 244 条の 2 第 8 項・姫路市道路附属物自動車駐車場条例第 26 条ほか))。

また、姫路市は、指定管理者から次の計算式により計算された納付金を収受することとしている。

固定納付金 [1,100 万円] + 変動納付金 [(利用料金収入 - 固定納付金) × 41%]

固定納付金は、毎月 900,000 円 (3 月分は 1,100,000 円) が翌月 20 日までに納付され、変動納付金は 5 月 10 日までに納付されることとなっている。

(オ) 利用料金

改定等の時期等	料金体系
当 初	駐車 1 時間まで 300 円 以後 30 分毎に 150 円

改定等の時期等	料金体系
平成9年5月1日改定	駐車1時間まで400円 以後30分毎に200円 夜間料金1,200円
平成21年4月1日改定	駐車1時間まで400円 以後30分毎に200円 夜間料金 1,200円 1日最大3,200円 定期料金 1月22,000円 3月60,000円
平成25年4月1日改定	駐車30分毎に200円 夜間料金1,000円 1日最大2,000円 定期料金 1月20,000円 3月55,000円
平成29年4月1日指定管理	駐車30分毎に200円 夜間料金600円 1日最大1,500円 定期料金 1月20,000円 3月55,000円
令和元年7月1日社会実験	駐車30分毎に200円 夜間料金200円 1日最大800円 定期料金 1月20,000円 3月55,000円

(道路総務課提供資料を加工)

※ 大手前地下駐車場の利用状況については(3)イ(イ)を参照。

コ 姫路市の放置自転車対策について

放置自転車対策は、全国的に社会問題とされており、各自治体で駐輪場の整備・駐輪禁止区域の設定、放置自転車の撤去等の対策事業の実施により、ピークより放置台数は減少しているものの、放置自転車対策が課題となっている地方自治体も多い。

姫路市においては、通勤、通学、買物などのための自転車・ミニバイク利用の増大に伴う放置自転車対策として、姫路市自転車等の駐車秩序に関する条例(昭和63年条例第3号)により、自転車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車)の駐車秩序の確立を目指している。

< 姫路駅北における放置、駐輪自転車等台数の推移(各日放置台数最大時点) >

(平日)

(単位:台)

調査日	H27.5.13	H28.5.27	H28.11.4	H29.3.17	H29.10.20	H30.5.11	H30.11.30
調査基準時	13時	11時	19時	19時	17時	19時	19時
路上放置	650	541	507	500	503	402	359
駐輪場利用	5,349	5,062	4,345	4,139	4,723	4,915	4,538
合計	5,999	5,603	4,852	4,639	5,226	5,317	4,897

(日曜日)

(単位:台)

調査日	H27.5.17	H28.6.5	H28.10.30	H29.3.18	H29.11.15	—	H30.11.25
調査基準時	13時	15時	17時	15時	13時	—	17時
路上放置	605	409	507	458	460	—	298
駐輪場利用	4,392	3,749	4,342	4,064	4,305	—	4,488
合計	4,997	4,158	4,849	4,522	4,765	—	4,786

- (注) 1. 姫路駅北での放置自転車等定点調査による。
 2. 各基準時の前後1時間の範囲でカウントしている(「11時」であれば10:00~12:00の期間内に調査した数値)
 3. 各調査日において放置台数が最大となった調査基準時の数値であるため、駐輪台数は各調査日の最大値ではない。
 4. 自転車と原動機付自転車の台数であり、総排気量が50cc超の二輪車は含んでいない。
 5. 車体が道路と民地にまたがっているものは放置台数に含んでいる。

(ア) 公営駐輪場(注)の整備状況

(注) (ア)でいう「公営駐輪場」には、姫路市が建設・管理(指定管理者(下記(イ)(a)参照)による管理も含む)する駐輪場のほか、公益財団法人自転車駐車場整備センター(下記(b)(*)2参照)の運営(直営)による駐輪場も含む。

(a) 総括表

区分	有料駐輪場	無料駐輪場	合計
設置数	14か所	37か所	51か所
面積	15,589 m ²	11,753 m ²	27,342 m ²
収容台数(*1)	12,031台	7,647台	19,678台
利用率(*2)	80.1%	—	—

(*1) 原動機付自転車の収容台数を含む。

(*2) 有料駐車場の利用率の計算式は次のとおり(少数第1位未満四捨五入)。

$$\frac{\text{下記(b)の各駐輪場の利用計の合計}}{\text{下記(b)の各駐輪場の定数計の合計}} \times 100$$

なお、「定数計」とは、「定期契約の収容台数+一時利用の収容台数」を意味する。

また、「利用計」とは、「定期契約の契約数+一時利用の利用数」を意味する。

(出典：道路総務課提供資料)

(b) 有料駐輪場

場所	設置年月	管理者 (*1) (*2)	収容台数(台)			営業時間
			自転車	原付	合計	
姫路駅(中央地下)	昭和63年 9月	指定管理者	1,701	305	2,006	4:30~翌1:30
姫路駅(駅西地下)	平成 3年 9月	指定管理者	732	136	868	4:30~翌1:30
姫路駅(大手前地下)	平成 5年 4月	指定管理者	264	105	369	7:00~22:00
姫路駅(駅東口)	平成23年 3月	整備センター	1,735	—	1,735	4:30~翌1:40
姫路駅(駅東口第二)	平成27年 5月	整備センター	486	140	626	4:30~翌1:40
姫路駅(駅西)	平成24年 4月	整備センター	1,036	116	1,152	4:25~翌1:45
東姫路駅	平成28年 3月	整備センター	540	31	571	4:30~翌1:40
御着駅	平成 4年 4月	指定管理者	650	—	650	6:00~22:00
英賀保駅(南)	平成16年 4月	整備センター	1,198	100	1,298	5:00~翌0:30
英賀保駅(北)	平成30年 4月	整備センター	240	15	255	終日
ひめじ別所	平成17年 3月	整備センター	547	57	604	4:55~翌1:40
はりま勝原南	平成20年 3月	整備センター	1,036	62	1,098	5:00~翌0:45
はりま勝原北第1・第2	平成20年 3月	整備センター	189	22	211	終日
野里駅	平成21年 4月	整備センター	568	20	588	終日
合計(14か所)			10,922	1,109	12,031	—

(*1) 指定管理者：センターパーキング姫路（下記（イ）（a）参照）

整備センター：公益財団法人自転車駐車場整備センター（*2）が運営（直営）

(*2) 公益財団法人自転車駐車場整備センターは、自転車利用者の利便の増進及び道路交通の安全と円滑化を図るため、自転車等駐車場の整備に関する事業等を行い、地域社会の健全な発展に資することを目的として、昭和54年に建設大臣（当時）の許可を得て設立された。平成25年4月1日に、内閣総理大臣の認定を得て公益財団法人へ移行した。

（出典：道路総務課提供資料）

（c）無料駐輪場

① JR及び山陽電鉄沿線（1か所）

場所	設置年月	管理者	収容台数（台）	営業時間
姫路駅（忍町）	平成24年11月	姫路市	100	終日

（出典：道路総務課提供資料）

② JR沿線

場所	設置年月	管理者	収容台数（台）	営業時間
余部駅東	平成5年4月	姫路市	650	終日
余部駅西	平成6年4月	姫路市	230	終日
播磨高岡駅北	平成7年3月	姫路市	350	終日
播磨高岡駅南	平成7年3月	姫路市	100	終日
太市駅	平成8年3月	姫路市	500	終日
砥堀駅	平成10年3月	姫路市	100	終日
仁豊野駅南	平成11年8月	姫路市	50	終日
仁豊野駅北	平成30年2月	姫路市	80	終日
京口駅	平成15年4月	姫路市	180	終日
香呂駅東（北）	平成28年3月	姫路市	100	終日
香呂駅東（南）	平成28年3月	姫路市	110	終日
香呂駅西	平成28年3月	姫路市	150	終日
溝口駅	平成29年3月	姫路市	150	終日
合 計（13か所）			2,750	—

（出典：道路総務課提供資料）

③ 山陽電鉄沿線

場所	設置年月	管理者	収容台数（台）	営業時間
手柄駅	平成6年4月	姫路市	120	終日
亀山駅	平成2年9月	姫路市	70	終日
妻鹿駅	平成26年6月	姫路市	370	終日
白浜の宮駅（西）	平成22年4月	姫路市	260	終日
白浜の宮駅（北東）	平成25年11月	姫路市	310	終日
白浜の宮駅（北西）	平成26年11月	姫路市	160	終日
白浜の宮駅（南）	平成30年3月	姫路市	170	終日
八家駅	平成29年8月	姫路市	60	終日
的形駅（北西）	平成16年9月	姫路市	70	終日
的形駅（北東）	平成18年7月	姫路市	370	終日

場所	設置年月	管理者	収容台数（台）	営業時間
的形駅（南）	昭和60年 9月	姫路市	70	終日
大塩駅（東）	昭和56年 3月	姫路市	120	終日
大塩駅（西）	昭和63年 8月	姫路市	720	終日
大塩駅（北西）	平成31年 2月	姫路市	220	終日
大塩駅（北東）	平成31年 2月	姫路市	250	終日
西飾磨駅	平成元年 1月	姫路市	450	終日
夢前川駅（南）	平成26年 4月	姫路市	80	終日
夢前川駅（北）	平成29年 1月	姫路市	140	終日
広畑駅（東）	昭和58年 3月	姫路市	200	終日
広畑駅前	平成28年12月	姫路市	100	終日
平松駅	昭和58年 3月	姫路市	160	終日
網干駅	平成 3年 3月	姫路市	200	終日
合 計（22 か所）			4,670	—

（出典：道路総務課提供資料）

④ 鉄道沿線以外の場所（1か所）

場所	設置年月	管理者	収容台数（台）	営業時間
姫路港	平成13年10月	姫路市	127	終日

（出典：道路総務課提供資料）

（イ）有料市営駐輪場について

（a）指定管理者制度の導入

姫路市が建設し運営している有料駐輪場は、現在、姫路駅3か所（中央地下、駅西地下及び大手前地下）及び御着駅1か所の合計4か所ある（上記（ア）（b）参照）。

これらの駐輪場の管理については、平成29年度より、指定管理者が行っている（地方自治法第244条の2第3項・姫路市道路附属物自転車等駐車場条例（平成25年条例第8号）第19条）。指定管理の期間は平成33（令和3）年度までの5年間である。

指定管理者には3団体から応募があり、センターパーキング姫路が選定されている。センターパーキング姫路は、自転車駐車場の整備に関する事業を行う公益財団法人自転車駐車場整備センターと自転車駐車場管理の専門会社である株式会社駐輪サービスの共同事業体である。

なお、指定管理者制度の導入前は、姫路市道路附属物自転車等駐車場条例に基づき、市が直接料金を収入し、外部委託により管理運営していた。

（b）有料市営駐輪場の収支について

① 利用料金制

上記の4か所の市営駐輪場の利用料金は、指定管理者にその収入

として収受させることとしている（いわゆる「利用料金制」（地方自治法第 244 条の 2 第 8 項・姫路市道路附属物自転車等駐車場条例第 26 条ほか））。

また、姫路市は、指定管理者から次の計算式により計算された納付金を収受することとしている。

固定納付金〔600 万円〕 + 変動納付金〔(利用料金収入－600 万円) × 2%〕
--

② 利用料（収入）・委託費（支出）の推移

（単位：円）

年度	利用料収入 (*1)	管理業務委託費 (*2)	実収入 (*3)
平成 25 年度	96,649,023	77,612,535	19,036,488
平成 26 年度	96,352,300	82,000,512	14,351,788
平成 27 年度	88,721,544	82,655,640	6,065,904
平成 28 年度	87,489,686	83,989,440	3,500,246
平成 29 年度	87,833,800	—	7,693,000
平成 30 年度	87,186,300	—	7,623,726

(*1) 中央地下、西地下、大手前地下及び御着駅前の各駐輪場の利用料収入の合計額。

(*2) 中央地下、西地下、大手前地下及び御着駅前の各駐輪場に係る管理業務委託費の合計額。指定管理者制度の導入により、平成 29 年度以降は発生しなくなる。

(*3) 平成 25～28 年度（指定管理者制度導入前）の実収入は、駐輪場利用料収入から駐輪場管理業務委託費を差し引いた数値。平成 29 年度以降（指定管理者制度導入後）の実収入は、指定管理者からの納付金収入額。

（出典：道路総務課提供資料）

（ウ）路上駐輪場の整備

姫路駅周辺において発生している自転車の放置を解消するために、内々環状西線、内々環状東線を東西の両端として、十二所前線から姫路駅間の道路空間等を活用し、自転車を駐車させるための施設整備を行い、買物目的等の市民への短時間駐輪や料金負担等の軽減による利便性の向上を図っている。

路上駐輪場の整備・管理運営は公募により事業者を選定している。

事業期間	：平成 26 年 11 月 16 日から令和 2 年 3 月 31 日
事業者	：サイカパーキング(株)・一般社団法人ひとネットワークひめじ 共同事業体
収容台数	：525 台（平成 31 年 4 月 1 日現在）

<路上駐輪場利用状況（年間合計）>

年度	無料台数（台）	有料台数（台）	合計台数（台）	利用料金（円）
平成 27 年度	425,165	244,300	669,465	33,942,700
平成 28 年度	329,928	197,918	527,846	27,350,300
平成 29 年度	300,128	184,960	485,088	25,251,200
平成 30 年度	313,876	176,831	490,707	24,649,300

（出典：道路総務課提供資料）

（エ） 放置自転車の撤去方法

放置禁止区域（終日）及び放置準禁止区域（午後 8 時～翌日午前 10 時）については、警告エフ取り付け後、即日撤去する。

また、区域外については、警告エフ取り付け後一週間程度経過したものを撤去する。

（オ） 姫路駅周辺放置自転車等整理業務及び自転車保管場所管理業務

（a） 放置禁止区域等内の自転車等の整理、指導を行う業務を警備会社に委託して実施している。

曜 日	従事時間・従事者数
月 曜 日	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで 3 名
火～日曜日	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで 4 名 （令和元年度より 1 名減（5 名→4 名））

（b） 自転車保管場所において、移送自転車等の管理・返還・保管料徴収を行う業務を警備会社に委託して実施している（平成 26 年度より姫路駅周辺放置自転車等整理業務と併せて委託している。）。

場 所	：姫路バイパス高架下		
収 容 能 力	：約 3,000 台		
敷 地 面 積	：2,872 m ²		
返 還 日 時	：火曜日～日曜日	午前 9 時から午後 6 時まで	
移 送 保 管 料	：自転車 2,000 円	原動機付自転車 4,000 円	
管 理 人	：2 名（委託業者）	1 名（市嘱託職員）	

（c） 委託経費（平成 30 年度決算）：21,168,000 円

※ 姫路駅周辺以外の放置自転車撤去及び無料駐輪場周辺自転車整理は、市嘱託職員が実施している。

（カ） 姫路駅周辺等放置自転車移送業務

（a） 運送会社に委託して、放置禁止区域内の放置自転車等を姫路バイパス高架下の自転車保管場所に移送する。

(b) 平均撤去数：1日5台程度

(c) 委託経費（平成30年度決算）：5,863,104円

<放置自転車等の移送・返還状況（年度別）>

区分	移送状況				返還状況				返還率(%)	
	禁止	準禁止	区域外	計 a	禁止	準禁止	区域外	計 b	b/a	
平成 27	自転車	1,010	1,392	1,144	3,546	535	1,084	16	1,635	46.1
	バイク	35	26	15	76	31	25	1	57	75.0
	合計	1,045	1,418	1,159	3,622	566	1,109	17	1,692	46.7
平成 28	自転車	988	681	953	2,622	571	518	51	1,140	43.5
	バイク	19	20	17	56	21	23	13	57	101.8
	合計	1,007	701	970	2,678	592	541	64	1,197	44.7
平成 29	自転車	1,079	680	994	2,753	561	500	40	1,101	40.0
	バイク	18	12	16	46	17	13	1	31	67.4
	合計	1,097	692	1,010	2,799	578	513	41	1,132	40.4
平成 30	自転車	1,134	394	989	2,517	621	267	59	947	37.6
	バイク	24	8	17	49	17	7	1	25	51.0
	合計	1,158	402	1,006	2,566	638	274	60	972	37.9

(出典：道路総務課提供資料)

(キ) 処分

告示後6か月経過しても引き取りのないもののうち、使用可能なものについては、海外輸出を条件に業者へ有償譲渡している。また、使用不可能なものについては、スクラップ化してリサイクルしている。

<放置自転車等の処分状況（年度別）>

区分	処分方法								移送 保管料	
	海外販売リサイクル				スクラップ(リサイクル)					
	禁止	準禁止	区域外	計	禁止	準禁止	区域外	計		
平成 27	自転車	272	262	595	1,129	224	158	532	924	3,028,000
	バイク	0	0	0	0	0	0	0	0	216,000
	合計	272	262	595	1,129	224	158	532	924	3,244,000
平成 28	自転車	156	86	186	428	276	147	721	1,144	1,770,000
	バイク	6	2	17	25	0	0	0	0	144,000
	合計	162	88	203	453	276	147	721	1,144	1,914,000
平成 29	自転車	333	112	607	1,052	93	33	282	408	2,024,000
	バイク	3	1	12	16	3	1	23	27	116,000
	合計	336	113	619	1,068	96	34	305	435	2,140,000
平成 30	自転車	162	71	214	447	276	98	631	1,005	1,694,000
	バイク	0	0	0	0	0	0	0	0	96,000
	合計	162	71	214	447	276	98	631	1,005	1,790,000

(出典：道路総務課提供資料)

サ 道路総務課の所管財産について（法定外公共物等）

道路総務課では、次のような財産を所管している。

- ① 国から譲与を受けた財産のうち、道路法、河川法等が適用又は準用されない法定外公共物
- ② 平成 16 年度末まで置かれていた旧道路総務課及び河川管理課が所管していた道路法、河川法等が適用又は準用されない市有財産

（ア）国有財産の譲与の経緯

平成 11 年に、道路法、河川法等が適用又は準用されないいわゆる里道・水路等の法定外公共物のうち、その地盤が旧建設省の所管にかかるもので、現に公共の用に供されているものが、「国有財産特別措置法」に基づき国から市町村へ譲与されることとなった。

これを受け、姫路市では平成 13 年度から 16 年度までの 4 か年で譲与申請に伴う様々な作業を行い、譲与申請図書の作成・申請を経て、平成 17 年 3 月末日に譲与契約を締結した。

明治初年から長年にわたり国有財産であった法定外公共物は、このような経緯で市有財産になった。

また、法定外公共物の譲与と並行して、法定公共物である市道敷に介在する旧建設省所管の国有財産についても、「道路法」に基づき譲与を受けた。

（イ）譲与財産の性格

譲与を受けた財産の大部分は、法務局備付けの公図上、赤、青等で着色されているだけのいわゆる里道や水路と呼ばれる、登記されていない無地番長狭物である。これらは、国のガイドラインによる簡便な方法（測量等を行わずに法務局公図上でその位置を特定する方法）で譲与を受けたため、その延長、幅員、面積は確定されておらず、また現況も不明確であるものが多い。

（ウ）財産の譲与に伴う兵庫県からの事務引継ぎ

従来から市の自治事務とされていた法定外公共物の機能管理事務に加え、財産の譲与により、従来兵庫県が行っていた法定外公共物の財産管理事務（付替、用途廃止、都市計画法に基づく開発編入同意等）が市の事務になった。

（エ）法定外公共物の管理業務について

（a）法定外公共物の財産管理事務

次に掲げる事務を行っている。

区 分	平成 30 年度件数
付替	4
寄附受納	6
用途廃止	16
用途変更	0
地図訂正同意（譲与の一部変更申請を伴うもの）	3
土地収用法に基づく同意書	3
土地改良法又は土地区画整理法の規定に基づく編入承認	2

（b）法定外公共物及び市道敷に介在する旧建設省所管国有財産の譲与申請事務

譲与申請事務は、平成 17 年 3 月末の譲与契約により完了したが、申請誤り、申請漏れ等による契約修正、追加契約等が生じているため、その都度、国（近畿財務局神戸財務事務所）、県（兵庫県庁用地課、姫路土木事務所）と協議調整を行う。なお、簡便な方法による追加譲与申請制度は、恒久的に継続される。

（30 年度件数：追加 13 件、変更 9 件、削除 1 件）

（c）法定外公共物管理システムの維持運用

法定外公共物管理システムは、譲与申請作業において導入したシステムである。

当該システムは、法務局備付けの公図をベースとした譲与・非譲与の国有財産特定図面及びその一覧表をパソコンで管理するもので、地図情報としては公図以外にも地形図、地番図、航空写真、住宅地図等のデータを保有する。また、毎年譲与契約変更に伴うデータ更新業務を行い、システムの維持管理を行う。

なお、当該システムは、合併前の旧姫路市が構築したシステムであり、合併前の旧 4 町分（家島町、夢前町、香寺町及び安富町）については現時点ではシステム化されていない。

シ 境界業務について（市道及び法定外公共物）

（ア）市道及び法定外公共物の境界協定事務

（a）次の土地及び法定外公共物と、その隣接地との境界協定を行う。

- ① 市道の敷地を構成する土地（国から譲与を受けた旧建設省所管の里道及び水路、市有地並びに県有地）
- ② 国から譲与を受けた財産のうち、道路法、河川法等が適用又は準用されない法定外公共物
- ③ 平成 16 年度末まで置かれていた旧道路総務課及び河川管理課が所管していた道路法、河川法等が適用又は準用されない法定外公共

物（法が適用又は準用されない姫路市名義の土地）

(b) 境界に関する事前協議・相談、既協定の閲覧、平成8年度以前に兵庫県が行った境界協定との調整協議などを行う。

(c) 平成30年度の件数：647件

(イ) 地図訂正事務

平成30年度の件数：23件

(ウ) 既協定既明示証明

姫路市が行った境界協定等の既協定証明を行う。なお、平成8年度以前のものとは県姫路土木事務所が行う。

平成30年度の件数：14件（手数料 300円／1件）

(エ) 公有地間の境界確認

市道、法定外公共物、国、県管理の法定公共物との境界確認を行う。

平成30年度の件数：9件

(オ) 境界協定等破棄

過去に行った境界協定等の箇所が現境界と相違する場合、既協定等の破棄を行う。

平成30年度の件数：24件

(カ) 県への境界協定破棄照会

県が行った境界協定箇所が現境界と相違する場合、既協定の破棄の照会を行う。

平成30年度の件数：26件

(キ) 市道及び法定外公共物の境界訴訟事務

平成30年度の件数：1件

(ク) 市道の区域確認

平成30年度の件数：1件

(ケ) 道路台帳管理システム及び窓口支援システムの維持運用

平成24年1月より新たに運用している道路台帳管理システム及び窓口支援システムにおいて最新の状態を保つため、新規で境界協定を行った箇所の更新を行う。

(コ) 姫路市境界協定審査事務委託業務

平成30年11月より境界協定申請の審査事務の一部を、兵庫県公共嘱託

登記土地家屋調査士協会に業務委託している。

ス 道路総務課の証明手数料等について（平成 30 年度）

件数	金額 (円)	件数の内訳				
		幅員証明	境界既協定等証明	区域証明等	基準点	駐車場占用手数料
54	16,200	24	14	0	16	0

（出典：道路総務課提供資料）

（２） 監査手続

実施した監査手続は、次のとおりである。

- ① 道路総務課の事務事業の概要を把握するとともに、関連する法令、条例、規則等を閲覧し、内容の検討を実施した。
- ② 道路総務課の事務事業及び設備に係る詳細な資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者への質問を実施した。

（３） 監査結果及び意見

ア 監査結果

記載すべき事項はない。

イ 意見

（ア） 放置自転車対策について

姫路市では、自転車駐輪場の整備、条例に基づく放置禁止区域指定による放置自転車の規制・撤去及び駐輪場の設置、姫路駅周辺における路上駐輪場の整備等の放置自転車対策を進めてきた。これらの対策により、放置自転車の移送は 3,622 台（平成 27 年度）から 2,566 台（平成 30 年度）と減少させることができている。

全国的にも、国土交通省総合政策局総務課交通安全対策室が公表している「駅周辺における放置自転車等の実態調査の集計結果（平成 30 年 3 月）」によると、平成 27 年度の放置台数は約 8 万 1 千台、平成 29 年度の放置台数は約 6 万 1 千台となっており、放置台数は減少傾向にある（次ページの表「全国の放置自転車のある市区町村数、自転車の放置台数及び放置台数規模別の放置箇所数の推移」参照）。

ただ、姫路駅周辺の放置自転車台数の推移を見ると、ここ近年に関しては微減しているが、依然として約 500 台／日の放置自転車が存在している状況が分かる（次ページの表「姫路駅周辺の放置自転車台数の推移」参照）。

＜全国の放置自転車のある市区町村数、自転車の放置台数及び放置台数規模別の放置箇所数の推移＞

区分\年	昭和 62 (1987)	平成 9 (1997)	平成 19 (2007)	平成 21 (2009)	平成 23 (2011)	平成 25 (2013)	平成 27 (2015)	平成 29 (2017)
放置自転車のある 市区町村数	384	318	207	159	142	123	120	102
放置台数	798,630	644,240	329,154	237,692	176,521	122,997	81,098	61,760
放置箇所数	1,670 (100.0%)	1,522 (100.0%)	1,011 (100.0%)	769 (100.0%)	611 (100.0%)	467 (100.0%)	361 (100.0%)	290 (100.0%)
	1,000 台以上 (10.8%)	132 (8.7%)	39 (3.9%)	25 (3.3%)	14 (2.5%)	4 (0.9%)	2 (0.6%)	1 (0.3%)
	500～999 台 (16.9%)	248 (16.3%)	121 (12.0%)	82 (10.7%)	73 (11.9%)	45 (9.6%)	21 (5.8%)	13 (4.5%)
	100～499 台 (72.3%)	1,142 (75.0%)	851 (84.2%)	662 (86.1%)	524 (85.6%)	418 (89.5%)	338 (93.6%)	276 (95.2%)

(出典：国土交通省総合政策局総務課交通安全対策室「駅周辺における放置自転車等の実態調査の集計結果」
(平成 30 年 3 月) を加工)

＜姫路駅周辺の放置自転車台数の推移＞

年月	平日 (台/日)	休日 (台/日)
平成 25 年 10 月	1,545	1,412
平成 25 年 11 月	830	808
平成 25 年 12 月	712	779
平成 26 年 2 月	683	712
平成 26 年 3 月	656	693
平成 26 年 5 月	760	834
平成 26 年 6 月	805	827
平成 26 年 8 月	719	534
平成 27 年 1 月	669	646
平成 27 年 5 月	650	605
平成 27 年 10 月	527	438
平成 28 年 5 月	541	409
平成 28 年 8 月	429	267
平成 28 年 10 月	507	507
平成 28 年 12 月	487	463
平成 29 年 1 月	452	362
平成 29 年 3 月	500	458

(出典：姫路市自転車利用環境整備計画 (平成 30 年 6 月) を一部加工)

また、次ページの表「平日の市内の放置自転車台数及び公営駐輪場収容台数」によると、市内駅別の放置自転車の状況は、平成 29 年度時点では、姫路駅周辺の 500 台/日、山陽電鉄亀山駅の 137 台/日、J R 仁豊野駅の 92 台/日が目立っており、山陽電鉄亀山駅及び J R 仁豊野駅においては公営駐輪場収容台数を放置自転車台数が上回っている状況である。

なお、J R 仁豊野駅に関しては、平成 30 年 2 月に面積 155 m²・収容台数 80 台の無料公営駐輪場が設置されており、放置自転車は今後減少していくと考えられる。

このように、市内の放置自転車台数は減少しており、放置自転車対策が一定の成果を出しているといえるものの、一部鉄道駅周辺等には依然として放置自転車が見られることから、さらなる放置自転車対策が望まれる。

【意見 1】

＜平日の市内の放置自転車台数及び公営駐輪場（*1）収容台数＞

鉄道路線名	駅名	放置自転車台数 (*2)	公営駐輪場収容台数 (*3)
J R 山陽本線・ 山陽電鉄本線	姫路・ 山陽姫路	(台/日) 500	(台/日) 6,855
J R 山陽本線	網干	0	0
	はりま勝原	0	1,309
	英賀保	0	1,298
	東姫路	0	571
	御着	1	650
	ひめじ別所	0	604
J R 播但線	京口	0	180
	野里	1	588
	砥堀	0	100
	仁豊野	92	50
	香呂	6	360
	溝口	1	150
J R 姫新線	播磨高岡	2	450
	余部	14	880
	太市	0	500
山陽電鉄本線	手柄	0	120
	亀山	137	70
	飾磨	0	0
	妻鹿	0	370
	白浜の宮	1	730
	八家	0	0
	的形	16	510
	大塩	4	840
山陽電鉄網干線	西飾磨	0	450
	夢前川	0	220
	広畑	0	300
	山陽天満	0	0
	平松	0	160
	山陽網干	0	200

(*1) 「公営駐輪場」には、姫路市が建設・管理（指定管理者による管理も含む）する駐輪場のほか、公益財団法人自転車駐車場整備センターの運営（直営）による駐輪場も含む。

(*2) 姫路駅周辺は平成 29 年 3 月時点の放置台数。その他の駅は平成 29 年 6 月時点の放置台数。

(*3) 平成 29 年 3 月時点の収容台数

（出典：姫路市自転車利用環境整備計画（平成 30 年 6 月）を一部加工）

(イ) 大手前地下駐車場について

大手前地下駐車場は、中心市街地の違法駐車対策や周辺道路の渋滞を緩和する目的により平成2年から平成5年にかけて整備され、平成5年に運用を開始した。また、施設の老朽化により平成28年4月から平成29年3月にかけて大規模改修が行われた。

<大手前地下駐車場の利用状況>

年度	駐車台数 (台)	使用料収入 (円)	平均回転率	修正回転率	使用料収入の 対前年増減率
平成5	202,030	118,855,509	2.37	4.65	—
平成6	229,628	138,689,424	2.65	5.34	16.7%
平成7	258,015	159,528,073	2.98	6.14	15.0%
平成8	259,422	158,207,468	2.99	6.09	-0.8%
平成9	230,142	176,466,205	2.66	5.09	11.5%
平成10	211,385	163,127,196	2.44	4.71	-7.6%
平成11	202,467	150,432,936	2.34	4.34	-7.8%
平成12	188,773	138,517,484	2.18	4.00	-7.9%
平成13	181,517	138,185,347	2.09	3.99	-0.3%
平成14	160,442	118,227,687	1.85	3.41	-14.4%
平成15	150,885	109,948,748	1.74	3.17	-7.0%
平成16	140,447	101,116,263	1.62	2.92	-8.0%
平成17	125,486	90,314,462	1.45	2.61	-10.7%
平成18	119,871	87,941,920	1.38	2.54	-2.6%
平成19	118,610	85,415,519	1.37	2.46	-2.9%
平成20	117,107	89,026,460	1.35	2.57	4.2%
平成21	115,225	85,395,867	1.33	2.46	-4.1%
平成22	101,014	69,748,463	1.16	2.01	-18.3%
平成23	96,678	67,303,662	1.11	1.94	-3.5%
平成24	90,535	62,375,160	1.04	1.80	-7.3%
平成25	91,252	64,447,059	1.05	1.86	3.3%
平成26	91,730	66,202,694	1.06	1.91	2.7%
平成27	100,623	75,087,444	1.16	2.17	13.4%
平成28	改修事業による営業休止				
平成29	65,980	47,735,250	1.18	2.13	-36.4%
平成30	48,744	30,758,200	0.87	1.37	-35.6%

(注) 平均回転率、修正回転率は小数第2位未満切捨て(平成5年度のみ小数第2位未満切上げ)。

使用料収入の対前年増減率はパーセント表示の小数第1位未満切捨て。

平均回転率=駐車台数/360日/237台(平成5年度)

=駐車台数/365日/237台(～平成27年度)

=駐車台数/365日/153台(平成29年度～)

修正回転率=使用料収入/360日/237台/300円(平成5年度)

=使用料収入/365日/237台/300円(～平成8年度)

=使用料収入/365日/237台/400円(～平成27年度)

=使用料収入/365日/153台/400円(平成29年度～)

(出典：道路総務課提供資料)

上記利用状況を見て分かるとおり、平成9年前後をピークに年々駐車場台数、使用料収入が減少傾向にある。これは平成21年から開始された姫路城の平成の大改修の影響もあるが、商業施設のドーナツ化現象による駐車場付近の商業施設の閉店に伴い、駐車場利用が減少していることが主な要因と考えられる。また、周辺に一か所当たりの駐車台数は少ないが、多数のコインパーキングが営業を開始していることも要因として考えられる。

これと同様の傾向は、近隣の大型駐車場施設に関しても表れている（下表参照）。

<近隣駐車場台数の推移>

(単位:台)

年度	大手前公園地下	姫路駅前立体	キャスパ地下	じばさんびる	大手門	姫山	イーグレ地下
平成6	246,243	163,386	234,459	42,962	386,234	172,615	
平成7	249,615	163,446	248,766	43,245	402,631	167,862	
平成8	231,218	163,835	244,463	40,012	421,987	172,993	
平成9	202,583	137,563	252,111	36,004	395,765	170,558	
平成10	192,401	112,309	258,956	33,312	390,869	167,676	
平成11	184,748	95,888	256,759	37,095	376,184	172,739	
平成12	175,216	76,246	252,333	32,842	364,131	173,289	
平成13	178,549	76,376	254,537	30,719	349,855	176,930	100,836
平成14	150,098	82,736	249,115	27,847	319,606	177,813	122,970
平成15	152,699	79,007	248,570	26,157	306,847	161,158	123,030
平成16	142,793	74,567	239,385	26,119	286,576	131,475	117,233
平成17	143,738	77,018	236,089	24,701	275,777	128,364	135,252
平成18	157,753	71,498	231,394	23,934	292,987	135,047	133,725
平成19	154,192	73,763	229,142	22,873	289,084	87,460	137,706
平成20	151,750	65,889	217,610	23,287	269,523	106,476	109,869
平成21	153,628	58,296	219,401	22,754	269,142	118,147	92,401
平成22	132,637	54,721	208,608	20,637	185,475	108,971	99,569
平成23	130,130	52,575	216,705	18,758	211,725	112,250	99,498
平成24	121,104		198,463	19,630	213,023	115,086	93,056
平成25	126,744		145,983	29,416	238,683	126,462	89,735
平成26	126,273		158,626	27,632	265,562	130,154	85,246
平成27	159,566		186,849	8,671	361,875	175,213	89,811
平成28	154,340		192,226	5,509	298,961	144,960	93,996
平成29	138,328		195,530	4,546	263,604	132,844	97,572
平成30	130,507		200,486	9,842	230,851	114,322	92,526

(出典：道路総務課提供資料)

このように、周辺環境の変化により大手前地下駐車場の利用者が大幅に減少し、指定管理者の事業見込みと現状に大きな隔たりが生じている。これにより、運営している指定管理者の経営を圧迫しており、指定管理者制度による運営の継続が懸念される。姫路市としては、まず利用者増加に資する対策を講じること、また次の指定管理者の選定に当たっては、過去の利用実績から、駐車場サービス、駐車場維持コスト、将来予測について十分な検討を行ったうえ、安定的な運営の確保を前提とした事業計画の見直しを検討することが望まれる。【意見2】

2 道路管理課について

(1) 概要

ア 業務概要

道路管理課の主たる業務は、道路占用許可及び占用料の徴収、街路灯・道路照明灯の電気料金の支払い、街路樹剪定等の業務委託契約に伴う事務、道路の清掃などであり、具体的な分掌事務は以下のとおりである。

① 道路管理事務

道路事故、放置自動車、特殊車両通行協議、道路法第 24 条工事、法定外道路改築・機能審査、道路占用許可・道路占用料徴収、道路掘削許可に関する事務

② 街路灯管理事務

街路灯・道路照明灯の電気料金の支払いに関する事務

③ 街路樹管理事務

街路樹管理業務（街路樹剪定等の業務委託契約）、街路樹アダプト制度に関する事務

④ 道路等清掃事務

道路清掃業務、表面管理業務（道路上の不法投棄・落下物の撤去、通行障害の除去業務）

※なお、道路パトロール車の運行管理業務及び除草業務については、令和元年度から、道路保全課から道路管理課に移管されている。

イ 道路管理事務について

(ア) 道路事故関係（交通事故・道路事故に伴う求償・賠償事務）

(a) 交通事故に伴う賠償事務

車両による事故で市道や道路付属物（ガードレールなど）に損害があった場合、道路法第 58 条第 1 項に基づき、加害者に対し、損害賠償を請求する。加害者が任意保険に加入していれば、保険会社との交渉になるが、任意保険未加入者であれば、姫路市が加害者と直接交渉することになる。

(b) 道路事故に伴う求償・賠償事務

市道や道路付属物の瑕疵が原因となって起こった事故について、国家賠償法第 2 条第 1 項に基づき、被害者に対し損害賠償を行う。この場合、他に損害の原因について責任を有する者があれば、国家賠償法第 2 条第 2 項に基づき、その者に対して姫路市が求償することになる。

被害者に対して支払われる損害賠償金については、姫路市が加入している道路賠償保険により保険金が支払われるところ、平成 30 年度の道路事故による保険金収入は、7 件の道路事故案件に対し、合計

1,502,038 円であった。

(イ) 放置自動車関係（指導・撤去業務）

市道に長期間放置されている自動車について、近隣住民の通報などに基づいて警告の張り紙などの対応を行う。

放置自動車にナンバープレートがついており、車両登録がされている車両については、警察が所有者を探して対応するが、ナンバープレートのない車両については、市が対応しなければならず、道路法第 44 条の 2 に基づき、撤去等を行う。

(ウ) 特殊車両通行協議関係

(a) 特殊車両とは、車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度を超える車両をいい、通常は、道路を通行することができないが（道路法第 47 条）、道路管理者は、申請に基づき、当該車両の通行を許可することができる（同第 47 条の 2）。

通行する道路が、道路管理者を異にする 2 以上の道路に係るものであるときは、政令で定めるところにより、1 の道路の道路管理者が許可を行うが（同条第 2 項）、道路管理者が同項の許可をしようとするときは、他方の道路管理者と協議し、その同意を得なければならないとされている（同項但書）。

(b) 姫路市では、市道のみでの通行を目的とする特殊車両の通行許可の申請件数は少なく、大部分は国道、県道にまたがって通行する場合の許可であり、道路管理課の主たる業務は道路法第 47 条の 2 第 2 項但書の国や県との協議及び同意である。

(エ) 道路法第 24 条工事関係（道路管理者以外が行う道路工事に係る承認等）

道路管理者以外の者は、既存の市道について、たとえばマンションなどを建設する際などに、宅地利用に合わせて出入口の確保のため市道に帰属する歩道の舗装や側溝の蓋掛けなどの工事が必要な場合に、市の承認を受けて工事を行うことができる（道路法第 24 条）。ただし、工事費用は申請者が負担する（同法第 57 条）。

(オ) 法定外道路改築・機能審査関係

(a) 法定外道路改築

法定外道路（里道）における改築工事の許可申請に伴う事務である。姫路市としては許可を行うのみで、工事費用は申請者が負担する。

<参考>

法定外道路などの法定外公共物のうち公共物としての機能があるものについては、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権

一括法)の施行に伴う国有財産特別措置法の改正により、平成17年3月31日までに国から市町村に譲与された。

(b) 機能審査

機能審査に関する事務は、主に2つの事務に分けられ、一つは、官民境界に伴い、決められる境界に基づいて法定外道路としての利用機能が確保できるかを審査する事務であり、もう一つは、法定外道路の用途廃止申請に伴い、法定外道路の利用者がいないかなど利用機能が失われても問題がないかを審査する事務である。

(カ) 道路占用関係 (道路法第32条等に基づく道路占用に係る指導・許可等)

(a) 道路占用とは

道路占用とは、道路法第32条第1項第1号から第7号に掲げる工作物、物件または施設を設け、継続して道路を使用することをいう。

これに対し、道路を継続的ではなく一時的に本来の目的以外で使用する場合は、道路交通法第77条により警察署長の許可が必要となる。祭りで設置される露店・屋台は、警察と協議して、道路使用又は道路占用なのかを判断している。道路占用は継続使用の有無が基準であるが、基本的に1日を跨ぐかどうかで判断している。

(b) 道路占用許可

① 許可基準

< 占用許可の基準 >

- i) 道路法第32条第1項各号のいずれかに該当するものであること
- ii) 道路の敷地外に余地がないためやむを得ないものであること
- iii) 道路法第32条第2項第2号から第7号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合すること

i) ~ iii) の基準を満たせば許可を与えることができる。許可をするかどうかは、原則として道路管理者である姫路市の自由裁量であるが、水道、下水道、鉄道、ガス、電気等の事業のための道路占用については、i) ~ iii) の基準を満たす限り、許可しなければならない(道路法第36条)。

<道路法（抜粋）>

（道路の占用の許可）

第 32 条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 三 鉄道、軌道その他これらに類する施設
- 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- 六 露店、商品置場その他これらに類する施設
- 七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

- 一 道路の占用（道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。）の目的
 - 二 道路の占用の期間
 - 三 道路の占用の場所
 - 四 工作物、物件又は施設の構造
 - 五 工事実施の方法
 - 六 工事の時期
 - 七 道路の復旧方法
- 3～5 （略）

（道路の占用の許可基準）

第 33 条 道路管理者は、道路の占用が前条第一項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

2 （略）

② 許可業務

審査事務は、道路法、道路法施行令、道路法施行規則、道路占用事務取扱要綱（兵庫県）、姫路市道路占用規則などに基づいて行う。

許可の方針と基準は、道路法及び道路占用事務取扱要綱（兵庫県）に基づいて判断する。

<道路占用料収入の変遷>

年 度	金 額 (円)	前年度対比率
平成 21 年度	726,530,970	—
平成 22 年度	743,303,360	102.3%
平成 23 年度	751,200,810	101.1%
平成 24 年度	759,038,300	101.0%
平成 25 年度	764,277,490	100.7%
平成 26 年度	767,440,190	100.4%
平成 27 年度	779,133,130	101.5%
平成 28 年度	783,318,210	100.5%
平成 29 年度	782,461,190	99.9%
平成 30 年度	793,237,790	101.4%

<直近3年の占用料内訳>

占用物件等		平成 28 年度決算		平成 29 年度決算		平成 30 年度決算		
		数量	金額 (円)	数量	金額 (円)	数量	金額 (円)	
1	関西電力		185,798,380		186,177,560		188,730,820	
	①電柱	本	53,068	110,303,850	53,178	110,531,970	53,558	111,321,830
	②NTT共架柱	本	6,492	8,498,500	6,524	8,540,060	6,518	8,532,090
	③管路	m	382,846	66,504,502	382,924	66,518,050	393,190	68,301,290
	④その他	-	-	491,528	-	587,480	-	575,610
2	NTT		255,861,600		256,218,960		256,622,640	
	①電話柱・電柱	本	17,792	26,125,910	17,824	26,173,490	17,832	26,184,690
	②関電共架柱	本	26,015	15,609,050	26,233	15,739,600	27,109	16,265,250
	③管路	m	1,639,554	213,997,140	1,640,524	214,123,800	1,639,827	214,032,830
	④電話ボックス等	-	-	129,500	-	182,070	-	139,870
3	大阪ガス		232,551,000		234,848,320		238,772,830	
	①管路	m	1,161,118	232,551,000	1,185,468	234,848,320	1,188,149	238,772,830
4	その他		109,107,230		105,216,350		109,111,500	
	①管路	m	91,389	28,067,850	113,557	34,875,980	114,463	35,154,080
	②有線放送(2社)	m	27,276	613,310	20,936	470,760	18,801	422,760
	③看板	m ²	2,247	14,615,510	2,240	14,569,600	2,148	13,973,640
	④足場	件	123	9,296,100	142	6,061,100	143	10,219,500
	⑤法定外道路	-	-	3,597,520	-	3,714,430	-	3,803,430
	⑥地下街 他	-	-	52,916,940	-	45,524,480	-	45,538,090
合 計			783,318,210		782,461,190		793,237,790	

＜道路占用許可申請手数料の変遷＞

年 度	件 数	金額（円）	前年度対比
平成 21 年度	1,581	632,400	—
平成 22 年度	1,947	778,800	123.1%
平成 23 年度	2,120	848,000	108.9%
平成 24 年度	1,642	656,800	77.5%
平成 25 年度	1,678	671,200	102.2%
平成 26 年度	1,488	595,200	88.7%
平成 27 年度	1,664	665,600	111.8%
平成 28 年度	1,598	639,200	96.0%
平成 29 年度	1,498	599,200	93.7%
平成 30 年度	1,395	558,000	93.1%

以上のとおり、道路占用料収入は年々増加傾向にあり、姫路市にとって重要な財源となっている。

⑥ 無許可占用への対策

通報等により無許可占用が判明した場合、速やかに許可申請を行うように指導するなど厳正に対処している。

(c) 道路占用料徴収

① 占用料徴収業務

道路法第 39 条第 2 項において、「占用料の額及び徴収方法は道路管理者である地方公共団体の条例で定める。」と規定されているところ、姫路市では、姫路市道路占用料徴収条例（昭和 23 年条例第 33 号）を定め、これに基づいて占用料の徴収を行っている。

② 占用料の額

姫路市道路占用料徴収条例において占用物件ごとに定められている。

③ 入金管理

専用の管理システムを導入し、占用料の入金管理を行っているが、当該管理システムにおいては、調定番号、会社名、占用料額、申請内容、占用物件、占用期間、収入金額、調定日、納入通知日、納入期限、納入日などが一覧できるようになっており、調定番号ごとに入金の有無を確認することができる。

入金管理の基本的な流れについては、前記「占用事務の流れ」のフローチャートのとおりであるが、以下補足する。

まず、占用料の徴収方法は前納とされ、占用許可期間が1年以下のものは、占用許可の際に徴収し、占用許可期間が1年を超えるものは、初年度分は占用許可後10日以内に徴収し、翌年度以降の占用料は毎年度当該年度分を5月末日までに徴収するとされている（姫路市道路占用料徴収条例第7条）。

新規許可申請や更新許可申請については、占用料の納付書を確認してから許可書を交付するので、基本的に未収金が発生しない仕組みになっている。

一方、占用許可継続中の案件については、4月1日時点で占用している物件について占用料を計算し、4月末を目処に納付書を発送する。納付期限は5月末としており、未納がある場合は随時、督促を行う。

占用期間が終了する案件については、毎年1月頃、当該年度の3月末に占用期限が切れる物件を抽出し、占用者に対して継続占用申請書と更新手続き手数料納付書を送付する。翌年4月初旬以降、手数料納付済み及び継続申請書提出済みの占用者に更新後の許可書を送付する。

④ 占用料の減免

平成30年度の減免案件は合計600件であり、具体的な内訳は以下のとおりである。

<平成30年度の減免600件の内訳>

道路法第39条による不徴収				339	
姫路市道路占用料徴収条例第5条による減免	1号		57	165	
	2号（通路橋・敷き鉄板等）		20		
	3号（雨水排水管等）		29		
	5号	減免取扱基準ごとの内訳	6号		2
			9号		47
			12号		2
			13号		1
			14号		1
			23号		6
平成8年4月9日事務連絡（注）による減免				96	
（合計）				600	

（注）国土交通省事務連絡「共架電線の新設に当たっての占用料の取り扱いについて」

<参考>

・道路法第39条第1項

道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路

の占有が国の行う事業及び地方公共団体の行う事業で地方財政法第6条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。

・姫路市道路占用料徴収条例第5条（抜粋）

市長は、次の各号の一にあてはまる場合においては、占用料を減免することができる。

- (1) 地方財政法第6条に規定する公営企業のために占有するとき。
- (2) 道路に出入りする必要な通路を設けるため、路端、法敷及び側溝を占有するとき。
- (3) 地先から雨水又は汚水を溝渠に排出する排出管を埋設するために道路を占有するとき。ただし、工場汚水に係る排出管理設のための道路の占有についてはこの限りではない。
- (4) 略
- (5) 前各号のほか、市長が占有の目的が公益のため又は特別の事由によると認めるとき。

* 条例第5条第5号の事由については、姫路市にて減免取扱基準が定められている。

(キ) 道路掘削許可関係（道路占用規則に基づく指導・許可）

道路掘削工事に関する指導・許可の業務である。

ウ 街路灯維持管理事務

街路灯・道路照明にかかる電気料金の支払い業務である。

関西電力より一括して電気料金の請求書が送付されるので、道路管理課において内容を確認した上、支払いを行っている。

なお、街路灯・道路照明の修繕等の対応業務は、長寿命化推進課の所管である。

<街路灯電気代の推移>

(単位：千円)

年 度	予算現額	決算額	決算対前年比
平成 26 年度	109,343	109,340	—
平成 27 年度	118,515	103,635	94.8%
平成 28 年度	108,600	88,349	85.3%
平成 29 年度	93,227	89,366	101.2%
平成 30 年度	85,297	83,056	92.9%

姫路市では、街路灯・道路照明のLED化整備計画を策定し、平成21年度

よりLED化が進められているが、＜街路灯電気代の推移＞のとおり、平成26年以降、電気代は減少傾向であり、LED化による一定の節電効果が表れていると思われる。

エ 街路樹管理事務

(ア) 街路樹の管理

道路管理課では、市道460路線の街路樹の管理を行っている。

(a) 街路樹の状況

「姫路市街路樹台帳」を作成し、路線ごとの高木、中木、低木、さらに品種ごとの本数などの街路樹に関する情報を記載して管理している。当該台帳によれば、平成30年3月時点において、市道は460路線、延長150kmであり、街路樹は高木19,741本、中木7,441本、低木735,404本である。

(b) 管理方法

剪定の頻度については、低木、中木、高木ごとに異なっており、低木については年1回を基本として、中木・高木については幹線道路を中心に年1回程度の剪定を行っている。定期的な剪定のほか、苦情などがあった場合は、随時対応している。

剪定などの樹木等の管理作業について、直営はなく、すべて造園業者に委託している。具体的には、①低木で年1回剪定をするもの、②中木・高木で年1回剪定をするものに分け、さらに①②の樹木が植栽されている路線を工区で分け、分けられた路線ごとに指名競争入札または随意契約にて、委託業者を決定している。

(イ) 街路樹アダプト制度関係（市民と行政のパートナーシップによる植栽帯等の維持管理）

(a) アダプト制度とは

アダプト（アドプトとも言う。）とは英語で「養子縁組をする」という意味で、道路や公園、河川などの公共財の維持管理の一部を地域社会で引き受ける制度である。日本では1998年から国が直轄管理する国道で導入され、ボランティア・サポートプログラムとして実施されている。地方自治体では管轄する道路や都道府県管理の国道をアドプト・ロードなどと呼んで推進している。活動場所は歩道と植栽帯に限られ、道路管理者は活動に必要な道具類や資材の貸出し、支給などの支援を行う。

(b) 姫路市街路樹アダプト制度

姫路市では、平成19年度からアダプト制度を試行的に導入し、平成21年度から本格導入され、「ひめじ街路樹アダプト制度に関する要綱」

(平成 21 年 4 月 1 日施行。以下 2 において「要綱」という。)に基づき運用されている。

要綱第 1 条には、「道路愛護心の高揚を図るため地域住民又は企業等の団体が本市との適切な役割分担のもとに協働して行う市道の維持管理活動制度」と制度目的が規定されている。

制度の具体的内容としては、姫路市が申請に基づき要件を満たした団体と合意書を取り交わし、合意書を取り交わした団体(以下 2 において「アダプト団体」という。)は、年 3 回以上、除草、水やり、清掃等の植樹帯や歩道の維持管理活動を行わなければならない、一方、姫路市は、アダプト団体に対し、活動に必要な清掃用具等の提供又は貸与、ボランティア保険の加入等の支援を行うことができるというものである。

<ひめじ街路樹アダプト制度に関する要綱(抜粋)>

第 5 条(アダプト団体の活動内容)

アダプト団体は、合意書に定める対象市道の区間において、次に掲げる活動が無償で行うものとする。

- (1) 植樹帯の維持管理(除草、水やり、清掃等)
- (2) 歩道等における清掃及び除草
- (3) 道路及び道路附属物の不備等に係る情報提供
- (4) その他市長と合意した活動

2 アダプト団体は、年 3 回以上前項の活動を行わなければならない。

3 アダプト制度は、あらかじめ年間活動計画書(様式第 2 号)を提出するものとする。

第 6 条(活動に対する支援等)

市長は、アダプト団体に対して次に掲げる支援を行うことができる。

- (1) 活動に必要な用具等の提供又は貸与
- (2) 銘板の設置
- (3) ボランティア保険の加入
- (4) その他市長が前条第 1 項の活動に必要と認めた支援

(c) 登録アダプト団体の概要

<参加実績>(平成 30 年 12 月時点)

46 路線	37 団体	参加者数 996 名
-------	-------	------------

(出典：道路管理課提供資料)

オ 道路等清掃事務

(ア) 道路清掃業務関係

直営スィーパーにより清掃業務を実施しており、具体的には、地域ごと

に路線をA B Cの3種類のコースに分け、道路管理課が管理するスイーパー車3台が毎日1コースずつ巡回し、市道の清掃を行っている。

A B Cのどのコースを巡回するかは、運転士の経験や落葉の状況、その他苦情などに応じて決めている。

(イ) 表面管理業務関係

苦情や通報などに応じて、道路上の不法投棄・落下物の撤去、通行障害の除去業務などを行っている。

カ 道路管理課所管の施設

(ア) J R網干駅南広場

昭和51年に以下の土地について土地所有者との間で賃貸借契約を締結し、以後現在まで継続し、J R網干駅南広場の一部として市民が利用している。現在の賃料は、年額2,279,000円である。

賃借地：姫路市網干区和久字鈍川484番1の一部
 地目：雑種地
 借地面積：700.64 m²

(イ) 道路モニュメント（彫刻）

(a) 道路モニュメントの概要

道路管理課においては、以下のとおり、合計77体の道路モニュメントを管理しており、モニュメント台帳を作成し、管理している。

<モニュメント台帳より抜粋>

①「彫刻のあるまちづくり事業」（昭和61年度～平成2年度）20体

作品名	作者	設置場所	金額（円）	保険加入
帽子をかぶったら歩いてみよう	黒川 晃彦	大手前通り	5,300,000	あり
切株と少女	山本 正道	大手前通り	9,500,000	あり
若き立像'85	笹戸千津子	大手前通り	5,200,000	あり
聞える	山脇 正邦	大手前通り	4,500,000	あり
かげ	茂木 弘行	大手前通り	4,800,000	あり
お月さまのかお	澄川 喜一	大手前通り	6,000,000	あり
ニコラ	朝倉 響子	大手前通り	12,450,000	あり
花を持つ少女	船越 保武	大手前通り	12,100,000	あり
道標・鳩	柳原 義達	大手前通り	6,800,000	あり
舞降りた愛の神話	一色 邦彦	大手前通り	18,000,000	あり
暖流	岡本 鋳二	大手前通り	4,500,000	あり
想う	日高 頼子	大手前通り	5,500,000	あり
海	橋本 裕臣	大手前通り	4,500,000	あり

作品名	作者	設置場所	金額（円）	保険加入
煌	森田やす子	大手前通り	4,500,000	あり
梟家族'89	手塚登久夫	大手前通り	8,500,000	あり
裸婦坐像	本郷 新	大手前通り	8,400,000	あり
球もまた空にかえってゆく	堀内 正和	大手前通り	4,750,000	あり
ブーツの娘	佐藤 忠良	大手前通り	17,800,000	あり
楔	東村 正久	幹第5号線	2,900,000	あり
お通	橋本堅太郎	お通公園 (花田町小川)	15,000,000	あり

(道路管理課提供資料を加工)

②「道路愛称事業」(昭和54年度～昭和56年度)42体

モニュメント 名称	作者	愛称名	路線名	設置数	保険加入
鯨	高橋 忠雄	大手前通	幹第1号線	3	なし
鷺	高橋 忠雄	駅西線	幹第3号線	1	なし
		駅東大路	幹第4号線	1	なし
		文化センター前通	幹第22号線	1	なし
鷺	高橋 忠雄	駅南大路	幹第6号線	5	なし
		市役所北通	幹第7号線	1	なし
			幹第21号線	2	なし
鷺	高橋 忠雄	十二所前線	幹第8号線	4	なし
揚羽蝶	高橋 忠雄	城南線	幹第5号線	3	なし
鷗	高橋 忠雄	中央大路	幹第23号線	3	なし
歯車	高橋 忠雄	大広線	幹第36号線	4	なし
		中門通	幹第41号線	2	なし
		正門通	幹第43号線	1	なし
獅子頭	高橋 忠雄	歌野線	幹第39号線	3	なし
		中門通	幹第41号線	1	なし
		正門通	幹第43号線	1	なし
帆掛舟	高橋 忠雄	余部新道	幹第44号線	2	なし
		飾磨街道	飾磨194号線	3	なし
鯉	高橋 忠雄	魚町通	城南4号線	1	なし
			城南15号線		

(道路管理課提供資料を加工)

③「その他・寄附」15体

作品名	作者	設置場所	金額（円）	保険加入
M A R I	朝倉 響子	駅前広場	39,000,000	あり
希望	高橋 剛	今宿2号線	9,000,000	あり

作品名	作者	設置場所	金額（円）	保険加入
協調	高橋 剛	船場 1 号線	—	なし
子供と鷺鳥	高橋 忠雄	城西 49 号線	—	なし
檜	高橋 忠雄	幹第 6 号線	—	なし
希望	植木 力	幹第 6 号線	—	なし
しらさぎ	宮脇 正雄	幹第 6 号線	—	なし
諧話（かいわ）	本田 厚二	山電飾磨駅北	—	なし
夏帽子の少女	大桐 国光	大手前通	5,900,000	あり
手を頭にのせたコスチューム	大桐 国光	大手前通	4,600,000	あり
千姫像	吉田 英智	城西 49 号線	3,500,000	あり
春・夏・秋・冬	高橋 忠雄	幹第 7 号線	—	なし

（道路管理課提供資料を加工）

（b）保険

道路モニュメントのうち 25 体については、保険会社の動産総合保険に加入している。保険契約に際しては、合計 3 社から保険料の見積もり合わせをした上、最も低い価格の見積もりを提示した保険会社と契約を締結している。平成 30 年度の保険料は、年額 484,380 円である。

キ 道路管理課所管の委託契約について

（ア）委託契約の概要

道路管理課の事務に関する主な業務委託契約は、街路樹管理業務（樹木等の管理作業）であり、その他には跨道橋及び歩道橋清掃業務、歩道鳥フン等清掃業務、駅自由通路エレベーター保守管理業務、ポンプ設備維持管理業務などの業務委託契約が締結されている。

委託契約に伴う事務については、業務委託ガイドライン（財政局契約課作成）及び業務委託契約マニュアル（姫路市建設局作成）に基づいて実施している。

（イ）平成 30 年度の委託契約

平成 30 年度における道路管理課の事務に関する業務委託契約は合計 211 件、委託金額は 226,714,032 円（契約変更後の金額は 233,422,462 円）であった。

<平成 30 年度の委託契約 211 件の内訳>

随意契約	174 件（うち一者随意契約 33 件）
指名競争入札	35 件（うち樹木等の管理作業が 30 件）
その他	2 件（他部署が一括して委託契約締結）

合計 211 件

<随意契約 174 件の理由>

予定価格が姫路市契約規則で定める額（50 万円）を超えない場合（地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 1 号・姫路市契約規則第 19 条第 6 号）	159 件
契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）	8 件
緊急の必要により競争入札に付することができない場合（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号）	6 件
競争入札に付することが不利と認められる場合（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号）	1 件

合計 174 件

（２） 監査手続

実施した監査手続は、次のとおりである。

- ① 道路管理課の実施事業の概要を把握するとともに、関連する法令、条例、規則等を閲覧し、内容の検討を実施した。
- ② 道路管理課の実施事業に係る詳細な資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者への質問を実施した。

（３） 監査結果及び意見

ア 監査結果

（ア） 街路樹管理業務の委託契約における路線別作業完了報告書について

低木の街路樹管理業務の委託契約においては、特記仕様書に写真管理基準として業務完了報告書に添付する写真の基準が指定されているが、業者によって、全景、安全対策、ごみ処分に関する写真など写真管理基準に定めている写真が添付されていないものが散見される。

また、特記仕様書には、「路線ごとに作業が完了した際はその都度「路線別作業完了報告書」により作業完了日を報告すること。」との記載があるが、業者によって、全路線の作業完了後にまとめて報告されているものもあり、都度の報告がなされていないものが散見される。

例えば、「幹第 53 号線他 38 路線街路樹管理業務委託」を見ると、全景、安全対策、ごみ処分に関する写真の添付がされておらず、路線別作業完了報告書は、全ての作業が完了した後の平成 30 年 9 月 28 日に全路線がまとめて報告されている。「幹第 43 号線他 5 路線街路樹管理業務委託」においては、全景、ごみ処分に関する写真の添付がされていないのみならず、そもそも路線別作業完了報告書が提出されていない。

写真や報告書の提出は、委託業務の完了を確認するための検収にあたる契約上の重要な債務であるから、委託先業者に対し、改善指導を行うべきである。【結果1】

なお、道路管理課担当者によれば、写真管理基準を定めたのは平成30年度からであり、初年度であるため周知徹底が不十分であることが不備の原因であると考えられるが、周知徹底されるよう、委託先業者に対し改善指導を行っているとのことであった。

イ 意見

(ア) 津田歩道橋損傷に係る加害者に対する費用負担請求について

平成30年度決算書によれば、「津田歩道橋損傷に係る費用負担」として、調定額18,222,602円、うち18,182,602円が収入未済額として計上されている。これは、平成27年1月30日に発生した津田歩道橋損傷事故に係る加害者に対する費用負担請求である。

事故発生後、加害者に対し、架電や来庁面談などにより支払いについての協議を実施しているが、加害者は生活困窮のため支払いは困難と主張しており、現在、わずか月1万円ずつの返済しか受けていない。月1万円ずつでは完済まで151年6か月もの長期間がかかることになり、全額の回収は現実的ではないと思われる。

加害者の資力調査としても収入や財産に関する調査は加害者による口頭申告以外に行っておらず、資力調査としては不十分であるため、早急に調査を行った上、財産の差押えなど積極的な回収努力を行うことが望まれる。

【意見3】

(イ) 占用料の入金管理について

(a) 入金管理システムの入力漏れ

平成30年度の占用料の入金管理システムにおいて、確認できただけでも、下図のとおり、未納状態であり、納入日（入金日）が入力されていない案件が2件、納入日及び調定日が入力されていない案件が1件発見された。

<入力漏れ案件（入金管理システムより抜粋）>

調定番号	会社名	状態	納入日	調定日
5058	A社	納付	未入力	未入力
958	B社	未納	未入力	2018/12/27
1014	C社	未納	未入力	2019/02/07

担当者によれば、いずれも占用料の入金は完了しており、入力漏れであると思われるとのことであった。入金管理システムの入力漏れは、

占用料の徴収漏れにもつながるおそれがあるため、入力漏れが生じないように適切に管理するべきである。

例えば、入金管理システムに、入力漏れがあることが通知される機能を導入するなどして、入力漏れを防止するための対策を検討することが望まれる。【意見4】

(b) 減免期間経過後の請求遅れ

関西電力株式会社の道路許可申請について、入金管理システムの記載によれば、許可日が2018年(平成30年)4月1日、占用開始が2016年(平成28年)12月25日と入力されており、占用開始日が許可日より1年3か月以上も前の日付となっていた。

道路管理課担当者によれば、当該案件については、許可当初に関西電力株式会社との間で締結した覚書により、平成28年12月24日まで占用料を免除し、平成28年12月25日以降、占用料を徴収することとなっていたが、免除期間が経過した後も占用料を徴収していないことが平成30年度に発覚し、過年度分570,060円を追加徴収したため、許可日と占用開始日にズレが生じたものであるとの説明であった。結果として、占用料を請求すべき時期に請求できていなかったということになる。

占用料は、姫路市の重要な財源であり、徴収漏れが発生すれば姫路市の経済的損失となるため、本件のような請求遅れが生じないように適切な管理方法を検討することが望まれる。【意見5】

(ウ) 街路樹アダプト団体の活動状況の把握について

姫路市と合意書を取り交わしたアダプト団体には、姫路市から清掃用具等が提供又は貸与されるとともに、姫路市にて毎年参加人数に応じたボランティア保険の保険料が支払われている。アダプト団体との合意書の取り交わし、清掃用具等の提供又は貸与は、道路管理課の所管であるが、ボランティア保険の加入手続、保険料の支払いは、市民活動推進課の所管である。

平成30年度の決算書によれば、ひめじ街路樹アダプト制度経費等(需用費)として673,292円が計上されており、そのうち311,287円がアダプト団体に提供する清掃用具などの購入費用である。新規団体だけでなく、継続団体についても、清掃用具などが使用できなくなったなどの理由により再提供の要望があれば、都度購入し提供している。

このように、姫路市がアダプト団体の活動にかかる費用を支出している一方で、要綱上は、アダプト団体は申込時に年間活動計画書を提出するだけで、その後の定期的な活動報告は求められておらず、実際の活動状況は不明である。古いもので平成19年度に合意された団体もあるが、活動人数の減少などにより、現在は活動実態が形骸化している可能性もあり、要綱

に定められている適切な役割分担のもとに市道の維持管理活動が実施されていないおそれがある。

そこで、活動報告書の提出などにより現在の活動状況を把握した上、アダプト団体との合意解除や実際に活動している人数に応じて保険料を見直すこと、さらに年間の活動目標を設定し、その目標が達成されているかをチェックすることなどを検討することが望まれる。【意見 6】

(エ) 道路モニュメントについて

(a) 台帳の記載事項の不備

現在の彫刻モニュメント台帳には、写真、作品名、作者、設置場所、取得金額の記載はあるが、制作年、作者死亡日、大きさ、現在の評価額などモニュメントを特定するために必要な情報の記載が不足している。作者や設置場所の記入漏れもみられるため、精査の上、整備することが望まれる。【意見 7】

(b) 保険未加入のモニュメント

モニュメント 77 体のうち、25 体については保険に加入しているが、残りの 52 体については保険未加入である。保険未加入のモニュメントについては、台帳に取得金額の記載がないため寄贈品も含まれていると思われるが、寄贈品であっても鑑定評価額を付して保険に加入することは可能であるし、美術品として高価なものと考えられるため、全てのモニュメントについて保険への加入を検討することが望まれる。【意見 8】

(オ) JR 網干駅南広場の長期賃貸借契約について

JR 網干駅南広場の一部土地については、昭和 51 年に土地所有者と賃貸借契約を締結し、以後現在まで継続している。

姫路市としては、本件土地は賃貸借ではなく市の所有地としたいと考えており、長年所有者に対し買取り交渉を行っているものの交渉がまとまらず、結果的に賃貸借契約が継続しているという状態である。

また、賃料についても、固定資産税評価額の減少率に合わせて、賃料減額を求めて所有者と交渉を行っているが、これも交渉が難航している状態である。結果的に、平成 30 年度の普通貸付基準額が年額 1,327,200 円であるのに対し、現在の賃料は年額 2,279,000 円であり、相当と考えられる賃料よりも高額になっている。

長期間にわたり、普通貸付基準額よりも高い賃料での賃貸借契約が継続することは、姫路市にとって経済的負担となり相当ではないため、今後も継続して、土地の買取り又は賃料減額に向けた交渉に努めることが望まれる。【意見 9】

(カ) 委託契約の指名競争入札における問題点

平成 30 年度の委託契約の指名競争入札は 35 件（うち樹木等の管理作業は 30 件）、委託料合計額は 172,064,530 円（うち樹木等の管理作業は 157,260,430 円）であるが、落札率（予定価格に対する落札価格の割合）を算出したところ高い数値を示していた。これは、入札者である造園業者側も、姫路市と同様の積算システムを導入し、ほぼ正確な予定価格を積算しているためと思われる。

樹木等の管理作業の委託契約については、指名業者選定表が作成されているが、選定表に記載される業者が固定され、新規参入などによる変動がほとんどみられない。

また、各業者が年間 5 回程度指名されているにもかかわらず、入札参加業者の落札回数は大多数が 1 回、多くて 2 回で（平成 30 年度の 30 回の入札のうち 2 回落札した業者はわずか 3 業者のみ）、特定の業者に偏ることなく満遍なく落札されている。真に競争が実施されているのであれば、競争力の高い特定の業者に偏りが出てもおかしくないが、それが無いのは、業者間の競争がなされていないためであると推測される。

入札談合等関与行為防止法に抵触するとまでは言い難いが、現状においては、事実上、入札制度の意義が失われており、発注者である姫路市側の経済的負担（又は損失）が発生している可能性もあるため、対策を検討する必要がある。

たとえば、業務箇所の見直しや単価契約の導入など、業者間の競争を促す新たな方法を検討することが望まれる。【意見 10】

3 道路保全課について

(1) 概要

ア 業務概要

(ア) 分掌事務

平成 30 年度の姫路市行政組織規則第 15 条第 3 号において定められている道路保全課の分掌事務は次のとおりである。

- ① 道路の補修及び舗装並びに改良に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- ② 道路パトロール車の運行に関すること。
- ③ 法定外道路の舗装及び補修に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- ④ 安全・安心生活道路整備に基づく道路整備等に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- ⑤ 緊急を要する道路、側溝、溝きょ等の応急補修作業等に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- ⑥ 大手前地下駐車場の改良及び補修に関すること。
- ⑦ 自転車駐車場の工事にに関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- ⑧ ①から⑦までに掲げるもののほか、応急処置を要する小工事、小作業等に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- ⑨ 北部道路事務所に関すること。

平成 30 年度の道路保全課には、庶務、整備第一、整備第二、整備第三及び処理の 5 つの担当が置かれており、上記の分掌事務はこれらの 5 つの担当で分担して行われている。

道路保全課の分掌事務は上記のとおりであるが、④、⑥、⑦は、年間の実績が非常に少なく（平成 30 年度については、④が 3 件、⑥が 1 件、⑦が 0 件）、道路の補修・舗装等及び道路パトロールが道路保全課の主たる業務となっている。

なお、道路パトロールは、平成 31 年度（令和元年度）に道路管理課に業務移管されている。

(イ) 道路の補修・舗装等

(a) 維持と修繕

道路舗装の補修には、「維持」と「修繕」がある。道路保全課は、破損の状況及び規模（範囲）を把握し、対応の緊急性を判断した上で、「維持」又は「修繕」のいずれで対応するべきかを決めている。

なお、「維持」については、「緊急維持」、「日常維持」及び「予防的

維持」がある。

緊急維持	安全性確保等の観点から緊急に実施される作業である。
日常維持	舗装の供用性の保持又は若干の向上を目的として行う行為であり、日常計画的に反復して行われる手入れで、小規模な補修が多い。ポットホールの穴埋め、段差の解消などの作業が実施される。
予防的維持	舗装の性能低下を遅延させることなどを目的として行う工事である。この工事は、ライフサイクルコスト低減などに寄与するものであり、こぶ取りやシール材注入工法などがある。

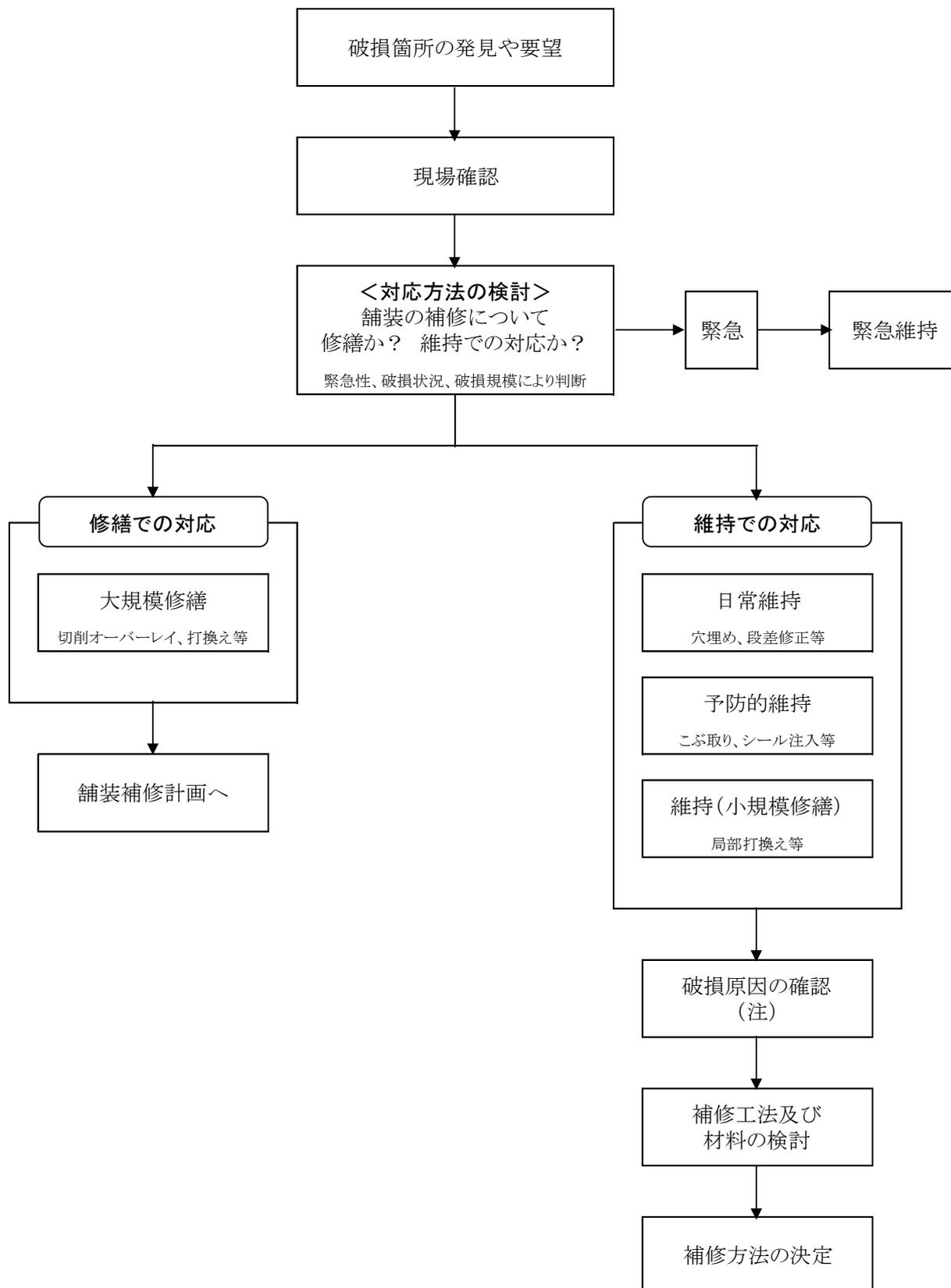
一方、「修繕」は、舗装補修計画等に基づき計画的に実施される大規模な舗装修繕工事であり、切削オーバーレイ、オーバーレイ、路上再生工法、打換え工事などが実施される。

(b) 補修工法の検討作業及び補修方法の決定

道路保全課（主として処理担当）は、破損箇所の発見や要望に基づき現場確認を行い、修繕か維持かの対応方法を検討している。維持で対応する場合、補修工法及び材料の検討を経て、補修方法を決定している。修繕で対応する場合、舗装補修計画に反映し、工事箇所を決定している。

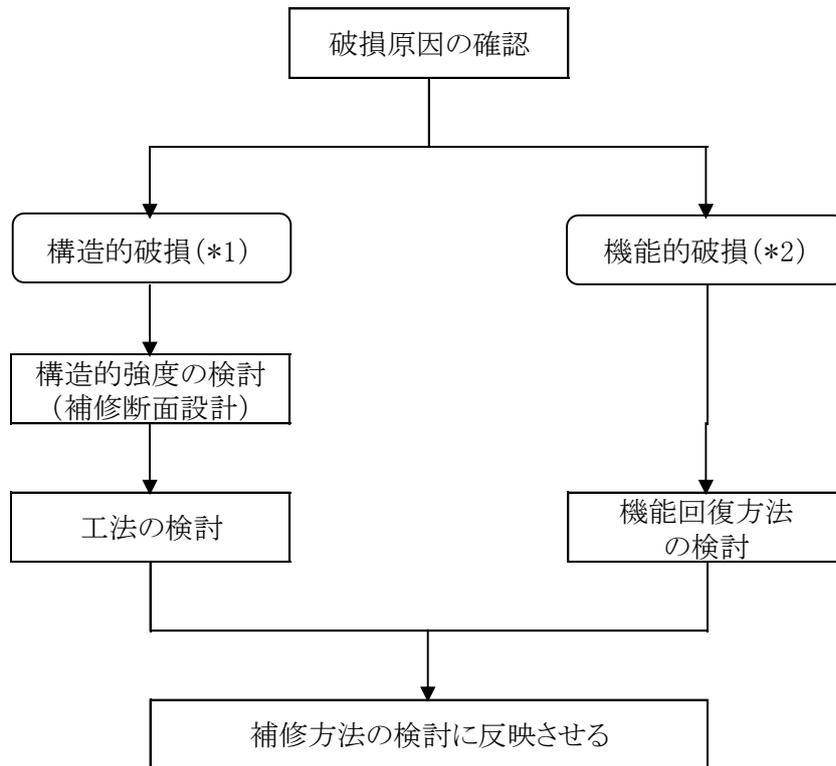
なお、「維持」又は「修繕」での対応は、「幹線及び準幹線路線」について検討しており、「生活道路」については「維持」での対応を基本としている。「生活道路」は、大型車の混入は稀であり通行車両による疲労も僅かな場合が多く、その規模も部分的な場合が多いことから、基本的に「維持」で対応している。

全体的な業務の流れの概要は、次の図のとおりである。



※ (注) は、次頁に記載している。

(注) 舗装の破損原因



(*1) 構造的破損：舗装の構造強度が低下した場合に発生するものであり、破損は表層及び基層にとどまらず路盤にまで及ぶ。構造的破損が発生した場合は、わだち部のひびわれや沈下となって路面に現れることが多い。

(*2) 機能的破損：主に表層又は表層と基層が破損し、路面の持つ機能が低下した状態をいう。すなわち、平坦性の低下や、わだち掘れが発生することによって走行性が低下する場合などがこれに該当し、舗装構造としての強度の低下は僅かである。

破損原因を、「構造的破損」と「機能的破損」とに分類する方法としては、①舗装構成からの判断、②FWD（舗装構造評価装置）調査結果からの判断、③目視による判断、がある。

なお、目視による判断は経験則に基づいた評価であり、維持の工法選定に利用する。

(c) 姫路市舗装補修ガイドライン

舗装の維持修繕に係わる技術的事項としては、平成13年7月に「舗装の構造に関する技術基準」（国土交通省）が施行され、そのガイドラインとして「舗装設計施工指針」（公益社団法人 日本道路協会）が刊行された。（従来の、「アスファルト舗装要綱」、「セメントコンクリート要綱」及び「簡易舗装要綱」は廃止。）

その後、平成18年2月に「舗装設計施工指針」が改訂され、その解説版として「舗装設計便覧」、「舗装施工便覧」及び「舗装の維持修繕

ガイドブック 2013」(いずれも、公益社団法人 日本道路協会)が刊行された。

これらの技術的事項や新たな技術を踏まえ、姫路市においては、平成 27 年 8 月に「姫路市舗装補修ガイドライン」が策定されている。

「姫路市舗装補修ガイドライン」は、姫路市の舗装現況に沿って維持・修繕のポイントを概説したものであり、その前文において次のように作成目的が記されている。

＜参考＞姫路市舗装補修ガイドライン（冒頭文）

本ガイドラインは、適切かつ確な「舗装補修（維持・修繕）」を実施し、舗装の「供用性能」をより良好に、またより安価な「ライフサイクルコスト」で保つことを目的として、舗装補修に関する指針（参考となる基本的な方針）をとりまとめたものである。

上記冒頭文にあるライフサイクルコストとは、舗装の長期的な経済性を検討するための概念であり、舗装の新設時の工事費用と供用後のライフサイクルを経過する際に要する費用とを合わせたものがライフサイクルコストである。この費用には道路管理者の建設、維持、修繕に費やす費用、道路利用者が工事渋滞等により被る時間損失や消費燃料等の損失及び沿道や地域社会の費用（便益）が含まれている。

ライフサイクルコストの検討は、舗装の長期的な経済性を評価する有効な手法である。舗装のライフサイクルの各段階において実施する維持修繕方法は、ライフサイクルコストの観点から評価を行い、いくつかの舗装設計案から最終案を選定することが望ましいとされる。

＜姫路市舗装補修ガイドラインの主な記載内容＞

- ・ 舗装の構成（アスファルト舗装の構成、各層の役割など）
- ・ 舗装の破損（舗装の破損原因、破損の種類と原因など）
- ・ 補修方法の検討手順（補修工法検討作業の流れ、破損原因の確認方法、補修方法の検討など）
- ・ 補修断面の構造設計（構造設計条件、補修断面構造の手順、路床の調査、構築路床、舗装構成の決定など）
- ・ 橋面舗装（床版防水、排水設備、橋面舗装、止水対策など）
- ・ 維持工法の概要
- ・ 修繕工法の概要
- ・ その他の工法
- ・ 主な破損の事例

(ウ) 舗装補修計画

(a) 策定期間及び対象年度

姫路市における市道の舗装補修計画は、平成 27 年度に策定された。対象年度は、平成 28 年度から平成 32 年度（令和 2 年度）までである。

なお、平成 30 年度には、平成 31 年度から平成 36 年度（令和 6 年度）を対象とした新たな道路舗装修繕計画が策定されている。

(b) 計画策定目的

姫路市の舗装補修計画は、路面性状調査（平成 25 年度実施）の結果に基づき、市道の維持管理を効率的、効果的に実施していくための補修計画を策定することを目的としている。なお、当該路面性状調査は、姫路市が管理する道路約 2,500km のうち、都市計画道路である幹線を含む路線種（姫路市は市道を一級、二級及びその他の 3 つの路線種に区分している）が「一級」、「二級」及び幅員 12m 以上の「その他」であるもの（約 401km）について行われたものである。

(c) 基本方針

以下に示す方針を基本として、舗装維持管理事業を実施していくこととしている。

① より効果的・効率的な維持管理を目指す

舗装を取り巻く時代背景として「膨大となっている要補修ストック」「更新費用の増加」「厳しい財政事情」等があり、限られた予算でより効果的な事業を実施していく。

② より的確な説明責任に取り組む

補修予算の不足が予想される状況で予算を確保するための説明が求められている。また、税金の利用内容に対して納税者である住民の意識が高まっており、事業の内容や手段についての説明を求められる場合が現れてきている。これらの時代要請に答えて舗装維持修繕事業を実施していくために、より的確かつ透明性のある事業実施を行うとともに、その内容の説明責任向上に取り組む。

③ 顧客満足度の向上

生活が豊かになり、顧客（道路利用者や沿道住民）は舗装（社会資本）に対してより高い「質」を求めるようになってきた。社会資本整備の目的は、人々の生活の営みや、経済成長、国家形成を支えることであり、より高い「質」を求めるようになってきた顧客である道路利用者、沿道住民の満足度を高めていく。

(d) 舗装補修計画の対象路線

舗装補修計画の対象路線は、平成 25 年度に路面性状調査を行った 401km であり、姫路市の幹線的な道路と考えられる「計画区間」と、幹線道路の機能を補う役割と考えられる「準計画区間」に区分して計画策定されている。

計画区間	以下の交通関連条件が一つでも該当する区間 <ul style="list-style-type: none">・ 路線名に「幹線」が含まれる路線・ 緊急輸送道路・ 12m以上の幅員を有する道路
準計画区間	平成 25 年度の路面性状調査の対象路線のうち、計画区間以外の区間

(e) 補修優先度及び補修箇所を選定

補修箇所を選定は、補修優先度を勘案して決定されている。

補修優先度は、「路面破損状況」（平成 25 年度の路面性状調査結果の路面性状データ）と「路面破損が及ぼす影響度合い」により判断され、設定されている。

なお、「路面破損が及ぼす影響度合い」は、以下の「交通関連データ」及び「生活関連データ」について該当項目の多さにより影響度を測っている。

分類	データ項目
交通関連データ	交通量データ調査区間
	交通量データ（総交通量）4,000 台以上
	緊急輸送路データ
	バス路線
生活関連データ	通学路データ
	パトロール処置データ
	D I D（人口集中地区）区分
	12m以上の幅員路線データ

(エ) 姫路市道路パトロール実施要領

平成 30 年度における道路パトロールは、道路保全課の処理担当において、姫路市道路パトロール実施要領に基づいて行われている。

姫路市道路パトロール実施要領は、「パトロールの種類」、「パトロールの体制」、「パトロールの実施」、「処置」、「無線による依頼」及び「記録及び報告」について定められている。パトロールの種類は、通常パトロール、夜間パトロール及び異常気象時等パトロールがあり、通常パトロールは、公休日及び休日を除き毎日実施することとされている。また、夜間パトロ

ールは年に1回、異常気象時等パトロールは異常気象時に、それぞれ実施することとされている。

＜参考＞姫路市道路パトロール実施要領（抜粋）

（趣旨）

第1条 この要領は、道路法（昭和27年法律第180号）第16条の規定に基づき本市が管理する道路の道路構造の保全、安全かつ円滑な道路交通の確保、その他道路の適正な管理を行うため道路パトロールの実施に関し必要な事項を定める。

（オ）道路付属施設の維持・修繕

（a）排水施設

道路には、水溜りができないように、路肩にある側溝や雨水桝といった排水施設が併設されている。側溝や桝の蓋にゴミが溜まると、速やかに排水できなくなるため、日常の維持作業で路肩の清掃を行い、排水機能を確保することが大切である。桝には、排水管が接続されているが、桝内部に泥がたまると排水管が詰まる原因となるので、定期的に桝の内部の清掃を実施する必要がある。

（b）路面表示

路面に表示されている白線や矢印などは、供用とともに磨り減ったり削られて不鮮明になるため、定期的に再施工する必要がある。

イ 主な業務実績

（ア）整備第一担当、整備第二担当及び整備第三担当の主な業務実績

（a）道路補修事業

地元要望により、市道の路肩及び側溝等の修繕、また道路冠水防止のため、側溝の清掃を実施している。

市道の路肩及び側溝等の修繕関係

区分	平成29年度	平成30年度
側溝（m）	6,256	4,590
舗装（㎡）	15,500	13,201

市道等の清掃関係

区分	平成29年度	平成30年度
（溝渠）側溝清掃（m）	1,294	2,188
（溝渠）管渠浚渫（m）	1,095	60
（溝渠）集水桝（箇所）	210	10
（暗渠）側溝清掃（m）	2,171	1,430

区分	平成 29 年度	平成 30 年度
(暗渠) 管渠浚渫 (m)	740	516
(暗渠) 集水柵 (箇所)	33	35

(b) 舗装整備事業

地元要望により、市道の舗装新設事業（平成 29 年度及び平成 30 年度は実績がない。）、舗装改良事業及び舗装補修事業を実施している。

舗装改良関係

区分	平成 29 年度	平成 30 年度
舗装 (m ²)	56,421	50,353
側溝 (m)	1,896	4,460
T S P 舗装 (m ²)	5,072	6,378
幹第 6 号線 (現年) (m ²)	5,891	2,940

舗装補修関係

区分	平成 29 年度	平成 30 年度
舗装補修 (m ²)	20,884	13,326
緊急処置 (日)	47	48

(c) 交通安全施設整備事業

交通安全施設の新設、改良を行っている。

通学路緊急道路交通環境整備事業

区分	平成 29 年度	平成 30 年度
舗装 (m ²)	1,009	1,739
側溝 (m)	360	339
区画線 (m)	295	79

(イ) 処理担当の主な業務実績

(a) 道路・橋梁管理事業

除草業務及び道路パトロール車の日常運行を行っている。

<対象範囲>

除草業務 : 旧姫路市内 4 工区及び家島町 19 路線

道路パトロール : 旧姫路市内 (東西 2 エリアを 2 台で巡回運行)

(b) 道路補修事業

地元要望により、里道等の法定外道路の路肩及び排水路の修繕を実施している。

法定外道路の路肩及び排水路の修繕関係

区分	平成 29 年度	平成 30 年度
側壁 (m)	31	35
側溝 (m)	14	2
舗装 (㎡)	117	19
安全施設等 (m)	10	16

(c) 舗装整備事業

地元要望により、里道等の法定外道路の整備を実施している。

法定外道路の整備関係

区分	平成 29 年度	平成 30 年度
直営舗装新設 (m)	103	740
直営舗装新設 (㎡)	51	697
直営舗装補修 (m)	259	431
直営舗装補修 (㎡)	329	943

(ウ) 庶務担当の主な業務実績

(a) 私道舗装補助事業

現に一般公共の交通の用に供されている、公共性の高い私道について、生活環境の整備向上を図るため、私道の舗装工事（補修事業を含む。）及びこれに併せて行う側壁又は側溝工事を行う者に対し、予算の範囲内において、その私道の利用状態等に応じて基準工事仕様の標準工事費として、市が算定する額の 50%以内を補助している。

私道舗装補助実績

区分	平成 29 年度	平成 30 年度
件数	8	4
延長 (m)	303	146
側溝 (m)	14	67
舗装 (㎡)	1,124	661
補助金額 (円)	4,607,000	3,417,000

(エ) 舗装補修計画に基づく平成 30 年度の修繕実績

舗装補修計画に基づいて平成 30 年度に「修繕」を実施した工事は、下表のとおりである。

工事名	施工場所	施工延長	舗装面積	契約金額
幹線第 6 号線舗装改良工事	姫路市安田二丁目地内外	220m	2,940 ㎡	27,064 千円

ウ 業務委託契約について

(ア) 業務委託契約の内容

道路保全課が外部に委託している業務には、次のようなものがある。

- ・ 市道溝渠等の清掃
- ・ 市道暗渠等の清掃
- ・ 道路緊急処置業務
- ・ 建設機械回送業務
- ・ 直営維持管理業務に伴う交通保安業務
- ・ 直営工事建設発生土の処理業務
- ・ 直営工事産業廃棄物の処理業務
- ・ 現場技術業務
- ・ 市道の清掃業務（家島・坊勢島）
- ・ 市道等の除草業務
- ・ 市道・法定外道路（里道）の測量設計業務
- ・ 路面下空洞調査業務
- ・ 路面性状調査及び舗装修繕計画策定業務

(イ) 平成 30 年度の業務委託契約

道路保全課より提供を受けた資料「委託契約一覧」によると、平成 30 年度において道路保全課が実施した委託業務は、合計 32 件、委託金額（契約変更があった場合は契約変更後の金額（以下、ウにおいて同様。））の合計は、120,964,615 円であった。

その概要は次のとおりである。

(a) 単価契約によるもの

単価契約によるものは 15 件、委託金額の合計は 70,314,966 円であった。

① 競争入札によるもの

下表の 13 件であった。なお、13 件すべてが指名競争入札により契約の相手方を決定しており、入札者数は 2～7 者である。

なお、1 件当たりの委託金額について、上位 3 件を挙げると、次のとおりである。

- | | |
|-----------------|--------------|
| ① 市道暗渠等清掃業務 | 14,706,006 円 |
| ② 市道等除草業務（3 工区） | 12,544,582 円 |
| ③ 市道等除草業務（2 工区） | 10,618,670 円 |

また、1 件当たりの委託金額が最小のものは 64,800 円（直営維持管理業務に伴う交通保安業務）であり、1 件当たりの委託金額の平均は 5,245,348 円（円未満切捨）であった。

目	事業区分			件数	委託金額の合計(円)
	(大)	(中)	(小)		
道路橋りょう管理費	道路橋りょう管理費	道路管理費	道路管理費	5	43,417,269
道路維持費	道路維持費	道路補修事業費	一般補修事業費	1	2,332,349
道路維持費	道路維持費	道路等清掃事業費	道路等清掃事業費	4	22,013,529
道路維持費	道路維持費	応急補修事業費	応急補修事業費	1	289,622
道路舗装事業費	道路舗装事業費	直営舗装事業費	直営舗装新設事業費	2	136,757
(合計)				13	68,189,526

② 随意契約によるもの

下表の2件であった。なお、うち1件の委託金額は0円であるが、当該契約については、契約は締結したものの、業務の実績がなかったものである。

目	事業区分			見積者数	随契理由	件数	委託金額の合計(円)
	(大)	(中)	(小)				
道路舗装事業費	道路舗装事業費	舗装事業費	舗装補修事業費	1	⑧	1	2,125,440
道路舗装事業費	道路舗装事業費	直営舗装事業費	直営舗装新設事業費	1	②	1	0
(合計)						2	2,125,440

(注) 随契理由＝随意契約とする理由。丸付数字の意味するところは次のとおり。

- ② 契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
- ⑧ 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいない場合(地方自治法施行令第167条の2第1項第8号)

(b) 総価契約によるもの

総価契約によるものは下表の17件、委託金額の合計は50,649,649円であった。

なお、17件すべてが指名競争入札により契約の相手方を決定しており、入札者数は4～10者である。

目	事業区分			件数	委託金額の合計(円)
	(大)	(中)	(小)		
道路維持費	道路維持費	道路補修事業費	一般補修事業費	9	20,579,588
道路維持費	道路舗装事業費	舗装事業費	舗装改良事業費	7	25,901,261
道路舗装事業費	道路舗装事業費	直営舗装事業費	直営舗装新設事業費	1	4,168,800
(合計)				17	50,649,649

なお、1件当たりの委託金額について、上位3件を挙げると、次のとおりである。

- ① 路面性状調査及び舗裝修繕計画策定業務 7,632,624円
- ② 路面下空洞調査業務 6,280,637円
- ③ 勝原区朝日谷地内里道外1路線設計 4,168,800円

また、1件当たりの委託金額が最小のものは918,000円（高浜104号線外2路線測量設計）であり、1件当たりの委託金額の平均は2,979,391円（円未満切捨）であった。

エ 工事契約について

（ア）工事の内容

道路保全課の実施する工事には、次のようなものがある。

- ・ 加熱アスコン舗装補修工事（注1）
- ・ 加熱アスコン（TSP）舗装改良工事（注2）
- ・ 道路小規模緊急修繕工事（旧姫路市内）
- ・ 緊急道路工事（家島・坊勢島）
- ・ 市道の道路補修工事（一般補修事業・舗装改良事業・通学路安全対策事業）
- ・ 市道の道路整備工事（舗装改良事業・通学路安全対策事業）
- ・ 市道等の舗装改良工事（舗装改良事業・通学路安全対策事業・市単独交通安全施設新設改良事業）
- ・ 市道の電線管路敷設工事
- ・ 里道の整備工事
- ・ 里道の防護柵設置工事
- ・ 里道の転落防止柵設置工事
- ・ 里道の舗装補修工事
- ・ 里道の舗装整備工事
- ・ 安全安心生活道路整備工事

（注1）アスコンとは、アスファルトコンクリートの略称で、建設現場などで使われる呼称である。アスファルトコンクリートは、アスファルトと骨材などが混ぜられてできた建築材料で、舗装の材料や補修材に使われる。アスファルト混合物、アスファルト合材ともいわれる。アスコンを使った舗装が、アスファルト舗装といわれる。

基本的にプラントで作られ、工事現場に運ばれる、温度の高い合材は加熱アスコン（加熱合材）と呼ばれる。熱を持たず、常温で長期保存できるものは常温合材と呼ばれ、現場では主に補修用に使われる。

（注2）TSPとは、薄層スラグポーラス舗装のことをいい、鉄鋼再生資材と薄層用改質アスファルトや熱溶着型厚層改質タックコート乳剤を使用した、薄層で低コストの資源循環型舗装である。また、薄層スラグポーラス舗装（TSP）補修工法は、従来の標準的な舗装補修工法に比べて大がかりな切削・打換えをせず、切削後の既設クラック面に、多量散布型の特殊タックコート工を施工することで路面強化し、この上に硬質で潜在水硬性をもつ製鋼スラグを使用した高耐久型ポーラス混合物を舗設するものである。なお、TSP補修工法は姫路市建設局と民間企業が共同開発し、特許出願のうえ特許権を

取得している（特許第 5086917 号 登録日平成 24 年 9 月 14 日）。

（イ）平成 30 年度の工事契約

道路保全課より提供を受けた資料「工事契約一覧」によると、平成 30 年度において道路保全課が実施した工事（令和元年度に繰り越されたものは除く）は、合計 166 件、契約金額（単価契約の場合は支払金額。また、契約変更があった場合は契約変更後の金額（以下、エにおいて同様。））の合計は、1,307,198,781 円であった。

その概要は次のとおりである。

（a）単価契約（注）によるもの

下表のとおり、契約件数は 13 件、支払金額の合計は 278,456,734 円であった。このうち、契約の相手方が一般競争入札により決定されているものは 7 件、支払金額の合計は 54,886,785 円であり、入札者数は 9 者～23 者であった。また、契約の相手方が指名競争入札により決定されているものは 6 件、支払金額の合計は 223,569,949 円であり、入札者数は 2 者～6 者であった。

目	事業区分			入札方法	件数	支払金額の合計（円）
	（大）	（中）	（小）			
道路維持費	道路維持費	道路補修事業費	一般補修事業費	一般	7	54,886,785
				指名	2	4,285,423
道路舗装事業費	道路舗装事業費	舗装事業費	舗装補修事業費	指名	4	219,284,526
（合計）					13	278,456,734

なお、1 件当たりの支払金額について、上位 3 件を挙げると、次のとおりである。

- ① 加熱アスコン舗装補修工事（東部） 91,330,725 円
- ② 加熱アスコン舗装補修工事（西部） 68,727,643 円
- ③ 加熱アスコン（T S P）舗装改良工事（西部） 29,680,589 円

また、1 件当たりの支払金額が最小のものは 1,555,097 円（道路小規模緊急修繕工事（4 工区））であり、1 件当たりの支払金額の平均は 21,419,748 円（円未満切捨）であった。

（注）「単価契約」は、契約の内容または性質上、数量を確定することができないため、総価額を決定できない場合に、契約の目的物について、その単位当たりの価格を定め、数量はその給付の実績に基づいて算定することを内容とする契約である。これは、法令上用いられている用語ではないが、実際には地方公共団体においてこのように呼ばれて締結されている契約である。

これに対し、「総価契約」は、契約の構成要素となる単価、数量および契

約金額（総価額）を確定して締結される契約である。一般的に、総価契約が原則的な契約方法であるといわれる。

(b) 総価契約によるもの

① 競争入札によるもの

下表のとおり、契約の件数は 120 件であり、契約金額の合計は 1,000,755,713 円であった（令和元年度に繰り越されたものは除く。また、平成 29 年度から平成 30 年度に繰り越されたもののうち、平成 29 年度中に支払われた金額を含む）。このうち、契約の相手方が一般競争入札により決定されているものは 28 件、契約金額の合計は 480,750,610 円であり、入札者数は 9 者～52 者であった。また、契約の相手方が指名競争入札により決定されているものは 92 件、契約金額の合計は 520,005,103 円であり、入札者数は 5 者～10 者であった。

目	事業区分			入札方法	件数	契約金額の合計（円）
	(大)	(中)	(小)			
道路橋りょう総務費	道路橋りょう総務費	安全・安心生活道路整備事業費	安全・安心生活道路整備事業費	指名	2	3,661,380
道路維持費	道路維持費	道路補修事業費	一般補修事業費	一般	6	82,521,539
			応急補修事業費	指名	28	195,748,874
			一般補修事業費	指名	3	9,553,655
道路舗装事業費	道路舗装事業費	舗装事業費	舗装改良事業費	一般	20	362,888,516
			舗装改良事業費	指名	51	279,028,382
		直営舗装事業費	直営舗装新設改良事業費	指名	4	14,190,437
			直営舗装補修事業費	指名	2	4,877,295
			直営舗装補修事業費	指名	2	4,877,295
交通安全対策費	交通安全対策費	交通安全施設整備事業費	通学路安全対策事業費	一般	1	9,795,226
			通学路安全対策事業費	指名	2	12,945,080
		交通安全施設整備事業費	市単独交通安全施設新設改良事業費	一般	1	25,545,329
合 計					120	1,000,755,713

(注) 契約金額の合計は、契約変更がある場合は契約変更後の額を集計している。

なお、一般競争入札によるものについて、1 件当たりの契約金額の上位 5 件を挙げると、次のとおりである。

- ① 幹第 23 号線・国道 2 号（姫路バイパス）交差点舗装改良工事 56,565,348 円
- ② 幹第 1 号線外 1 路線舗装改良工事 44,522,607 円
- ③ 幹第 6 号線舗装改良工事 27,064,811 円
- ④ 白浜 85 号線・国道 250 号線交差点改良舗装工事 25,545,329 円

⑤ 幹第 44 号線舗装改良工事 22,361,795 円
また、1 件当たりの契約金額が最小のものは 9,372,067 円（飾磨 194 号線道路整備（その 2）工事）であり、1 件当たりの契約金額の平均は 17,169,664 円（円未満切捨）であった。

次に、指名競争入札によるものについて、1 件当たり契約金額の上位 5 件を挙げると、次のとおりである。

① 旭陽 34 号線道路補修工事	12,530,756 円
② 妻鹿 9 号線道路整備工事	11,868,986 円
③ 城北 134 号線道路補修工事	11,779,238 円
④ 網干 26 号線道路補修工事	11,016,527 円
⑤ 網干 3 号線道路補修工事	10,290,187 円

また、1 件当たりの契約金額が最小のものは 1,614,219 円（城北 49 号線安全安心生活道路整備工事）であり、1 件当たりの契約金額の平均は 5,652,229 円（円未満切捨）であった。

なお、上表掲載分以外に、令和元年度に繰り越された工事として、次のものがある。

- ・ 飾磨 194 号線道路補修（その 1）工事
- ・ 城北 61 号線道路補修工事
- ・ 白鳥 118 号線道路整備工事
- ・ 高岡 204 号線道路整備工事
- ・ 城西 6 号線舗装改良工事
- ・ 網干 84 号線道路整備工事
- ・ 山田 35 号線外 1 路線道路整備工事
- ・ 船場 24 号線外 1 路線道路整備工事
- ・ 城西 61 号線道路整備工事
- ・ 花田 25 号線道路整備工事
- ・ 的形 8 号線道路整備工事
- ・ 幹第 51 号線舗装改良工事
- ・ 高岡 39 号線外 1 路線道路整備工事
- ・ 林田町八幡地内里道整備工事
- ・ 城東 178 号線道路整備工事（債務負担行為）

② 随意契約によるもの

下表のとおり、契約の件数は 33 件であり、契約金額の合計は 27,986,334 円であった。このうち、見積者数が 1 者のものは 5 件、契約金額の合計は 1,402,985 円であった。また、見積者数が 2 者のものは 28 件、契約金額の合計は 26,583,349 円であった。

なお、姫路市においては、予定価格が 20 万円未満の工事の場合は見積書を 1 者から徴すればよいこととされている（姫路市契約規則（昭和 62 年規則第 29 号）第 21 条第 1 項第 4 号）。

また、すべての契約について、随意契約とする理由は「予定価格が姫路市契約規則で定める額（130万円）を超えない場合」（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号・姫路市契約規則第19条第1号）となっている。

目	事業区分			見積 者数	件数	契約金額の 合計（円）
	(大)	(中)	(小)			
道路維持費	道路維持費	道路補修事業費	一般補修事業費	1	3	1,037,945
			応急補修事業費	2	11	11,866,511
					2	2
道路舗装事業費	道路舗装事業費	舗装事業費	舗装改良事業費	2	9	9,621,494
		直営舗装事業費	直営舗装 新設改良事業費	1	2	365,040
				2	5	2,647,080
			直営舗装 補修事業費	2	1	1,211,760
合 計					33	27,986,334

（注）契約金額の合計は、契約変更がある場合は契約変更後の額を集計している。

なお、1件当たりの契約金額について、上位3件を挙げると、次のとおりである。

- ① 白鳥239号線道路補修工事 1,282,647円
- ② 八木16号線道路補修工事 1,263,782円
- ③ 旭陽8号線道路補修工事 1,252,800円

また、1件当たりの契約金額が最小のものは178,200円（網干区垣内本町地内里道整備工事）であり、1件当たりの契約金額の平均は848,070円（円未満切捨）であった。

（2）監査手続

実施した監査手続は、次のとおりである。

- ① 道路保全課の事務事業の概要を把握するとともに、関連する法令、条例、規則等を閲覧し、内容の検討を実施した。
- ② 道路保全課の事務事業に係る詳細な資料を入手して閲覧・分析・検討を行い、必要に応じて担当者への質問を実施した。
- ③ 倉庫等の現地調査を行うとともに、道路保全課の備品、消耗品等について、実査（実物の検査）を実施した。

(3) 監査結果及び意見

ア 監査結果

(ア) 私道舗装補助審査会に関する要領の改定について

姫路市は、私道の舗装工事を行う者に対し、姫路市補助金等交付規則（昭和43年規則第60号）及び姫路市私道舗装補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内において、私道舗装補助金を交付している。

姫路市私道舗装補助金交付要綱の第6条及び第7条では、私道舗装補助金の交付に当たって、私道舗装補助審査会による審議が求められており、その組織及び運営等のため、別途「私道舗装補助審査会に関する要領」が定められている。「私道舗装補助審査会に関する要領」においては、当該審査会の構成員である会長、副会長及び委員（臨時委員を除く）について、特定の役職にある者を充てる旨（いわゆる充て職）の規定がなされている。例えば会長は、建設局長をもって充てる（第3条。（ア）において、カッコ内の条文番号は「私道舗装補助審査会に関する要領」の条文番号を示している。）とされている。

この「私道舗装補助審査会に関する要領」をレビューしたところ、充て職の規定に関し、副会長（第4条）及び臨時委員を除く委員（第5条別表）の一部について、市の組織変更などにより役職改定が行われ、それに伴う役職名（及び役職内容）の変更があったにもかかわらず、規定（第4条及び第5条別表）の改定が行われず、規定の文言に旧役職名が使用されたままとなっていた。また、同じく、庶務を行う部署（第7条）について、部署名（及び部署の構成）の変更があったにもかかわらず、規定（第7条）の改定が行われず、規定の文言に旧部署名が使用されたままとなっていた。

このように、現在存在しない役職や部署を充て職としている規定となっており、副会長及び委員の一部の選任に関する規定及び庶務を行う部署に関する規定の効力が失効しているため、早急に改善が必要である。【結果2】

具体的には、現在の市の組織の役職及び部署と整合するかたちで「私道舗装補助審査会に関する要領」の関連規定を速やかに改定する必要がある。また、「私道舗装補助審査会に関する要領」が平成8年5月10日以降改定されておらず、その間、組織変更に伴う複数回の改定の必要性が生じていたにもかかわらず、見過ごされて来た経緯を踏まえ、今後は適時に改定できる体制にすることも必要である。

<参考> 姫路市私道舗装補助金交付要綱～抜粋～

第6条 市長は、前条の申請書が提出された場合は、現地を確認し、次条に定める私道舗装補助審査会の審議を経て補助金の交付の可否を決定するものとする。この場合において、補助金を交付することと決定したときは、標準工事費及び交付金額を決定するものとする。

2 略

3 略

第7条 市長は、前条第1項に規定する審議のため、私道舗装補助審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 略

3 審査会の組織及び運営等についての必要な事項は、別に定める。

<参考>私道舗装補助審査会に関する要領～抜粋～

第1条 この要領は、姫路市私道舗装補助金交付要綱（昭和56年8月1日制定。以下「要綱」という。）第7条第3項の規定に基づき、私道舗装補助審査会（以下「審査会」という。）の組織運営等について定める。

第2条 審査会は、会長1人、副会長1人、委員若干名をもって組織する。

(イ) 道路監理員の任命手続について

道路法第71条第4項では、道路管理者は、その職員のうちから道路監理員を命じ、一定の措置を命ずる権限を行わせることができると規定されている。

当該道路法の規定に基づく道路監理員の任命手続をレビューしたところ、道路監理員の任命に係る文書（市長による任命書又は市長が定めた規則・規程等による充て職規定など）の存在が確認できず、道路管理者である姫路市長が道路監理員を命じた事実やその手続を確認することができなかった。

道路監理員は、道路管理者に代わって自らの判断において各種の必要な措置を命ずる権限を持つ機関であり、上記のとおり、その任命は道路法に基づくものである。道路監理員の任命は、地方自治法や地方公務員法などに基づく通常の市役所内の任用手続とは別の手続であり、その任命事実や任命手続についての証跡を文書で残しておく必要がある。【結果3】

<参考>道路法～抜粋～

第71条 略

2～3 略

4 道路管理者（・・・略・・・道路管理者である姫路市長が道路監理員を命じる手続を確認）は、その職員のうちから道路監理員を命じ、・・・略・・・の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者（・・・略・・・）に対して第一項の規定によるその違反行為若しくは工事の中止を命じ、又は道路に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずる権限を行わせることができる。

5～7 略

(ウ) 常温合材の管理台帳について

道路保全課の処理担当では、通常パトロール時において破損箇所を発見した場合や市民から通報又は要望を受けパトロール車で破損箇所を現場確認した場合、大規模修繕案件や外部業者依頼案件を除き、自ら維持補修(＝直営補修)を行っている。手持ちの資材(常温合材)で維持補修できる場合は、直ちに維持補修を行い、加熱合材や砕石など手持ちでない資材の発注が必要な場合は、資材受入後直ちに維持補修を行っている。

これら直営補修のための資機材のうち、手持ちの資材でない(在庫を有していない)加熱合材、鈇滓、砕石、真砂土、砂、生コン及び乳剤などについては、必要になった時点で業者に発注し受入も現場に直接なされるため、在庫管理の必要性が生じていない。一方、手持ちの資材である常温合材については、常に在庫を有しており、在庫管理の必要性が生じている。

現状、直営補修用の資機材の管理については、受入日及び受入数量を記録する(＝払出日や払出数量を記録しない)資機材等使用数量確認表によっており、常温合材の管理も、同じ資機材等使用数量確認表によっている。

しかし、常温合材については、在庫を持つ必要があるため、受入日及び受入数量だけでなく、払出日及び払出数量並びに残数量を記録した台帳により管理するべきである。【結果4】

その理由としては、第一に、常温合材については、受入日及び受入数量だけでなく、払出日及び払出数量並びに残数量を記録すること、そして第二に、定期的に常温合材の在庫数量を実地棚卸し、台帳上の残数量と照合した上で、仮に、数量が一致しなかった場合には可能な限り、その原因を調査し顛末を記録することが必要だからである。

<参考>平成30年度 資機材等使用数量確認表～常温合材の場合～

アスファルト合材(常温) ○○(業者名)

月日	契約数	納入数	差引
○月○日		××	××

「月日」欄…受入日が記載されている。

「契約数」欄…この欄は、数量等は記載されておらず空欄となっている。

「納入数」欄…受入数量が記載されている。

「差引」欄…「当年度契約数量－当年度累計納入数量(＝契約残数量)」が記載されている。

イ 意見

(ア) 身分証票交付簿について

道路監理員は、道路管理者に代わって自らの判断において各種の必要な措置を命ずる権限を持つ機関である(道路法第71条第4項及び第5項)。

道路監理員は、その権限を行使する場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを呈示しなければならない

い（道路法第71条第6項）とされている。

このように、道路監理員には強い権限（措置命令権限）が与えられており、その身分証票は厳格に管理する必要がある。交付を受けた本人による自己管理はもちろんのこと、身分証票の交付処理や返還処理に係る管理も重要であり、身分証票交付簿の作成が必要となる。

身分証票交付簿の作成の有無については、平成29年度以前は作成の有無が確認できなかった。平成30年度については立入身分証明書管理簿という名称で平成31年4月1日現在のものが作成されていた。記載項目については、番号、交付番号、職名、氏名、返却年月日、交付年月日及び備考欄が設けられ、それぞれの欄に対応する内容が記載されていた。有効期間については、直近交付分のみ、その有効期限が末尾の欄外に記載されていた。

この立入身分証明書管理簿を閲覧して気付いた事項として、記載項目については、現状、押印欄が設けられていないが、受領印欄（交付を受けた道路監理員が押印する）及び返納確認印欄（返納処理をした担当者が押印する）を設けたほうが望ましい。有効期間の記載箇所についても、末尾の欄外にまとめて記載するのではなく記載欄を設けて各人ごとに記載するほうが分かり易い。記帳方法については、平成31年4月1日という一時点でまとめて記帳する方法ではなく、交付又は返却が行われる度に記帳する方法が望ましい。また、有効期間満了後に更新する場合、旧身分証票の返却記録が省略され、新身分証票の交付のみが記録されているが、旧身分証票の返却及び新身分証票の交付の両方を記録する方法が望ましい。以上のように、記載項目及び記帳方法の一部については、改善の検討が必要である。

【意見11】

<参考>立入身分証明書管理簿の様式

身分証明書交付状況（道路保全課、長寿命化推進課） 平成31年4月1日

番号	交付番号	職名	氏名	返却年月日	交付年月日	備考

(イ) 定期パトロールについて

姫路市道路パトロール実施要領によれば、道路パトロールについては、①通常パトロール、②夜間パトロール及び③異常気象時等パトロールを実施することとされている。しかし、定期パトロール（定期巡回とも言い、年に1回程度「徒歩で」パトロールすること）については定めがなく、実施することにはなっていない。一方、国道については、国土交通省が平成25年4月に、「国が管理する一般国道及び高速自動車国道の維持管理基準（案）」を公表し、その中では定期巡回の必要性について触れられている（国土交通省ホームページより）。また、これと整合するかたちで、例えば近畿地方整備局では、管内の国道について、通常パトロール、夜間パトロール

及び異常時パトロールに加え、定期パトロールも実施されている（国土交通省近畿地方整備局ホームページより）。このように、定期パトロール実施の有無は、国道のパトロールと姫路市道のパトロールとの大きな違いとなっている。

通常パトロールは、パトロールカーからの目視によるパトロールで毎日（公休日及び休日を除く）行われており、頻度は多い。しかし、橋梁、トンネル、擁壁及び護岸等、排水施設、法面、道路付属物並びに歩道全般の状態及び歩道の利用状況などについては、パトロールカーからの視認だけでは分からない部分が多い。そのため、徒歩による定期的な確認を実施すれば、通常パトロールを補完することができ、パトロール全体の質を向上させる効果が見込める。

橋梁、トンネル及び道路付属物については、長寿命化推進課において5年に1回定期点検が行われているが、それとは別に、年に1回程度、定期パトロールの実施を検討することが望まれる。【意見12】

<参考>国が管理する一般国道及び高速自動車国道の維持管理基準（案）～抜粋～

3. 1 道路巡回

(1) 道路巡回の内容については、道路及び道路の利用状況を把握し、道路の異常等に対して、適宜の措置を講ずるため、通常巡回、定期巡回、異常時巡回ごとに以下の通り定めるものとする。

1) 通常巡回は、・・・略・・・

2) 定期巡回は、徒歩にて道路施設の状況等を確認するため、原則として年に1回の頻度で実施するものとする

3) 異常巡回は、・・・略・・・

(2) 略

(3) 略

(ウ) 夜間パトロールについて

夜間パトロールは、夜間に実施するパトロールで、道路照明灯の点灯確認をするために行うものである。姫路市道路パトロール実施要領では、夜間点検が必要と認められる路線につき年1回以上、道路照明灯の点灯状況を点検することとされている。

平成30年度の夜間パトロールは、平成30年12月14日において、道路保全課の処理担当5名により実施されていた。この日の夜間パトロールに関しては、作業日報（調査班）及び道路照明灯夜間パトロール路線表（添付資料を含む）が記録として残されており、パトロールの実施状況については確認することができた。しかし、道路パトロール日誌が作成されていなかったため、措置状況を確認することができなかった。姫路市道路パトロール実施要領第7条では、パトロール中に取扱った事項の内容だけでなく措置状況を道路パトロール日誌に記録し報告することが求められている。

そのため、夜間パトロールの記録及び報告の方法については改善を検討することが望まれる。【意見 13】

＜参考＞姫路市道路パトロール実施要領～抜粋～

第7条 パトロール員は、パトロール中に取扱った事項の内容、措置状況を道路パトロール日誌に記録し、課長に報告する。

(エ) 異常気象時等パトロールについて

異常気象時等パトロールは、台風、集中豪雨、地震、積雪及び凍結時等の異常気象時並びに大規模事故において行う点検である。姫路市道路パトロール実施要領では、異常気象時等には全てのパトロールに優先して実施することとされている。

異常気象時等においては、危機管理室からの指令があり、また、市民からの通報も多く、これらの指令や通報に対応した現場確認も行われている。

これらの実施状況を確認しようとしたところ、指令や通報への対応としての現場確認やパトロール時に行った措置の記録は残されていたが、パトロール内容の記録がなく、パトロールを行った路線や取扱った事項の内容を十分には確認することができなかった。異常気象時等パトロールについても、道路パトロール日誌を作成することが望ましい。【意見 14】

＜参考＞姫路市道路パトロール実施要領 別表～抜粋～

(3) 異常気象時等パトロール

内容：台風・集中豪雨・地震・積雪・凍結時等の異常気象時や大規模事故における点検

頻度：異常気象時

全てのパトロールに優先する

(オ) 休日パトロールについて

姫路市道路パトロール実施要領では、通常パトロールは、市内全域を対象に、公休日及び休日を除く毎日実施すると規定されており、例外的に公休日又は休日に通常パトロールを行う場合（(オ)において、公休日又は休日に行う通常パトロールのことを「休日パトロール」という。）の規定は設けられていない。

休日パトロールの実施状況を質問したところ、年末年始の休日期間には例年休日パトロールが実施されるとのことであった。一方、ゴールデンウィークの休日期間には休日パトロールが実施されることはなく、平成31年度（令和元年度）における10連休でも休日パトロールは実施されなかった。

休日パトロールは、連休期間が長くなると、その必要性が高くなり、また、実際、市は年末年始の休日期間においては休日パトロールを実施して

いることから、実施するか否かの判断基準（例えば休日が4日以上連続する場合は実施するなど）を、姫路市道路パトロール実施要領に定めておくことが望まれる。【意見 15】

＜参考＞姫路市道路パトロール実施要領 別表～抜粋～

(1) 通常パトロール

頻度：市内全域を対象に毎日（公休日・休日を除く）

(カ) 備品台帳の記載方法について

備品台帳を確認したところ、トラックの品名については、大型トラック1台及び小型トラック1台となっていたが、いずれも同じ2トンWキャビン（座席シートが2列になっている2トントラック）であり、車検証のナンバープレートの分類番号も同じ400ナンバー（貨物の輸送に使われる小型自動車の分類番号）であった。保有するトラックが、普通貨物自動車1台及び小型貨物自動車1台という構成ではなく、2台とも同じ小型貨物自動車であったことから、備品台帳では同じ品名とする（例えば小型トラック2台とする）ほうが望ましい。【意見 16】

(キ) 私道舗装補助審査会の議事録について

姫路市は、私道の舗装工事を行う者に対し、姫路市補助金等交付規則（昭和43年規則第60号）及び姫路市私道舗装補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内において、私道舗装補助金を交付している。また、姫路市私道舗装補助金交付要綱第7条では、私道舗装補助金の交付に当たり、私道舗装補助審査会による審議を求めている。

私道舗装補助審査会の審議内容（姫路市私道舗装補助金交付要綱第7条第2項の各審議事項について）をレビューしたところ、議事録というかたちで審査内容が記録されていなかったため、十分には確認することができなかった。私道舗装補助金の交付に関する決裁書では、合議、承認又は決裁のいずれかで私道舗装補助審査会の会長、副会長及び委員が記名押印しており、私道舗装補助審査会の構成員による交付決裁への関与は何える。しかし、決裁書は、私道舗装補助審査会の審議内容を記録する書類ではないので、決裁書とは別に審査会議事録を作成し決裁書に添付することが望まれる。【意見 17】

＜参考＞姫路市私道舗装補助金交付要綱～抜粋～

第7条 略

2 審査会は、次の事項を審議する。

- (1) 私道舗装事業の補助の可否に関すること。
- (2) 標準工事費の適用に関すること。

- (3) 私道舗装事業を補助する場合の条件に関すること。
- (4) 前各号に定めるもののほか、私道舗装事業補助について必要な事項
- 3 略

(ク) 地元要望への対応について

道路保全課の整備第一担当、整備第二担当及び整備第三担当は、地元要望により、道路補修事業として市道の路肩及び側溝等の修繕並びに道路冠水防止のため側溝の清掃を実施し、また、舗装整備事業として市道の舗装新設事業（平成30年度は実績なし）、舗装改良事業及び舗装補修事業を実施している。

道路保全課の処理担当は、地元要望により、道路補修事業として法定外道路の路肩及び排水路の修繕を実施し、また、舗装整備事業として法定外道路の整備を実施している。

これらの地元要望は、自治会から出されるものであり、所定のフォーマット（市道舗装・整備要望書、里道等整備（新規・修繕）要望書など）に従って行われている。

地元要望に対しては、件数が多く処理に取り掛かるまで2年くらい（あるいは、それ以上）かかる場合が多い。一方、緊急性が高い場合（通行上の危険性が高い場合など）や同一路で別の公共工事（下水道工事など）が行われる場合などは、他の要望より先に処理することがある。こうした優先的な処理対応については、恣意的な運用を避けるため、優先処理の基準を予め定めることが望ましいが、そうした基準を事前に定めると運用が硬直的になりすぎ、却って円滑な対応を阻害する恐れがあるということで、現状文書化されたルールがない。そのため、第三者から見れば、優先処理の判断が適切であるか分かりにくく、事後的に検証するのが難しいことが課題となっている。硬直的な運用を避ける趣旨であったとしても、文書化されたルールが全くないのは望ましくないので、運用に差し支えない程度の事項を定めておき、優先処理の理由が分かるように記録することが望まれる。【意見18】

<参考>要望書フォーマットの例（市道整備要望書の場合）

		○年○月	
(あて先) 姫路市長 (道路保全課)		代表者	住所 ○○○○
			氏名 ○○○○
			TEL
市道整備要望書			
下記市道の工事を実施して下さいますようお願いいたします。			
記			
施行区間	<u>市道 ○○線</u>	延長	L=○m
		幅員	W=○m
	自 <u> </u> 番地		
	至 <u> </u> 番地		
要望理由		
添付するもの	1. 要望箇所の位置図（赤で明記） 2. 現場写真 3. 同意書（隣接者の同意）		

(ケ) 処理係への依頼伝票の起票者名について

道路管理部内において、道路保全課の処理担当に補修等の処理依頼をかける場合に用いる「処理係への依頼伝票」については、道路保全課内の各担当又は長寿命化推進課の交通安全施設担当における受付者（通報や情報を受け付けた者）が起票している。そのため、受付者欄を見れば起票者が誰か分かるようになっている。しかし、危機管理室（防災情報システム）からの指令に基づく災害対応（一次対応）実施後の二次対応（三次以降の対応を含む）の際に起票される「処理係への依頼伝票」については、受付という行為を伴わないため、備考欄に豪雨対応と記載されるのみで、受付者欄が空欄になっている。そのため、起票者が誰か分からない形式となっている。

災害対応に係る二次対応についても、起票者名が分かる方法で記載することが望まれる。【意見 19】

<参考> 「処理係への依頼伝票」の記載項目

- ・受付日時及び受付者
- ・依頼者（氏名 住所 電話）
- ・場所（住所 路線名 住宅地図）
- ・現況
- ・処理日時及び担当者
- ・処理方法
- ・備考

(コ) 車両の稼働状況について

道路保全課所管の車両について、平成 30 年度の運転日誌から年間稼働日数（給油のみ、回送のみ、点検のみなど作業を伴わない日を除く）24 日以下（＝月平均 2 日以下）のものを抜き出すと、次のとおりであった。（なお、年間 24 日以下というのは、稼働率の低い車両の例を数件程度ピックアップするために便宜上用いただけであり、低稼働か否かを判断する線引き基準ではない。）

品名	年間稼働日数
ショベルローダー 姫路 000 る 5-58 (注 1)	22 日
4 t ローラー 姫路市は 15-73	12 日
2 t ローラー 姫路市は 26-30	24 日
不整地運搬車 キャリア C12R (注 2)	13 日
不整地運搬車 キャリア WB06D (注 2)	11 日
4 t ダンプ 姫路 100 せ 13-24 (注 3)	17 日
4 t ダンプ 姫路 100 せ 24-00 (注 3)	11 日

(注 1) ショベルローダーは 3 台保有しているが、他の 2 台は稼働日数 24 日以上である。

(注 2) 不整地運搬車（キャリア）は 2 台保有。

(注 3) 4 t ダンプは 2 台保有。

道路保全課の車両には、特殊な車両が多く、仮にレンタルで対応する場合、迅速にレンタル調達できるかなど稼働日数以外にも考慮すべき事項はあるが、稼働日数の少なさを安易に放置するべきではない。稼働日数が少ない場合、レンタルも選択肢として（レンタル以外にも、例えばショベルローダーや 4 t ダンプについては台数を減らす、あるいは、4 t ダンプについては稼働率が比較的高い 3 t ダンプに 1 台分を置き換える、などの選択肢もある）検討することが望まれる。【意見 20】

(サ) 業務委託契約書における仕様書の不備について

道路保全課が平成 30 年度に行った業務委託のうち、「建設機械回送業務委託」について、設計、入札、契約関係、支出負担行為及び支払に関する

各種の書類を閲覧したところ、契約書に不備が認められた。
当該契約書の約款第1条は、次のような規定となっている。

建設機械回送業務委託契約約款

(総則)

第1条 乙(注1)は、別紙の建設機械回送業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)に基づき、当初の委託業務(以下「委託業務」という)を実施しなければならない。

2 仕様書に定めのない細部の事項については、甲(注2)は乙に対して書面により指示するものとする。

(注1) 姫路市の契約の相手方

(注2) 姫路市(発注者)

しかしながら、道路保全課が保有している契約書を確認したところ、当該契約書には、仕様書が添付されていなかった。

また、契約締結の決裁書(「平成30年度建設機械回送業務委託(単価契約)の実施について」2018年2月19日起案)における契約書(案)にも、仕様書は添付されていなかった。

なお、入札案内書に綴りこまれていた仕様書(案)によれば、その内容(記載事項)は次のとおりであった。

建設機械回送業務委託仕様書

1 業務名

(1) 業務名 (2) 業務場所

2 業務概要

3 業務内容

(1) 運搬基地等 (2) 建設機械 (3) 貨物自動車 (4) 委託料計算の基本
(5) 完了報告 (6) 委託料の支払い

4 契約予定期間

5 その他

提出書類一覧

当該委託業務については、道路保全課長が執行した2者による指名競争入札により、契約の相手方を決定している。道路保全課によれば、契約の相手方に対しては、入札の指名時点で交付している入札案内書に、仕様書が添付されており、契約の相手方は仕様書の記載内容を知り得ているはずであるとのことである。

また、仕様書が契約書に添付されていないことをもって、直ちに契約が無効となるわけではないと考えられる。

しかし、契約書の規定に従って仕様書が契約書に添付されていないこと

は、業務委託に係る契約書の形式面としては適切ではない。

道路保全課としては、契約書の作成時において、契約の内容のみならず、このような契約書の形式的な面についても注意することが望まれる。

【意見 21】

(シ) 工事契約の変更について

道路保全課から提供を受けた「平成 30 年度工事契約一覧」によれば、平成 30 年度において、道路保全課の所管する工事契約（平成 29 年度から平成 30 年度に繰り越されたものを含み、平成 30 年度から平成 31（令和元）年度に繰り越されたものを除く。）で、契約の相手方を競争入札により決定したものは全部で 120 件あった。そのうち、119 件について契約変更が行われており、契約変更の行われていないものは 1 件のみであった。

契約変更の行われた 119 件のすべてについて設計内容の変更による契約変更が行われており、契約金額が変更されている。このうち、116 件については契約金額が増加し、3 件について契約金額が減少している。また、1 工事当たりの変更回数は、多いもので 5 回であり、回数ごとに件数を集計すると次のとおりである。

変更回数	うち設計内容の変更	件数
	5 回	
4 回	3 回	1
	2 回	3
	1 回	2
3 回	2 回	3
	1 回	9
2 回	2 回	14
	1 回	3
1 回	1 回	83
合 計		119

次に、変更した金額の範囲で、契約変更の件数を集計すると、次のような結果となる。

変更金額の範囲	件数
1,000 万円以上	1
500 万円以上 1,000 万円未満	1
400 万円以上 500 万円未満	1
300 万円以上 400 万円未満	3
200 万円以上 300 万円未満	5
100 万円以上 200 万円未満	30
50 万円以上 100 万円未満	29
50 万円未満	46
マイナスとなったもの	3
合 計	119

また、契約金額の変動率によって、件数を集計すると、次のような結果となる。なお、変動率は、次の算式により算出している。

$$\text{変動率} = (\text{最終の変更後の契約金額} - \text{当初契約金額}) \div \text{当初契約金額}$$

変動率の範囲	件数
50%以上	3
40%以上～50%未満	2
30%以上～40%未満	6
20%以上～30%未満	13
10%以上～20%未満	36
5%以上～10%未満	28
～5%未満	28
マイナス	3
合計	119

契約変更が行われた 119 件の入札工事につき、設計内容の変更による契約変更が 2 回以上行われた工事のうちから、下記の 9 件をサンプルとして抽出し、これらについて契約書等の関係書類を閲覧し、検討を実施した。

工 事 名	契約年月日 (変更契約日)	契約金額(円) (変更後)	変更の理由	変更 回数	変更	
					内容 変更	工期 のみ
旭陽 34 号線 道路補修工事	H30. 5. 22 (H30. 7. 13) (H30. 9. 14)	9, 180, 000 (10, 533, 309) (12, 530, 756)	設計内容・工期 設計内容	2	2	0
高浜 1 号線道路 補修 (その 2) 工事	H30. 7. 4 (H30. 10. 10) (H30. 10. 26)	13, 065, 840 (14, 480, 394) (14, 375, 753)	設計内容・工期 設計内容	2	2	0
高岡 66 号線 道路補修工事	H30. 10. 3 (H31. 2. 19) (H31. 3. 5) (H31. 3. 14)	7, 129, 080 (7, 927, 287) (8, 165, 332)	工期 設計内容 設計内容	3	2	1
(繰越) 船津 49 号線 道路補修工事	H29. 10. 6 (H30. 1. 25) (H30. 3. 8) (H30. 3. 28) (H30. 6. 25) (H30. 8. 24)	9, 574, 200 (9, 657, 126) (10, 521, 254)	設計内容 工期 工期 設計内容・工期 設計内容	5	3 (注)	2
(繰越) 城南 111 号線 道路補修工事	H29. 10. 19 (H30. 3. 8) (H30. 3. 28) (H30. 7. 24) (H30. 8. 27)	14, 183, 640 (14, 127, 671) (15, 005, 137)	工期 工期 設計内容・工期 設計内容	4	2	2
(繰越) 城南 2 号線外 1 路線 道路整備工事	H29. 12. 11 (H30. 3. 13) (H30. 3. 28) (H30. 5. 28) (H30. 7. 18)	8, 276, 040 (9, 041, 677) (9, 999, 430)	工期 工期 設計内容・工期 設計内容	4	2	2

工 事 名	契約年月日 (変更契約日)	契約金額(円) (変更後)	変更の理由	変更 回数	変更内容	
					内容 変更	工期 のみ
(繰越) 幹第23号線・国道2 号(姫路バイパス) 交差点舗装改良工事	H29.12.15 (H30.3.14) (H30.4.25) (H30.9.10) (H30.10.16)	32,616,000 (38,661,485) (55,683,399) (56,565,348)	工期 設計内容・工期 設計内容 設計内容	4	3	1
(繰越) 妻鹿9号線 道路整備工事	H30.2.5 (H30.6.13) (H30.8.22) (H30.9.25)	9,720,000 (10,112,258) (11,868,986)	工期 設計内容・工期 設計内容	3	2	1
幹第44号線 舗装改良工事	H30.6.26 (H30.9.12) (H30.10.1)	14,853,240 (22,023,572) (22,361,795)	設計内容 設計内容	2	2	0

(注) 契約金額の変更を伴う設計内容の変更は2回

閲覧・検討の結果、工事発注後において、設計変更が必要となり、契約金額が変更となるケースについては、変更の理由は次のような類型に分類できる。

- ① 地中の状態、周辺の土地利用等、工事環境の状況が当初設計にあたって把握していた内容から変化したことによるもの
- ② 測定の差異によるもの
- ③ 地権者、近隣住民等からの要望によるもの
- ④ 所轄の警察からの指示・指摘によるもの
- ⑤ ガス会社、電力会社、電気通信会社、姫路市の上下水道関係部門等の関係機関との調整によるもの 等

これらの設計の変更の理由には、埋設物等が原因となるような「掘ってみなければわからない」ものや、工事の実施が通行への障害となること等、実際に工事が開始されてみないとわからない、不確定で予期できないものもあることは確かである。

しかし、その一方で、工事の設計時点において、近隣住民や地権者等との協議を徹底したり、現地の調査を詳細に実施すること等によって、設計を厳しく実施していれば、契約変更を避けることができるものもあったのではないかと考えられる。

事前の調査・測量を詳細に実施し、設計を厳しく実施しても、工事経費については当初契約分と変更契約分の総計比較で考えると結果的に変化はないが、事前の調査・測量に要する経費は増加するため、調査・測量の精度を上げたからといって、工事に要する経費の総計に影響するというわけではない(下表の例示参照)。このため、調査・測量に要する経費と工事経費の増減額のバランスには注意しなければならない。

当初の調査・測量等の精度	契約前	当初の契約	工事着手後の契約変更	工事に要する経費総計
	調査測量経費	工事経費	工事経費	
一般的	100	10,000	1,000	11,100
詳細	200	11,000	0	11,200

(注) 数値例は任意である。

しかしながら、入札を実施して契約の相手方を決定する前提として、可能な限り必要な工事内容を当初の設計に網羅的かつ正確に反映させて、入札参加者に提示することの重要性は大きいと考えられる。工事着手後の設計変更の対象となる内容があらかじめ判明していれば、他に入札参加が可能な業者が存在したり、入札額の前提となる積算に影響を及ぼした可能性も考えられるからである。

上記の点から、もし、最終的な契約金額を増加させる契約変更が常態化し、当たり前になってしまうと、契約機会の公平性を確保し、経済的な契約金額を決定するために実施される指名競争入札あるいは一般競争入札の意義が失われてしまうおそれがある。

道路保全課としては、設計時における事前の調査や、近隣住民、地権者等へのヒアリングを十分に実施し、必要な工事内容を当初の設計に網羅的かつ正確に反映させ、結果として契約の変更、特に契約金額の増加を伴うものを減らすよう努力することが望まれる。【意見 22】

(ス) 契約変更により契約金額が1千万円以上となる工事等について

指名競争入札（地方自治法第234条）により契約を締結できる場合は、地方自治法施行令第167条にその定めがある。姫路市においては、工事請負契約について、予定価格が130万円を超えない場合は随意契約によることができ（姫路市契約規則第19条第1号）また、予定価格がおおむね1千万円以上のものについては制限付一般競争入札によることとしている（姫路市制限付一般競争入札実施要綱第3条第1号）ため、予定価格が130万円以上1千万円未満の工事については指名競争入札により契約を締結できることになる。

一般的に、指名競争入札の実施の手続は、一般競争入札と比較すれば契約担当者の事務上の負担や経費の軽減を図ることができるため煩雑ではないとされており、また、指名競争入札によれば、一般競争入札と比較して不良・不適格業者を排除することができるかとされている。

<参考>地方自治法（抜粋）

（契約の締結）

第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

<参考>地方自治法施行令（抜粋）

（指名競争入札）

第 167 条 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- 二 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- 三 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

（随意契約）

第 167 条の 2 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

（以下略）

<参考>姫路市契約規則（抜粋）

（随意契約によることができる金額）

第 19 条 政令（注・地方自治法施行令）第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定で定める額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 工事又は製造の請負 130 万円
- (2) 財産の買入れ 80 万円
- (3) 物件の借入れ 40 万円
- (4) 財産の売払い 30 万円
- (5) 物件の貸付け 30 万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50 万円

<参考>姫路市制限付一般競争入札実施要綱（抜粋）

（定義）

第 2 条 この要綱において、「制限付入札」とは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 の 2 の規定により市長が一般競争入札に参加する者の必要な資格を定め、当該資格を有する者により行う当該一般競争入札をいう。

(対象工事等)

第3条 制限付入札を実施すべき工事等は、次に掲げるもののうち、姫路市建設工事入札参加者審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審議を経て、市長が決定するもの（以下「当該工事等」という。）とする。

- (1) おおむね1千万円以上の工事
- (2) 前号に該当する工事のうち建築一式工事を分離発注した場合における、おおむね5百万円以上の電気工事及び管工事
- (3) おおむね1千万円以上の建設工事に関連する委託業務
- (4) 前3号に掲げる工事等のほか、特に必要と認められる工事等

道路保全課から提供を受けた「平成30年度工事契約一覧」によれば、平成30年度において、道路保全課の所管する工事契約のうち、当初の予定価格が1,000万円未満の契約で、契約変更により契約金額が1,000万円以上となった工事は、次の5件であった。

(単位：円)

工事名	契約方法	予定価格 (税込)	当初の 契約金額	変更後の 契約金額
旭陽34号線道路補修工事	指名競争入札	9,604,440	9,180,000	12,530,756
城北134号線道路補修工事	指名競争入札	9,903,600	8,674,560	11,779,238
網干3号線道路補修工事	指名競争入札	9,448,920	9,342,000	10,290,187
網干26号線道路補修工事	指名競争入札	9,957,600	9,828,000	11,016,527
(繰越)妻鹿9号線道路整備工事	指名競争入札	9,955,440	9,720,000	11,868,986

予定価格が1,000万円未満の工事については、手続の煩雑な一般競争入札によらず、指名競争入札によることが可能である。したがって、契約変更により契約金額が1,000万円以上となる場合（条件としては、本来、契約変更後の変更設計金額を基にした予定価格を算出し、判断するのが正確な方法と考えるが、今回は変更後の契約金額で判断することとした。）においては、設計変更の時点が契約後にならざるを得なかったことが重要なポイントとなる。

なぜならば、もし、1,000万円未満の額を当初の予定価格として指名競争入札を実施したにもかかわらず、契約締結後に契約金額の増額が容易にできてしまうような状況であるならば、指名競争入札が可能となる金額的基準は形骸化してしまうことになるからである。

上記の5件の工事について、変更執行伺書、変更契約書等、関係書類を閲覧し、契約変更の理由を検討した。変更理由書等から、各工事における契約変更の理由を抜粋すると、次のとおりである。

旭陽 34 号線 道路補修工事

第 1 回変更（設計内容・工期の変更）

- ・ 現地を再度精査したところ、既存雨水排水管が湾曲し、かつ、老朽化しているため排水に支障となっていることが判明した。課内で検討した結果、排水を確保するため当該管渠は閉塞し、本工事にて設置する側溝へつなぎこむための側溝及び管渠を増工するもの。
- ・ No.1 付近の既設下水道マンホールの移設に係る調整に想定以上の日数を要し、工期内の完了が困難となるため工期の延期を行うもの。

第 2 回変更（設計内容の変更）

- ・ 仮設工において、想定以上に地下水位が高く、湧水が工事の支障となることから、排水する必要があり、水替工を増工するもの。また、工事用車両の荷重により掘削面が崩れる恐れがあるため、敷鉄板を設置することで対処するもの。
- ・ 地元及び通行者から迂回路の幅員が狭く見通しも悪いため、交通誘導員を増員して案内するよう要望があったことから、課内で検討した結果、交通誘導員を増工し対処するもの。
- ・ 側溝のうち民地側にある側壁は残置する予定であったが、掘削を行なったところ既設側溝基礎コンクリートが大きく側壁とも一体化しており、残置することが困難であったため、側溝は全て撤去することとし、構造物撤去工を増工するもの。
- ・ 現地精査を行ったところ、民地との高さ調整のため側溝の高さを変更する必要があったため、課内で検討した結果、側溝種別を変更して対応するもの。

城北 134 号線道路補修工事

第 1 回変更（設計内容の変更）

- ・ 当初、本工事区域の舗装厚を 10cm と想定していたが、着手前に詳細な調査をしたところ、一部区間で舗装厚が 5 cm の部分があることが判明した。課内で検討した結果、このまま施工すると強度が保てないため、当該区間にあった碎石を撤去し、舗装工を増工して他の区間と同じ舗装厚とするもの。
- ・ 着手後に、地元自治会から電柱移設の要望があり、関西電力と協議の結果、工事着手前に電柱 2 本を移設し、本工事にて側溝迂回の工事を行うため、排水構造物工を増工するもの。
- ・ これら増工に伴い、交通規制期間が長くなるため、交通誘導警備員を増工するもの。

第 2 回変更（設計内容の変更）

- ・ 側溝設置のため既設舗装版を撤去したところ、側溝設置箇所における既設舗装版が想定以上に厚かったため、構造物取壊し工及び運搬処理工を増工するもの。
- ・ 舗装工（本復旧）について、取合部の既設舗装を詳細に調査したところ、想定以上に段差が大きく舗装範囲を広げてすりつけを行う必要があるため、アスファルト舗装工を増工するもの。
- ・ 姫路警察署と通行止めの協議を行った結果、通行止めによる迂回誘導及び接続道路

の安全確保について交通誘導警備員の配置箇所の指摘があったため、課内で検討の結果、交通誘導警備員を増工して対応するもの。

網干 3 号線道路補修工事

第 1 回変更（設計内容の変更）

- ・ 排水構造物工において、現地を再度精査したところ、一部排水ができず歩行者の通行の支障になる恐れがあることから、会所工及び集水郷工を増工し対処するもの。
- ・ また、民地及び路面の高さを詳細に測量したところ、民地側と道路側とで高さが合わない箇所があることが判明したため、街渠ブロックの形状変更及び土間コンクリート工の増工にて対処するもの。
- ・ 交通誘導員において、上記増工に伴い、工事日数が想定以上に必要となったことから、交通誘導員を増工するもの。
- ・ その他の変更については現地精査による変更となる。

網干 26 号線道路補修工事

（設計内容の変更）

- ・ 排水構造物工において、既設会所柵の深さを精査したところ、当初の想定より深いことが判明したため、会所柵の深さを変更するもの。
- ・ 既設取付管が老朽化していることが判明したため、道路陥没の原因となることから取替が必要となり、取付管工を増工するもの。
- ・ 民地及び路面の高さを詳細に測量し、精査したところ、施工範囲全体で既設路面が高いことが判明し、適切な道路勾配で仕上げるため、掘削工を増工するもの。また、No.0 付近において民地側の方が低くなる箇所があることが判明したため、土間コンクリート工の増工にて対処するもの。
- ・ 交通誘導員において、上記増工に伴い、交通誘導員を増工するもの。
- ・ その他の変更については、現地精査による変更となる。

（繰越）妻鹿 9 号線道路整備工事

第 1 回変更（工期の変更）

- ・ 当該工事は道路側溝の改修工事であるが、支障物件である電柱（4 本）の移設に際し、関西電力・NTT・地元住民との電柱移設箇所の協議に不測の時間を要したため、当初の工期内での完了が困難となり、工期を延伸して対応するもの。

第 2 回変更（設計内容・工期の変更）

- ・ 当初、工事箇所を通行止めで作業を行う予定であったが、着工後の地元調整の結果、当該道路の利用状況等から全ての車両を迂回させることが困難であることが判明したため、工事中、一部車両を通行させる必要が生じた。課内で検討した結果、車両の通り抜け時の安全対策として交通誘導警備員を増員して対処するもの。
- ・ 既設構造物の取壊しを行ったところ、水道引込管が想定よりも浅い位置にあることが判明した。本工事の支障となることから、先行して引込管を移設することとなり、移

設に不測の期間を要し、当初の工期内での完了が困難となったため、工期を延期して対応するもの。

第3回変更（設計内容の変更）

- ・ 工事着手に伴い、構造物取壊しを行ったところ、既設側溝が当初想定していたよりも大きいことが判明した。そのため、構造物撤去工及び土工を増工し対処するもの。
- ・ また、民地取合い部分の側溝天端高さが一部合わない箇所があり、車両の乗り入れ等に支障をきたす恐れがあるため、構造物撤去工及び土間コンクリート工を増工し対処するもの。
- ・ 既設の舗装が想定したよりも厚かったため、舗装版破碎工を一部変更するもの。また、取壊した舗装の一部について、路盤を補充する必要性が生じたため、路盤工を変更するもの。
- ・ 現地精査により、側溝の割り付けを一部変更するもの。
- ・ 上記の理由により、総じて想定していたよりも施工日数を要するため、誘導員を増員するもの。

上記は、いずれも変更理由書に記載されているものであり、変更の理由は簡潔にまとめられている。しかし、設計変更の時点が契約後にならざるを得なかったという観点については、設計の内訳書や図面を詳しく見ればわかるものの、十分な説明とはなっていないものもある。例えば、「現地精査により・・・」という表現がなされているものについては、設計段階で十分な精査ができていなかったのではないかという疑念を抱かれることもないとはいえないと考えられる。

当初の予定価格が1,000万円未満の契約で、契約変更により契約金額が1,000万円以上となる場合においては、設計変更の時点が契約後にならざるを得なかったということが重要なポイントであり、一般競争入札を回避するためではないということを強調する必要がある。したがって、設計変更の時点が契約後にならざるを得なかったという状況を明確に記録として残し、事後的な確認ができるようにしておくことが望まれる。

【意見 23】

なお、競争見積合わせによる随意契約により契約の相手方を決定している工事についても上記と同様である。当初の予定価格が130万円を下回るもの（軽微な工事）については随意契約が可能であるが、契約変更により130万円以上となる場合は指名競争入札により相手方を決定することになるからである。

平成30年度においては、道路保全課の実施した軽微な工事については、契約変更により130万円以上となった随意契約による工事はなかったが、今後このようなケースが発生する場合には上記と同様設計変更の時点が契約後にならざるを得なかったという状況を明確に記録として残し、事後的な確認ができるようにしておくことが望ましい。

(セ) 工事契約における施工区域ごとの業者の決定について

道路保全課は、平成 30 年度において、「加熱アスコン舗装補修工事」を実施している。当該工事は、災害及び緊急時における市道の舗装破損箇所の応急修繕を行うものであり、旧 4 町の区域を除く市内を対象としている。

契約は単価契約であり、また、旧 4 町の区域を除く市内を県道 62 号姫路港線（産業道路）及び大野川により東西に分けた二つの施工区域（(セ)において、それぞれ「東部区域」、「西部区域」という。）ごとに契約が行われている。

加熱アスコン舗装補修工事の「入札に当たっての注意事項」によれば、二つの施工区域の業者決定の方法は次のような手順で行われている。

入札に当たっての注意事項

4. （途中略）但し、業者決定の方法は下記のとおりとする。

(1) 最低入札金額を応札した業者が 1 業者の場合は、その業者を決定とする。残り 1 業者の決定方法については、他業者の中で決定業者の落札価格での追随確認を行い、追随業者が 1 業者の場合はその業者を決定とする。追随業者が複数である場合はくじにより 1 業者を決定することとする。なお追随業者がない場合、先に決定した業者が市内全域を施行区域として契約する。

(2) 最低入札金額を応札した業者が 2 業者の場合は、自動的に決定とする。

(3) 最低入札金額を応札した業者が 3 業者以上の場合は、くじにより 2 業者を決定することとする。

(4) 東部区域、西部区域における業者の施工区域については、落札業者決定後落札業者と協議し決定する。但し、緊急時には、この施工区域をこえる場合もある。

(以下略)

入札は、指名競争入札によって行われており（入札の執行者は道路保全課長）結果は次のとおりである。なお、予定価格は 479,000 円、最低制限価格は 414,000 円（いずれも消費税抜きの金額）であった。

業者名称	入札金額（円）	結果
A 社	486,000	
B 社	455,000	落札（東部）
C 社	483,000	
D 社	489,000	
E 社	480,000	
F 社	455,000	落札（西部）

最低入札金額を応札した業者は、2 者であったので、自動的にその 2 社が決定されている。

決定された 2 社のうち、東部区域は B 社、西部区域は F 社が姫路市の契

約の相手方となっている。

入札に当たっての注意事項4（4）によれば、「東部区域、西部区域における業者の施工区域については、落札業者決定後落札業者と協議し決定する。」とされている。

そこで、「加熱アスコン舗装補修工事（東部）」及び「加熱アスコン舗装補修工事（西部）」の契約書等、関連書類を閲覧・検討したが、東部区域、西部区域における業者の施工区域の決定の過程及び落札業者と協議した内容については書面では確認できなかった。

この点、入札の経過と同様、施工区域の決定も契約に当たっては重要な事項であり、決定の経過や落札業者との協議の内容についても、客観性や透明性が求められる。したがって、道路保全課としては、施工区域の決定の経過や落札業者との協議の内容を明確に記録し、道路保全課長等しかるべき権限のある人の決裁を受けておくことが望ましかったといえる。

今後は、「加熱アスコン舗装補修工事」の施工区域の決定にあたっては、決定の経過や落札業者との協議の内容を明確に記録し、適切な権限者の決裁を受けておくことが望まれる。

なお、「加熱アスコン（T S P）舗装改良工事（東部）」及び「加熱アスコン（T S P）舗装改良工事（西部）」についても、上記と同様のことが言えるので留意することが望ましい。【意見 24】

（ソ）指名停止を受けた単価契約工事の契約相手方への対応について

平成 30 年度に道路保全課が実施した工事のうち、「加熱アスコン舗装補修工事（西部）」については、指名競争入札により、F 社（注）が姫路市の契約の相手方となっている。

しかし、F 社は、東京都、東京港埠頭株式会社若しくは成田国際空港株式会社が発注する舗装工事に関し、独占禁止法違反の疑いがあるとして、平成 28 年 8 月に公正取引委員会の立入り検査を受け、平成 30 年 3 月に同委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

これに伴い、姫路市は F 社を指名停止措置としている。

「加熱アスコン舗装補修工事」の「入札に当たっての注意事項」には、次のような内容が記載されている。

入札に当たっての注意事項

4. 契約業者数は原則として 2 業者とし、施工区域（旧 4 町の区域を除く市内を産業道路及び大野川により東西に分けた区域（以下、それぞれ「東部区域」、「西部区域」という）毎に契約を行う。但し、業者決定の方法は下記のとおりとする。

（1）～（4） 略

（5）入札参加制限又は指名停止を受けた場合、あるいは特段の事由により施工できない場合は、指示しない。

他の区域の契約業者が、上記事由により施工できない期間において、第 4 項

に定める施工区域以外及び北部道路事務所管内であっても指示することがある。

上記により、F社が指名停止を受けている間は、F社は姫路市から工事の指示を受けることができなかつたため、F社に代わってC社（注）が姫路市から施工の指示を受けた。なお、C社は、北部道路事務所が平成30年度に実施した「（北部）加熱アスコン舗装補修工事」における姫路市の契約の相手方である。

また、平成30年度における「加熱アスコン舗装補修工事（西部）」についての工事請負代金の支払額の実績は、次のとおりであった。

区 分		支払回数	完了日	支払額（円）
市道	F社に対する指示分	第1回	7月～9月	2,280,309
		第2回	10月～11月	19,548,005
		第3回	12月～31年1月	3,718,409
		第4回	31年2月～3月	9,666,252
	小 計			35,212,975
	C社に対する指示分	第1回	4月～5月	8,020,168
		第2回	6月～7月	25,020,091
		第3回	9月	87,620
		第4回	11月	385,327
	小 計			33,513,206
市道分の計				68,726,181
里道	C社に対する指示分	第1回	4月～5月	164,342
		第2回	6月～7月	5,279,803
	里道分の計			5,444,145

平成30年度の（北部）加熱アスコン舗装補修工事の「入札に当たっての注意事項」には、次のような、上記の道路保全課の場合と同様の内容が盛り込まれている。道路保全課によれば、C社はこれに基づいて道路保全課所管内における施工の指示を受けたものである。

入札に当たっての注意事項

5. その他、姫路市契約規則、特記仕様書に準ずる。

※ 入札参加制限又は指名停止を受けた場合、あるいは特段の事由により施工できない場合は、指示しない。

上記理由により施工できない期間においては、道路保全課発注工事の「加熱アスコン舗装補修工事」受注者に施工の指示を行うことがあります。また、道路保全課発注工事の「加熱アスコン舗装補修工事」において、上記と同様の事由により施工できない場合は、道路保全課所管内においても施工の指示を行うことがあります。

しかしながら、加熱アスコン舗装補修工事（西部）の入札に当たっての注意事項4.（5）によれば、C社でなくとも、道路保全課が実施した「加熱アスコン舗装補修工事（東部）」における姫路市の契約の相手方であるB社（注）が、F社に代わって加熱アスコン舗装補修工事（西部）の施工の指示を受けてもよかったはずである。

この点について、「加熱アスコン舗装補修工事（西部）」に関する契約書等の書類を閲覧・検討したが、手続を実施した範囲では、道路保全課が、C社に加熱アスコン舗装補修工事（西部）の施工の指示を行うことになった理由や経過については、書面では確認することができなかった。なお、道路保全課によれば、C社は西部区域に近い場所にプラントを保有していることから、課内での意思決定を経て、同社に施工の指示を行うことになったということである。

道路保全課が、F社が指名停止を受けている期間において、C社に加熱アスコン舗装補修工事（西部）の施工の指示を行うことになった理由や経過については、入札の手続と同様に重要であり、客観性や透明性が要求されると考える。したがって、当該の理由や経過は、書面に記録しておき、道路保全課長等しかるべき権限のある役職者の決裁を受けておくことが望ましかったといえる。

今後、この事例と同様のケースが発生した場合には、入札参加制限や指名停止を受けた契約の相手方に代えて施工の指示を行うことになった業者について、その選定の理由や過程を書面に記録しておき、適切な権限者の決裁を受けておくことが望まれる。【意見 25】

（注）本項におけるB社、C社及びF社という呼称については、上記（セ）におけるB社、C社及びF社と同一の業者に対するものである。

（タ）業務委託の指名競争入札における問題点

平成 30 年度に道路保全課が実施した業務委託は、道路保全課から提供を受けた「平成 30 年度委託契約調書」によれば、全部で 32 件あり、その契約方法は、随意契約が 2 件、残りの 30 件は全て指名競争入札によっている。

このうち、市道等除草業務は、合併前の旧姫路市内を 1 工区から 4 工区までの 4 工区に分け、4 件の委託業務としている。

平成 30 年度における、市道等除草業務の指名競争入札における指名業者の選定条件は、次のとおりであった。

業者選定は次の A 又は B 条件に合致する業者とする

条件 A（次の 1～6 のすべてを満足すること）

1. 契約当該年度に契約課において業者登録を行っている業者
2. 市内業者

3. 道路上の作業であり業種が清掃管理（201）で、細目が道路公園清掃に登録している業者
4. 道路上の除草選定作業であり業種が植物管理（205）で、細目が除草、草刈り、剪定に登録している業者
5. 作業機器、除草運搬用ダンプまたはバッカー車を確保できる業者
6. 河川堤防草刈において姫路市公園管理との連携を図る必要があるため、平成 29 年度公園管理発注の除草業務指名実績のある業者

条件 B（次の内容を満足すること）

1. 平成 25 年度以降の 5 か年において市道等除草業務委託の受注実績のあること

また、道路保全課は、上記の条件に合致する業者のうちから、次の方法により、指名業者を選定している。

選定方法

- ① 過去 5 年間の除草業務の受注件数が多い方から選定
- ② 過去 5 年間の除草業務の指名回数が少ない方から選定

以上の指名条件及び選定方法により、平成 30 年度に指名競争入札の参加者として指名された業者は次のとおりであった。

工区	業者	選定理由		H29 公園 除草指名	受注実績 過去 5 年	指名実績 過去 5 年	選定	業者選定区域
		A	B					
1 工区	A	○	○	○	1	5	○	新幹線以北 市川以西 ※城見台を含む
	B		○		1	5	○	
	C		○		1	5	○	
	D		○	○	1	5	○	
	E		○		1	5	○	
2 工区	F		○		1	5	○	新幹線以南 県道姫路港線（産業 道路）以西
	G	○	○	○	2	5	○	
	H	○		○	0	0	○	
	I	○		○	0	1		
	J	○		○	0	2		
	K	○	○	○	1	5	○	
	L	○	○	○	1	5	○	
M	○		○	0	2			
3 工区	N	○	○	○	1	5	○	市川以東 J R 山陽本線以北 ※別所校区を除く
	O	○		○	0	0		
	P		○		1	5	○	
	Q	○	○	○	1	5	○	
	R		○		1	5	○	
S	○	○	○	1	5	○		

工区	業者	選定理由		H29 公園 除草指名	受注実績 過去5年	指名実績 過去5年	選定	業者選定区域
		A	B					
4工区	T	○	○	○	1	5	○	県道姫路港線（産業 道路）以東 J R 山陽本線以南 ※別所校区を含む
	U	○		○	0	0		
	V	○	○	○	1	5	○	
	W	○	○	○	1	5	○	
	X		○	○	1	5	○	
	Y		○		1	5	○	

（出典：道路保全課作成資料（一部加工））

平成30年度の市道等除草業務の委託にあたっては、上記のように、各工区について5業者が選定され、指名競争入札が実施されている。

市道等除草業務について、平成25年度～平成29年度における指名競争入札の結果（指名業者と指名回数・受注実績）、及び平成30年度の指名業者をまとめると、次の表のとおりである。

工区	業者	H25	H26	H27	H28	H29	H25～H29 指名回数	H25～H29 受注実績	H30
1工区	A	○	○	○	●	○	5	1	○
	B	●	○	○	○	○	5	1	●
	C	○	○	●	○	○	5	1	○
	D	○	○	○	○	●	5	1	○
	E	○	●	○	○	○	5	1	○
2工区	F	○	○	○	●	○	5	1	○
	G	●	○	○	○	●	5	2	○
	H						0	0	○
	I					○	1	0	
	J		○	○			2	0	
	K	○	●	○	○	○	5	1	●
	L	○	○	●	○	○	5	1	○
	M	○			○		2	0	
3工区	N	○	●	○	○	○	5	1	○
	P	○	○	○	○	●	5	1	○
	Q	○	○	○	●	○	5	1	○
	R	●	○	○	○	○	5	1	●
	S	○	○	●	○	○	5	1	○
4工区	T	●	○	○	○	○	5	1	●
	V	○	○	○	●	○	5	1	○
	W	○	●	○	○	○	5	1	○
	X	○	○	○	○	●	5	1	○
	Y	○	○	●	○	○	5	1	○

（注）○：指名業者 ●：落札業者

（出典：道路保全課作成資料（一部加工））

指名業者の選定状況を見ると、2工区以外は平成25年度～平成30年度の6年度にわたって、同一の業者で固定され、新規参入などによる変動がほとんど見られない。なお、2工区についても、4業者が平成25年度～平成30年度の6年度にわたって固定されている。

また、各工区において、入札参加者の落札回数は、平成 25 年度～平成 29 年度の 5 回のうち、大多数が 1 回、多くて 2 回で、特定の業者に偏ることではなく、まんべんなく落札されている。さらに、4 つの工区のうち 3 つの工区において、平成 30 年度は平成 25 年度に落札した業者が落札している。

入札において、競争原理が適切に働いているのであれば、競争力の高い特定の業者に偏りが出てもおかしくはない。しかし、上記の結果を見ると、固定化された業者間により調整が行われ、落札業者が決定されているのではないかという疑念を抱かれる可能性もないとはいえない。

監査人が監査手続を実施した限りにおいては、入札の手続には問題は見受けられなかった。しかし、姫路市として適正な入札手続を遵守した結果であるとしても、実質的に競争入札として機能していないように見受けられる場合には、指名業者選定条件の検討や、区域内業者に限定せず、新規業者を参加させる等、競争を機能させるための仕組みも検討することが必要と考える。

また、現在の第 1 工区～第 4 工区の地区割り（業者選定区域）についても、地域性や地元業者の保護・育成の観点を勘案していると考えられる一方で、公正な競争の確保も担保する必要がある。したがって、地区割りの見直しを随時検討することが望ましい。【意見 26】

(チ) 工事に係る予算の管理について

道路保全課が平成 30 年度に実施した市道工事の歳出予算における科目名称等は次の表のとおりである。

目	事業区分	事業内容
道路維持費	(大) 道路維持費 (中) 道路補修事業費 (小) 一般補修事業費	道路・側溝・溝渠等の補修に関する事業 側溝、側壁、暗渠、擁壁補修工事
道路舗装事業費	(大) 道路舗装事業費 (中) 舗装事業費 (小) 舗装改良事業費	道路の舗装改良

(出典：道路保全課作成資料等を加工)

なお、上記の表の款は土木費、項は道路橋りょう費である。

ところで、道路保全課が平成 30 年度に実施した市道工事に対しては、次のような名称が付けられている。

- ① ○○号線道路補修工事（一般補修事業費）
- ② ○○号線舗装改良工事（舗装改良事業費）
- ③ ○○号線道路整備工事（舗装改良事業費）

このように、同じ舗装改良事業として行われる工事でも、上記②及び③のように異なった工事名称となる場合がある。

そこで、同課に対し、上記①～③の区分をするにあたっての考え方について質問したところ、次のような回答を得た。

- ・ 土木工事を主とする場合については、①の「道路補修工事」という名称を付している。
- ・ 舗装工事のみの場合については、②の「舗装改良工事」という名称を付している。
- ・ 一つの工事の中で、土木と舗装が混在する場合については、③の「道路整備工事」という名称を付している。

また、市道工事においては、一つの工事の中で土木と舗装の混在する場合が多く、このような工事については、予算に不足が生じる可能性が出てきた場合に、上記の①と③にみられるように、発注・支出する目や財務会計上の事業区分が異なることになる取扱いを行っているということであった。

しかし、予算の管理のうえでは、次のような問題があると考えられる。

- ① 工事の内容の実態が同じような市道工事であっても、予算に余裕がある場合と予算が不足した場合とで、発注・支出する目や財務会計上の事業区分が異なるのであれば、歳出予算の款・項・目・節の区分や財務会計上の事業区分を定めていることの意義（注）が小さくなるのではないかと考えられる。
- ② 前年の実績を基に目や財務会計上の事業区分を考慮して予算の見積りや編成が行われるのであれば、市道工事の内容の実態とは異なった予算の見積りや編成が行われてしまう可能性がある。
- ③ 市道工事の内容の実態と目・事業区分が異なっていれば、予算の見積りや予算要求のための資料作成等の際、基礎となるデータの抽出等の事務処理が煩雑になり、それに伴って混乱が生じるおそれもあるのではないかと考えられる。

（注）款・項が首長と議会の権能のバランスを取るためであるとされているのに対し、目・節は予算執行の管理のためであるとされている。財務会計上の事業区分についても、目・節と同様であると考えられる。

そこで、現在行われているような、予算の執行状況によって発注・支出する目や財務会計上の事業区分が異なることになる取扱いではなく、目・事業区分ごとの予算が不足する状況に至った場合でも、できる限り市道工事の内容の実態を反映した目・事業区分での発注・支出を行うことを検討してみることが望まれる。【意見 27】

（ツ）予算の事業区分について

（a）業務・工事の実態と予算の事業区分の乖離について

道路保全課が平成 30 年度に行った業務委託及び工事について、設計、入札又は随意契約の決定、契約（支出負担行為）及び支払に関する各種の書類を閲覧した。

その過程で、少なくとも次の業務及び工事については、予算の事業

区分と実際に行われた業務あるいは工事の名称・内容が乖離していることが認められた。

- ・ 応急補修事業費
 - ① 家島町真浦地内（加野地区）里道整備工事
 - ② 家島町坊勢地内里道整備工事
- ・ 直営舗装新設事業費
 - ① 勝原区山戸地内里道防護柵設置工事
 - ② 大津区天満地内里道防護柵設置工事
 - ③ 梅ヶ谷町地内里道防護柵設置工事
 - ④ 花田町加納原田地内里道転落防止柵設置工事
 - ⑤ 勝原区丁地内里道防護柵設置工事
 - ⑥ 余部区上余部地内里道整備工事
 - ⑦ 実法寺地内里道舗装補修工事
 - ⑧ 花田町上原田地内里道整備工事
 - ⑨ 北八代一丁目地内里道舗装補修工事
 - ⑩ 四郷町山脇地内里道整備工事
 - ⑪ 網干区垣内本町地内里道整備工事
- ・ 直営舗装補修事業費
 - ① 下手野地内里道整備工事
 - ② 兼田地内里道舗装整備工事
 - ③ 飾磨区英賀宮町二丁目地内里道整備工事

応急補修事業費として予算が執行された2つの工事については、監査手続を実施した限りでは、地元要望に基づくものであることから、応急補修であるとはいいがたい。

次に、直営舗装新設事業費として予算が執行された工事のうち、①～⑥については、監査手続を実施した限りでは、舗装工事ではないことが明らかであった。

また、「直営」ということから、まず、市職員（処理担当）が行う工事ではないかと理解されるが、予算の節は工事請負費であり、実際には外部の業者が工事を行っている。なお、この点については、⑦以降の工事及び直営舗装補修事業費として予算が執行された各工事についても同様である。

したがって、これらについては、業務又は工事の実態と予算の事業区分が乖離している。予算の事業区分は、款・項・目・節のように法令（地方自治法）に定められている区分ではなく、姫路市の財務会計上の区分ではあるが、予算管理の上でも問題がある。

財政学において一般的に言われている予算原則の一つに、明確性の原則あるいは明瞭性の原則と呼ばれるものがある。明確性の原則（明瞭性の原則）とは、予算の内容は収入の源泉・支出の目的・責任の所

在などが国民（住民）にも明瞭に理解されうるような形式でなくてはならず、予算内容について目的別・機関別などに合理的・体系的に明確化され、かつ概観は容易な数量的表現で示さなければならないとする原則をいう（注）。

業務又は工事の実態と予算の事業区分が乖離している状態は、予算の内容、支出の目的が住民にも明瞭に理解されうるような形式になっていないことから、道路保全課としては、予算の事業区分は、業務や工事の実態に即したものとすることが望まれる。【意見 28】

（注）神野直彦『財政学 改訂版』有斐閣・2007年、また、横山彰、馬場義久、堀場勇夫『現代財政学』有斐閣・2009年等を参照。

（b）予算の事業区分の名称について

上記（a）に関連して、道路保全課で行っている事業について、予算の事業区分と事業内容の関連を次の表に整理した。

目	事業区分			事業内容（注）
	（大）	（中）	（小）	
道路維持費	道路維持費	道路補修事業費	一般補修事業費	道路・側溝・溝渠等の補修に関する事業 側溝、側壁、暗渠、擁壁補修工事
			道路等清掃事業費	道路路面清掃、溝渠、暗渠等の清掃
			応急補修事業費	緊急を要する道路応急補修作業等（建設機械の賃借、重機回送） 法定外道路の整備
道路舗装事業費	道路舗装事業費	舗装事業費	舗装新設事業費	認定道路（市道）の舗装新設
			舗装改良事業費	道路の舗装改良
			舗装補修事業費	緊急な道路の舗装・補修
		直営舗装事業費	直営舗装新設改良事業費	法定外道路の舗装新設
交通安全対策費	交通安全対策費	交通安全施設整備事業費	直営舗装補修事業費	法定外道路の舗装補修
			通学路安全対策事業費	通学路整備
交通安全対策費	交通安全対策費	交通安全施設整備事業費	市単独交通安全施設新設改良事業費	交通安全施設の新設・改良
			安全・安心生活道路整備事業費	安全安心生活道路の整備
道路橋りょう総務費	道路橋りょう総務費	安全・安心生活道路整備事業費	安全・安心生活道路整備事業費	安全安心生活道路の整備

（注）平成 30 年度歳出予算見積書の閲覧結果による。

整理した結果によると、事業区分（中事業）の直営舗装事業費については、その事業内容から、実態は法定外道路（いわゆる里道）の舗装に関する事業区分となっている。また、事業区分（小事業）の応急

補修事業費には、法定外道路の整備が含まれており、これは通常の整備に関する費用であり、「応急」という名称からは誤解が生じる恐れがある。

このように、現状の予算の事業区分について、予算の明確性（明瞭性）の観点から問題がないとはいえないので、予算の事業区分の名称について、現在行われている事業の実態に即した見直しを検討することが望ましい。【意見 29】

4 長寿命化推進課について

(1) 概要

ア 長寿命化推進課の概要

長寿命化推進課は、国土交通省による「インフラ長寿命化基本計画」の流れを受けて、平成 29 年 4 月に旧道路整備改善課が道路保全課及び長寿命化推進課に改組されて発足した、比較的新しい課である。

姫路市行政組織規則第 15 条第 4 号によれば、長寿命化推進課の事務分掌は次のとおりとなっている。

- | |
|---|
| ① 交通安全施設の新設改良及び補修に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。 |
| ② 橋梁長寿命化計画の作成及び実施に関すること |
| ③ 交通安全施設に係る陳情及び要望に関すること |

以上のように、長寿命化推進課では、橋梁及びトンネルの長寿命化、市道における交通安全施設の新設・修繕等に取り組んでいる。

長寿命化推進課には、庶務、インフラ整備及び交通安全施設の三つの担当が置かれている。庶務担当は、課の庶務を担当している。また、インフラ整備担当は、主として橋梁等の長寿命化計画の策定及び実施を担当し、交通安全施設担当は、姫路市道における交通安全施設（ガードレール、カーブミラー、道路照明灯など）の新設改良及び補修を担当している。

イ 長寿命化推進課の業務の概要

(ア) 姫路市の管理する橋梁について

平成 30 年 4 月 1 日現在では、姫路市の管理する橋梁（橋長 2 m 以上）は、2,679 橋であった。平成 30 年度に、新たに橋梁管理台帳に登録された橋梁は 9 橋、橋梁管理台帳の登録から外れたものは 12 橋である（下表参照）。したがって、平成 31 年 3 月 31 日現在の橋梁の数は年度当初と比較して差引 3 の減少となり、2,676 橋となっている。

橋梁については、地域開発が進めばその数は増加する傾向がある一方で、暗渠化等により橋梁そのものがなくなってしまうこともあるため、平成 30 年度のようにその数が純減となる場合もある。

<平成 30 年度中に新たに橋梁管理台帳に登録された橋梁>

施設番号	名称	区分	取得価格	登録の理由
0270	水上 210 号 1 号橋	新設	なし	寄付採納のため
2475	手柄 226 号 1 号橋	新設	なし	開発による帰属
2791	糸引 166 号 1 号橋	新設	なし	開発による帰属

施設番号	名称	区分	取得価格	登録の理由
3848	大津 400 号 1 号橋	新設	なし	区画整理による帰属
4246	勝原 354 号 1 号橋	新設	なし	開発による帰属
4247	勝原 354 号 2 号橋	新設	なし	開発による帰属
4943	谷外 130 号 1 号橋	新設	なし	開発による帰属
8195	五油橋	譲受	不明	重要橋梁。香寺町合併時に譲受。
9098	安富 51 号 1 号橋	譲受	不明	安富町合併時に譲受。

<平成 30 年度中に橋梁管理台帳の登録から外れた橋梁>

施設番号	名称	取得価格	登録から外れた理由（注）
2309	城陽 17 号 1 号橋	不明	区画整理による廃止。道路削減。
2510	荒川 13 号 1 号橋	不明	2 m 未満のため規格外扱い
3538	広畑 1 号 1 号橋	不明	暗渠化による
3792	大津 86 号 1 号橋	不明	暗渠化による
3813	大津 91 号 1 号橋	不明	暗渠化による
4066	本町橋	不明	架替工事のため台帳から削除（重要橋梁扱い）
4066-2	本町橋側道橋	不明	架替工事のため台帳から削除（重要橋梁扱い）
4225	勝原 63 号 2 号橋	不明	暗渠化による
5313	別所 6 号 1 号橋	不明	2 m 未満のため規格外扱い
5314	別所 4 号 1 号橋	不明	2 m 未満のため規格外扱い
5345	別所 42 号 2 号橋	不明	2 m 未満のため規格外扱い
8003	馬橋	不明	暗渠化による

（注）重要橋梁の架け替えの場合は、いったん台帳から削除し、架け替え後の橋を新規登録する。

（イ）姫路市橋梁長寿命化修繕計画について

姫路市の管理する橋梁のうち、橋長 15m 以上の主要な道路橋の半数以上が、2032 年には使用期間が 50 年を超えるため、老朽化対策は非常に重要な課題である。

姫路市では、市が管理する橋長 15m 以上の主要な道路橋 313 橋について、平成 24 年度に「姫路市橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、橋梁を長寿命化させる対策を開始した。これは、国土交通省による長寿命化の基本概念（「インフラ長寿命化基本計画」平成 25 年 11 月 29 日）とも連動するものである。

当該計画は、「今後老朽化する道路橋の増大に対応するため、長寿命化修繕計画を策定することにより、従来の事後的な修繕及び架け替えから予防的な修繕及び計画的な架け替えへと円滑な政策転換を図るとともに、橋梁の長寿命化並びに橋梁の修繕及び架け替えに係る費用の縮減を図りつつ、地域の道路網の安全性・信頼性を確保する必要がある」として、従来の対

症療法的な修繕及び架け替えから、予防的な修繕及び計画的な架け替えと円滑な政策転換を図り、もって橋梁の長寿命化並びに橋梁の修繕及び架け替えにかかる費用の縮減を図ることを目的としている。

当該計画の対象となる橋梁については、基本的に5年に1回、定期点検が実施される。

平成29年度には、平成28年度までに行った道路橋点検の結果を反映させ、「姫路市橋梁長寿命化修繕計画」を更新した。この計画更新時に対象となった橋梁の数は、1,735橋である。姫路市が管理する道路橋は2,676橋（平成31年3月末現在、橋長2m以上）あるが、計画を策定していないその他の道路橋についても、点検や補修対策を適切に実施することで橋梁の安全性を確保するとともに、維持管理の効率化を図り、ライフサイクルコストを抑制していく予定である。

なお、「姫路市橋梁長寿命化修繕計画」の策定にあたっては、業務委託した橋梁等定期点検の結果を姫路市がとりまとめたうえで、公益財団法人兵庫県まちづくり技術センターに計画の作成業務を委託している。

(ウ) 橋梁の定期点検業務について

「姫路市橋梁長寿命化修繕計画」は、平成24年度に当初の計画が策定されているが、平成26年度から平成30年度にかけて第一巡目の橋梁の定期点検が完了している。

一巡目の定期点検（道路橋定期点検業務）は、全体を17に分割し、外部委託により実施されている（「その1」から「その17」まで）。

なお、委託業者は、指名競争入札によって決定しており、入札経過調書によれば、当該業務の入札の結果は以下の通りであった。

(金額単位:千円)

事業	年度 (平成)	予定価格 (税抜)	落札価格 (税抜)	当初の対 象橋梁数 (A)	予定価格/ 橋梁数(A) (B)	落札価格/ 橋梁数(A) (C)	落札率(注) (C/B)
その1	26	27,719	18,400	142	195	129	66.2%
その2	26	19,262	7,500	98	196	76	38.8%
その3	26	24,972	23,000	128	196	180	91.8%
その4	27	25,588	10,850	121	211	90	42.7%
その5	27	31,223	17,590	139	225	127	56.4%
その6	27	34,426	13,370	156	221	86	38.9%
その7	28	34,009	23,780	147	231	162	70.1%
その8	28	38,670	27,029	169	229	160	69.9%
その9	28	42,462	29,036	166	256	175	68.4%
その10	28	45,018	31,409	196	230	160	69.6%
その11	29	41,026	31,091	179	229	174	76.0%
その12	29	26,923	20,000	99	272	202	74.3%

事業	年度 (平成)	予定価格 (税抜)	落札価格 (税抜)	当初の対 象橋梁数 (A)	予定価格/ 橋梁数(A) (B)	落札価格/ 橋梁数(A) (C)	落札率(注) (C/B)
その 13	29	33,581	25,670	144	233	178	76.4%
その 14	29	32,181	24,120	137	235	176	74.9%
その 15	30	27,347	20,724	111	246	187	76.0%
その 16	30	39,444	29,450	163	242	181	74.8%
その 17	30	25,391	18,970	97	262	196	74.8%
合計	—	549,242	371,989	2,392	230	156	67.8%

(注) 一橋梁あたりでの落札率。0.1%未満四捨五入。

当該業務全体について、一橋梁あたりで分析をすると、予定価格の一橋梁あたりの平均は、約 230 千円となっていた。一方、落札価格の一橋梁あたりの平均は、156 千円であった。したがって、一橋梁あたりでの落札率として換算すると、67.8%となる。

また、初期の平成 26～27 年度（その 1～その 6）では、落札価格の一橋梁あたりの平均額の変動が大きかったが、平成 28 年度以降は落ち着いてきており、落札価格の一橋梁あたりの平均は 18 万円前後となっている。

なお、道路橋定期点検業務とは別に、「橋梁第三者被害防止点検業務」等も実施されており、こちらは 5 年間で 322 橋梁が対象となっている。

(エ) 歩道橋について

歩道橋は、その下を歩行者や車両が通行するため、姫路市では「道路管理水準」において、管理頻度を高くしなければならない「Aランク」の橋梁に該当するものとしている。また、通行安全確保のために定期的かつ綿密な管理が必要な「重要橋梁」としている。

平成 31 年 4 月現在、姫路市が管理の対象としている歩道橋は 20 橋ある（下表参照）。うち 5 橋は橋梁扱いとはなっているが、点検については、歩道橋として行われている。

<姫路市が管理している歩道橋>

No.	橋梁名	橋長 (m)	架設年度	点検実施年度	備考
1	京口歩道橋	17.00	昭和 44	平成 30	
2	手柄山歩道橋	39.70	昭和 45	平成 30	
3	加茂歩道橋	25.00	昭和 50	平成 30	
4	津田公園南歩道橋	26.44	昭和 54	平成 30	
5	高浜歩道橋	18.00	昭和 54	平成 30	
6	大津えびす歩道橋	20.98	昭和 44	平成 30	
7	広小前歩道橋	16.99	昭和 44	平成 30	
8	花の北横断歩道橋	22.00	昭和 57	平成 30	(*1)

No.	橋梁名	橋長 (m)	架設年度	点検実施年度	備考
9	西中島歩道橋	13.00	昭和 59	平成 30	
10	青山小学校前歩道橋	17.04	昭和 63	平成 30	
11	西蒲田歩道橋	26.00	昭和 52	平成 30	
12	曾佐小学校前歩道橋	20.40	平成 3	平成 30	
13	桜山公園歩道橋	17.65	平成 6	平成 30	
14	山陽網干歩道橋	37.60	平成 3	平成 30	
15	英賀保跨線人道橋	33.00	昭和 62	平成 27	(*2)
16	のうねん歩道橋	18.00	平成 14	平成 27	(*2)
17	広畑駅前歩道橋	15.50	平成 12	平成 27	(*2)
18	飾磨西中学校前歩道橋	22.10	昭和 53	平成 26	(*2)
19	はりま勝原駅自由通路	31.56	平成 20	平成 30	(*2)
20	白浜の宮歩道橋	16.37	平成 29	平成 30	(*3)

(*1) 当該歩道橋に関する問題点については、下記 (3) ア (ア) を参照。

(*2) 橋梁管理台帳上は橋梁扱いであるが、点検については歩道橋扱いとされている。

(*3) 平成 31 年 3 月に管理移管が完了した。

歩道橋のうちには、昭和 40 年代、50 年代に架設されたものが 11 橋あり、平成 30 年度の時点で、架設からの経過年数がほぼ 50 年になるものも存在する。このため、橋梁と同様、歩道橋についても、長寿命化対策を実施する必要がある。そこで、歩道橋についても、平成 28 年 3 月に「姫路市横断歩道橋長寿命化修繕計画」が策定されている。

(オ) 長寿命化推進課が管理する交通安全施設

(a) 概要

姫路市が設置・管理しなければならない交通安全施設には、カーブミラー（角形・丸形）、デリネータ（視線誘導標）、防護柵、照明灯、道路標識（門型・F型）等がある。また、身体障がい者安全対策施設としての点字ブロックの設置、通学路の路肩着色事業も行っている。

これらについては、各自治会等からの設置要望に基づいて長寿命化推進課が設置している。

① 路面表示、ポストコーン、デリネータ（視線誘導標等）

路面に表示されている白線等は、供用とともに、すり減ったり、削られて不鮮明になるため、定期的に再施工する必要がある。また、車両のセンターラインはみ出し防止のために設けられているポストコーンや、路肩の縁石やガードレールに取り付けられているデリネータ（視線誘導標）などは、車両との接触などにより破壊されることがよくあるので、定期的に点検し補修する必要がある。

② 照明・ガードレール

道路照明については、近年長寿命のLED灯が多く使われているが、定期的に点検清掃する必要がある。また、ガードレールについては、主に交通事故による破損によってレールのみならず支柱も抜け出しているような場合もあり、交通の安全を確保するためにも、破損個所は至急補修する必要がある。

(b) 実績

① 交通安全施設（反射鏡等）新設改良事業

区分	平成 29 年度	平成 30 年度
反射鏡（基）	196	118
区画線（m）	139,673	34,705
防護柵（m）	2,342	1,115
照明灯（基）	47	113
標識（基）	59	92

② 交通安全施設（反射鏡等）補修事業

区分	平成 29 年度	平成 30 年度
防護柵（箇所）	190	88
反射鏡（箇所）	180	120
照明灯（箇所）	89	69
標 識（箇所）	20	55

③ 身体障がい者安全対策施設整備事業

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度
区画線設置工（m）	332	330

④ 通学路安全対策整備事業

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度
路肩着色（m）	1,400	2,370

(カ) 照明灯のLED化について

平成 31 年 4 月 1 日現在、姫路市が管理している照明灯（街路灯）の数は、7,656 基である。

LEDの通常寿命は4～6万時間とされており、従来の水銀灯の通常寿命1.2万時間と比較すれば、約3～5倍となる。したがって、照明灯をLED化すれば、交換回数を減らして交換に要するコストを下げることができる。また、LED化すれば消費電力も減少することから、電気料金の削減という効果も期待できる。

そこで、姫路市では、平成 21 年度から照明灯の LED 化を推進している。令和 2（2020）年に水銀灯の製造中止が予定されていることもあり、令和 6（2024）年頃までに、全ての照明灯について、水銀灯又は蛍光灯から LED 灯への交換が計画されており、一年度当たり 600 個程度の LED 灯の交換が行われる予定である。

照明灯の LED 化の内容としては、①灯具そのものの交換によるもの、②新たな照明灯の設置によるもの、③水銀灯等から LED 灯への交換によるものが行われる。

照明灯の LED への交換に関する最近 3 年間の推移は次の表のとおりである。

区分\年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
LED 化に要した費用	53,271 千円	58,406 千円	59,614 千円
LED 化した照明灯の数	470	530	520
1 件当たりの平均費用	113 千円	110 千円	115 千円

（出典：長寿命化推進課提供資料）

LED 化は、全て外部の業者に発注している。また、交換に要する経費は、一灯当たり 110 千円～115 千円程度となっている。業者への発注は、交換作業単位で行われることから、必要経費には、部材・部品等の購入価格及び交換作業に必要な経費が含まれている。

（2）監査手続

実施した監査手続は、次のとおりである。

- ① 長寿命化推進課の事務事業の概要を把握するとともに、関連する法令、条例、規則等を閲覧し、内容の検討を実施した。
- ② 長寿命化推進課の事務事業に係る詳細な資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者への質問を実施した。
- ③ 長寿命化推進課の所管する倉庫を現地調査し、備品をはじめとする物品について実査を行うとともに、関連帳票と現品とを照合し、管理の適切性を検討した。

（3）監査結果及び意見

ア 監査結果

（ア）花の北横断歩道橋について（所掌は道路管理課）

（留意事項）

長寿命化推進課では、歩道橋を含む橋梁の補修・点検等を所管しているが、橋梁の管理については、本来は道路管理課の所掌である。しかしながら、本報告書における説明の明瞭性等を考慮して、この項において、道路管理課の所掌

する橋梁の管理に関する事項についても記載している。

(a) 設置から現在までの経緯

姫路市が管理する歩道橋のうち、花の北横断歩道橋は、花の北市民広場と商業施設との接続による利便性を考慮して、商業施設を運営していた民間企業（株式会社ダイエー（注1））が架設したものを、昭和57年に姫路市が寄付を受け、採納したものである。なお、当該商業施設の入居している建物自体も株式会社ダイエーの所有するものであった。

姫路市によれば、当該歩道橋は、姫路市が寄付を受けたものであるが、その利用形態は、民間企業と姫路市との共同利用となるため、姫路市、株式会社ダイエー及び花北モール開発株式会社（注2）の3者を当事者として、その保安全管理責任の範囲について、共同管理についての協定（覚書）を取り交わしたということである。なお、協定を取り交わしたのは、昭和57年11月とされているが、監査手続を実施した範囲では、協定書の原本は確認できなかった。

また、平成6年には、株式会社ダイエーの入居する建物の2階と歩道橋を連絡する出入口は封鎖された。この封鎖に関しては、上記の3者の間で、「花の北モールB棟歩道橋出入口の封鎖（覚書）」を取り交わしている。なお、平成11年に株式会社ダイエーからの要請により、上記出入口の封鎖は解除されている。

その後、株式会社ダイエーは経営不振に陥り、当該建物における営業から撤退した。平成18年3月31日には、当該建物は、株式会社ダイエーから別の民間企業に売却されている。

（注1）株式会社ダイエーは、平成30年度末現在においては、イオン株式会社の完全子会社となっている。

（注2）花北モール開発株式会社は、平成30年度末現在においては、既に解散している。

(b) 花の北横断歩道橋の現況

現在、株式会社ダイエーが営業していた建物では、遊技場等が営業されている。また、当該建物と花の北歩道橋を連絡する出入口の封鎖は解除されているが、当該歩道橋の利用頻度は極めて少ない。

しかしながら、当該歩道橋の下の市道は、歩行者及び車両が頻繁に通行するため、姫路市では他の歩道橋と同様に、当該歩道橋を「ランクA」の橋梁（管理頻度を高くしなければならない）に該当するものとしている。

(c) 監査結果等

① 共同管理協定の管理の不備について

姫路市は、平成 18 年 3 月に建物の所有者が変更された時点において、昭和 57 年の共同管理協定が有効なものとして引き継がれているのかどうかについて、確認を行っていない。

また、平成 6 年の歩道橋出入口の封鎖に関する覚書が建物の新しい所有者に引き継がれ、その有効性が保たれているのかどうかについては、曖昧なままの状態であるに至っている。

姫路市は、現在の建物所有者との間で、上記の共同管理協定等の有効性について、改めて明確にしておくべきである。【結果 5】

② 「姫路市横断歩道橋長寿命化修繕計画」との適合性について

姫路市は、平成 26 年に、花の北横断歩道橋の定期点検を実施している。また、平成 28 年には、「姫路市横断歩道橋長寿命化修繕計画」（②において、「長寿命化修繕計画」という。）を作成している。

したがって、長寿命化推進課（平成 26～28 年当時は、道路整備改善課）は、これらの時点で、花の北横断歩道橋の利用形態等についての情報を道路管理課と共有することも可能であったとも考えられる。しかしながら、そのような情報を道路管理課と共有することなく、長寿命化修繕計画を作成・実施している。

当該歩道橋の利用形態は、架設当初は株式会社ダイエーと姫路市との共同利用であった。しかし、時の経過とともに、当該歩道橋の便益を享受しているのは、歩道橋と接続している建物に入居している遊技場等を経営している民間企業のみであるという状況へと変化している。

もし、当該歩道橋の利用形態等が架設当時から変化してしまっていることを早期に把握し、市の管理責任を明確にすることができていたとすれば、そもそも当該歩道橋を長寿命化修繕計画の対象とすべきかどうかについても検討することができたのではないかと考えられる。

構造物としての歩道橋の長寿命化のみを目的とするならば、長寿命化修繕計画の作成・実施にあたって、利用形態を考慮しないということもありうる。しかし、上述のように、花の北横断歩道橋の利用形態は、現状では架設当初とは異なったものとなっている。このため、当該歩道橋の利用形態を考慮しなければ、今回のように、特定の民間企業のために市の資金を投下し続けるような事態に至ってしまう。また、今後も当該歩道橋に対して長寿命化のために市の資金を投下し続けることは、橋梁等の架け替えを含めたトータルな管理コストを削減するという長寿命化修繕計画の本来の目的に反する判断を繰り返すことにもなってしまう。

確かに、当該歩道橋の下を通過する歩行者や車両の安全を確保することが今の時点で最も優先されるべきであることには異論はない。

しかし、長寿命化修繕計画は、そもそも市民等の安全を最小のコストで確保するために作成されたものであることに立ち戻れば、当該歩道橋について改めて利用状況を確認したうえで、今後長寿命化のために必要な維持・管理費用と当該歩道橋の撤去に要する費用を比較検討し、あえて当該歩道橋を早期に撤去することも検討してみることが望まれる。【意見 30】

イ 意見

(ア) 倉庫の実地調査の結果について

(a) 倉庫内のカーブミラー等の受払い管理について

長寿命化推進課では、カーブミラー等の新設・補修用の部材を発注・購入し、保管倉庫において保管している。

保管倉庫は、本館東側1階に1か所、また道路を挟んだ南側の倉庫群のうちの1か所の、あわせて2か所ある。

令和元年9月2日に保管倉庫の実地調査を行い、カーブミラー、補修用部品等の実査（実物の検査）を実施した。その結果、以下の点において受払い及び在庫の管理が適切になされていないことが認められた。

まず、カーブミラー、補修用部品等の受払いを記録するための帳簿等を使用している形跡がなかった。そのため、カーブミラー、補修用部品等について、受払い状況の記録を確認することができなかった。

次に、新品の角形カーブミラー(500mm×600mm)の現物については、2個確認できたが、本来ならば在庫品は1つの保管場所にまとめて保管しておくことが望ましいところ、2か所ある倉庫にそれぞれ1個ずつ保管されていた。

カーブミラー、補修用部品等については、受払いの状況等を記録した帳簿等を作成、参照し、あるべき在庫数量が把握できるようにすることが望まれる。また、1年度に1回でもよいので、実数と帳簿残高との間に差異がないかどうかを確認し、もし差異が生じた場合にはその原因を把握できるような管理体制を構築することが望ましい。

【意見 31】

(b) 消耗品等の発注管理について

長寿命化推進課では、整備・補修用部品については、倉庫内から在庫がなくなりつつある状態になった時点で発注することになっているとのことであった。

受払いの状況が帳簿等に記録され、使用状況や在庫数を適時かつ的確に把握することができれば、実際の在庫の状況に加えて、今後の使用状況についても考慮した発注が適時に行うことができるようになると思われる。

工事や作業の進捗状況に対応した発注管理ができるように、対策を講じることが望まれる。【意見 32】

(c) 現場から回収した中古部品等の管理について

設置されていた場所から回収してきた中古のカーブミラーの在庫については、少なくとも3個確認することができた。これらは、棚の最上段に保管されていたり、棚に立てかけて保管されている状況であり、倉庫内でも保管場所が点在していた。

また、受払いの状況が記録されていないため、保管されているべき数量が把握できない状況にある。

担当者によると、これらの中古品については、再利用の可能性があるために保管されているとのことであったが、新品の在庫と同様に、受払いの管理を帳簿等に記録しておくことが望ましい。また、定期的に再利用の可能性について検討をし直し、再利用の可能性がないと判断されるものについては、廃棄についても検討することが望まれる。

【意見 33】

(d) 交通安全施設の設置や修繕等に必要な部材等の管理主体について

既述のように、長寿命化推進課は、旧道路整備改善課が道路保全課及び長寿命化推進課に改組されて発足したという経緯から、交通安全施設の設置や修繕等の現場業務を担当する職員は、道路保全課職員が兼務している。そのため、市民からの要望に基づいて、交通安全施設の設置や修繕等を職員が実施する場合は、道路保全課と調整・協力を行いながら対応している。

一方、交通安全施設の設置や修繕等に必要な部材等の保管や使用状況の把握については、長寿命化推進課が主体となって行うべきであるが、現状では長寿命化推進課と道路保全課のどちらが主体となっているのか明確ではない状況である。そこで、道路保全課との情報の共有についても考慮しつつ、長寿命化推進課が主体的・積極的に行うことを明確にするよう、管理体制を見直すことが望まれる。【意見 34】

(イ) 「姫路市橋梁長寿命化修繕計画」による定期点検について

平成 29 年 3 月 28 日午前 8 時頃、姫路市延末一丁目にある山陽電車の線路に沿って架かる橋（手柄 78 号 1 号橋（橋長 13.6m））から、コンクリート壁が剥離落下するという事故が発生した。

「姫路市橋梁長寿命化修繕計画」では、長寿命化対策を要する橋梁等における処置の緊急性等について「レベル 1」から「レベル 4」にランク付けし、対策の実施についての優先度を明らかにしているところであるが、事故の発生した橋梁は、「レベル 2」（比較的安全と評価されたものといえる）とされていたものである。

一方、姫路市の管理する橋梁については、橋梁の重要性を反映させた日常的な「管理基準」が定められているのであるが、上記の事故が発生した橋梁は、当該基準における「ランク A」（重要度が最も高いといえる）に分類されている。「ランク A」に分類される橋梁のうち、事故の発生した橋梁のように第三者に対する被害が予想されるものについては、確認頻度は高く設定されており、綿密な管理がなされることになっている。

しかしながら、比較的安全と評価された「レベル 2」でありかつ、「ランク A」の重要度の高い橋梁であっても、上記のような事故が発生している。

上記の事故は、幸いにして歩行者や車両を巻き込むことにはならなかったが、コンクリート壁の剥離・落下は、発生する時間帯などによっては、大事故につながりかねない事象である。

「姫路市橋梁長寿命化修繕計画」では、計画の対象となる橋梁について、基本的に 5 年に 1 回、定期点検を実施することとされており、平成 30 年度をもって一巡目の定期点検は終了している。二巡目の定期点検は、令和元年度から開始されているところではあるが、上記のような事故が、比較的安全であると評価され、かつ、確認頻度が高く設定され綿密な管理もなされていた橋梁であっても発生したという点を考慮し、上記の事故についての調査や分析の結果を、定期点検の内容にフィードバックするなどの対応を検討することが望まれる。【意見 35】

5 北部道路事務所について

(1) 概要

ア 北部道路事務所の特色

北部道路事務所は、市北部の夢前町前之庄に所在している。姫路市行政組織規則において、北部道路事務所に関することについては建設局道路管理部道路保全課が所掌することとされており（第15条第3号ク）、北部道路事務所は同課の所管する出先機関とされている（第21条）。

北部道路事務所の所管する区域は、平成18年3月27日に旧姫路市と合併した旧夢前町、旧香寺町及び旧安富町の区域（現在の姫路市夢前町、香寺町及び安富町。5において「北部3町」という。）であり、当該区域は市役所本庁（姫路市安田）から距離的に離れている。また、合併時の北部3町の面積は238.00 km²で、当時の旧姫路市の面積276.00 km²の86.2%に相当し、合併後（平成18年3月現在）の新姫路市の面積534.27 km²の44.5%を占めている。したがって、北部道路事務所の所管する区域の面積は広く、それに伴って道路に関する業務量も多い。これらの点から、姫路市北部の道路行政の拠点として北部道路事務所が設置されている。

北部道路事務所では、北部3町の区域における、建設局道路管理部及び道路建設部が分掌している業務の一部を担当している。

また、北部道路事務所の管轄する市道は、下記の旧姫路市及び北部3町における市道の状況からもわかるように、姫路市全体の市道においても重要性が高いといえる。

区分	路線数	道路延長 (m)	道路面積 (m ²)
旧 姫 路 市	8,617	1,988,577	12,838,696
北 部 3 町 合 計	1,558	500,652	2,489,893
夢 前 町	821	262,999	1,247,048
香 寺 町	502	155,959	842,961
安 富 町	235	81,694	399,884

（出典：平成30年度末道路台帳整備分（全市域）を一部加工）

イ 業務の概要

(ア) 分掌事務

平成30年度の姫路市行政組織規則第33条の4においては、北部道路事務所の分掌事務は、次のとおり定められている。

（北部道路事務所）

第33条の4 北部道路事務所は、編入前の夢前町、香寺町及び安富町の区域における次に掲げる事務を所掌する。

(1) 道路の維持管理及び整備補修に関すること（他の機関の所掌に属するものを

除く。)

- (2) 道路の新設改良に関する事。
- (3) 道路用地の取得に関する事。
- (4) 夢前スマートインターチェンジ(注)に関する事。
- (5) 市道等の占有許可及び国・県の河川占有継続に関する事(他の機関の所掌に属するものを除く。)

(注) スマートインターチェンジ(スマートIC)は、通行可能な車両をETC登載車両に限定して、一般道路から高速道路に乗り降りができるETC専用のインターチェンジである。料金の支払い方法が限定されているため料金徴収員が不要で、遮断機がある簡易な施設の設置で済み、低コストで導入できる利点があり、SA・PA接続型と本線直結型の二つの種類がある。

夢前スマートインターチェンジは、中国自動車道の山崎インターチェンジ～福崎インターチェンジ間(姫路市夢前町)に設置されている本線直結型のスマートICであり、平成27年9月から供用が開始されている。

姫路市では、西日本高速道路株式会社との間で、維持管理等及びその他の管理について、管理に関する協定を結び、管理費用の一部を負担している。

(イ) 北部道路事務所の事務事業の概要

(a) 本庁建設局と北部道路事務所の各担当の業務の対応関係

北部道路事務所は、平成31年4月1日現在、『所長』1人、『庶務担当』2人、『建設担当』4人、『用地・管理担当』3人、『維持補修担当』11人(うち再任用1人)、の計21人からなる組織である。

また、本庁の部・課の業務と北部道路事務所における各担当の業務との対応関係は、大まかに分類すると下記のようなになる。

北部道路事務所の担当	本庁建設局の部・課
建設担当	道路建設部街路建設課 道路建設部道路建設課
用地・管理担当	道路管理部道路管理課 道路建設部用地対策課
維持補修担当	道路管理部道路管理課 道路管理部道路保全課 道路管理部長寿命化推進課

(出典：北部道路事務所提供資料)

なお、北部道路事務所の庶務担当では、事務所全体の庶務を担当している。

令和元年度の包括外部監査の対象は、建設局道路管理部であるため、

本庁道路管理部が実施している業務に対応する業務を北部道路事務所において実施している庶務担当、用地・管理担当及び維持補修担当を監査の対象とした。

(b) 庶務担当の業務内容

庶務担当は、庶務的な業務全般を担当し、予算決算事務、財務会計処理、物品の購入、備品管理等の業務を行っている。

(c) 用地・管理担当の業務内容

用地・管理担当は、道路用地の取得業務及び管理業務を担当しており、道路管理部に関連する主な実施業務は下記のようになっている。

本庁の課	主な実施業務
道路管理課	道路占用等の許可申請・占用継続申請業務
	道路管理審査
	その他協議関係
	道路事故対応
	放置車両撤去

(出典：北部道路事務所提供資料)

(d) 維持補修担当の業務内容

維持補修担当は、道路の維持管理及び整備補修に関する業務を担当しており、本庁道路管理部各課が実施している業務に対応する主な実施業務は下記のようになっている。

本庁の課	主な実施業務
道路保全課	道路の補修、舗装並びに改良
	法定外道路（里道）の舗装及び補修
	緊急を要する道路、側溝、溝渠等の応急補修作業
道路管理課	道路の清掃
長寿命化推進課	交通安全施設の新設改良及び補修とそれに係る陳情及び要望

(出典：北部道路事務所提供資料)

なお、長寿命化推進課の業務のうち、橋梁長寿命化計画の作成及び実施については、本庁において一括して所管しているため、北部道路事務所は所管していない。

<参考> 建設担当の業務内容

建設担当は、道路の新設改良に関する業務を行っており、これは本

庁道路建設部が実施している業務に対応している。なお、主な実施業務は下記のようになっている。

本庁の課	主な実施業務
道路建設課	一般生活道路及び幹線主要道路の新設改良とそれに係る調整、陳情及び要望に関する業務
	夢前スマートインターチェンジに関すること

(出典：北部道路事務所提供資料)

ウ 北部道路事務所の業務の実績

上記イで述べた、北部道路事務所における道路管理部に関連する業務に係る、平成 30 年度（一部監査実施対象年度以前を含む。）の実績は以下のとおりである。

(ア) 用地・管理担当（管理担当事務のみ記載）

市道及び法定外道路について、道路管理業務として次のとおり行っている。

(a) 道路占用等許可申請関係

各事業者からの道路占用(掘削)、工事等の申請に対する許認可業務。

<過去 3 年度の件数の推移>

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	合計
道路占用(掘削)許可申請	257	162	326	745
道路工事施行承認申請	24	21	25	70
法定外道路占用許可申請	26	26	10	62
法定外道路改築許可申請	7	9	4	20
合計	314	218	365	897

(b) 占用継続申請関係

姫路市が道路管理上必要な施設（カーブミラー等）について他施設管理者（国・県等）から占用許可を受けているものがあるため、当該案件の占用継続申請を行うもの。

平成 30 年度の実績：29 件

(c) 道路管理審査関係

① 法定外公共物機能管理審査

公有財産の境界協定及び用途廃止等の際し、法定外公共物（里道）の機能管理者として、財産管理課（道路総務課）からの照会に回答するもの。

平成 30 年度の実績：15 件

② **特殊車両通行許可協議**

車両制限令に定める一定の値を超える車両が市道を通行する際に、通行の可否・条件等を回答するもの。

平成 30 年度の実績：152 件

③ **旅客自動車運送事業協議**

旅客自動車運送事業者の事業変更等に対し、道路運送法に基づき、道路管理者としての意見を回答するもの。

平成 30 年度の実績：0 件

④ **道路通行認定協議**

道路法第 47 条第 4 項に基づく、車両制限令に定める道路の幅員と車両の関係を調査・確認し、車両の通行の可否を回答するもの。

平成 30 年度の実績：0 件

(d) **その他協議関係**

① **施工協議**

河川等の施設管理者が、各管理施設の工事等に伴い、市道及び法定外道路に影響がある場合に行われる協議に対する回答を行うもの。

平成 30 年度の実績：市道 0 件・法定外道路 0 件

② **道路法第 35 条協議・道路管理者間協議**

国（県）の行う事業のための道路の占用について、国（県）と道路管理者（市）が協議を行うが、その同意・回答を行うもの。

平成 30 年度の実績：0 件

③ **警察協議**

兵庫県警察からの交通安全施設の占用や掘削及び廃止の協議に対する回答を行うもの。

平成 30 年度の実績：0 件

④ **踏切工事等協議**

踏切工事についての工事施工協議に対する回答を行うもの。

平成 30 年度の実績：0 件

(e) **道路事故対応関係**

道路管理の瑕疵により、損害を与え（市加害者分）、賠償責任を負った場合の補償に関する事務を行うもの。また、道路事故により道路構造物の破損等があった場合（市被害者分）の、示談までの相手方（保険会社等）との連絡調整を行うもの。

平成 30 年度の実績：市加害者分 1 件・市被害者分 8 件

(f) 放置車両撤去関係

市道上放置車両（ナンバープレートなし）の撤去を行うもの。
平成 30 年度実績：0 件

(イ) 維持補修担当

(a) 道路補修事業（一般補修、応急補修事業、直営舗装補修事業）

地元要望により、市道の路肩及び排水路の整備、また里道の整備補修を実施している。

【市道の整備路線数】

平成 29 年度：夢前町 6 路線・香寺町 1 路線・安富町 2 路線
平成 30 年度：夢前町 7 路線・香寺町 2 路線・安富町 1 路線

【里道の整備路線数】

平成 29 年度：夢前町 1 路線・香寺町 0 路線・安富町 4 路線
平成 30 年度：夢前町 1 路線・香寺町 2 路線・安富町 1 路線

(b) 舗装整備事業（舗装新設、舗装改良、舗装補修）

地元要望により、砂利道の舗装新設事業、道路路面の老朽による舗装改良事業及び道路陥没による舗装補修事業を実施している。

【整備路線数】

平成 29 年度：夢前町 38 路線・香寺町 17 路線・安富町 12 路線
平成 30 年度：夢前町 36 路線・香寺町 32 路線・安富町 31 路線

(c) 交通安全施設整備事業

地元要望により、道路附属物である防護柵、道路標識、道路反射鏡、道路照明灯及び区画線等の修繕や新設整備を実施している。

【整備件数】

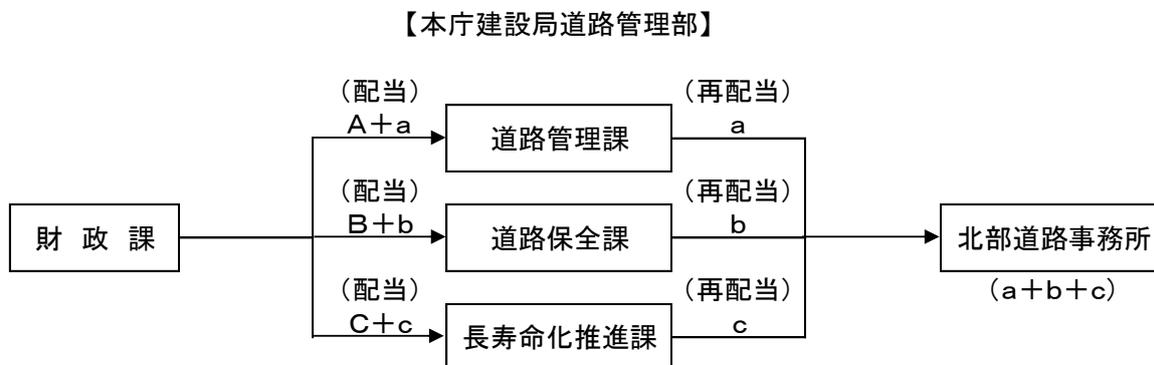
平成 29 年度：夢前町 49 件・香寺町 48 件・安富町 13 件
平成 30 年度：夢前町 26 件・香寺町 29 件・安富町 12 件

エ 北部道路事務所の予算について

北部道路事務所の道路の維持管理及び整備補修に関連する予算については、市議会の議決を経て成立した後、財政部局（財政局財政課）から本庁建設局道路管理部の各課に配当される予算の中に、北部道路事務所において執行すべき予算も含まれている。

なお、配当とは、財政部局が財源や資金繰りなどを勘案し予算執行の限度額を示すことをいい、事業部局は配当を受けて初めて予算を使うことができる。

そして、北部道路事務所において執行すべき予算については、本庁建設局道路管理部の各課から北部道路事務所に「再配当」されたうえで、北部道路事務所において執行されるというプロセスを経ることになっている（下図参照）。



(注) A～Cは本庁の各課独自の予算、a～cは各課から北部道路事務所に再配当される予算を示す。

オ 業務委託契約について

(ア) 業務委託契約の内容

北部道路事務所の所管する道路管理部の業務に関する委託業務としては、次のようなものがある。

- ・ 夢前スマートインターチェンジに関する維持管理
- ・ 市道排水施設の維持管理
- ・ 市道休憩施設の清掃等
- ・ 市道の除草作業
- ・ 市道の側溝清掃
- ・ 路線測量及び工事の設計
- ・ 倒木・立木の伐採

(イ) 平成 30 年度の業務委託契約

平成 30 年度における北部道路事務所の所管する道路管理部の業務に関する業務委託契約は、合計 17 件、委託金額（契約変更があった場合は契約変更後の金額。以下、オにおいて同様。）の合計は 10,016,251 円であった。

その概要は次のとおりである。

① 競争入札によるもの

糸田岡七廻り線道路排水施設維持管理業務の 1 件のみであった。入札者数は 5 者である。

予算の再配当元	事業区分			入札方法	件数	委託金額の合計 (円)
	(大)	(中)	(小)			
道路管理課	道路橋りょう管理費	道路管理費	道路管理費	指名競争入札	1	777,600

② 随意契約によるもの

下記の16件であった。一者随意契約以外の随意契約の見積者数は、すべて3者である。

なお、1件当たりの委託金額が最大のものは、3,063,960円（北部3町内市道除草作業業務委託）、最小のものは89,856円（置塩39号線緊急伐採業務委託）であり、1件当たりの平均は577,415円（円未満切捨）であった。

予算の再配当元	事業区分			見積者数	随契理由	件数	委託金額の合計（円）
	(大)	(中)	(小)				
道路管理課	道路橋りょう管理費	道路管理費	道路管理費	1	②	1	320,363
道路保全課	道路橋りょう管理費	道路管理費	道路管理費	1	③	2	3,413,960
	道路維持費	道路補修事業費	道路等清掃事業費	2以上	①	3	1,236,600
			一般補修事業費	2以上	①	4	1,868,400
	道路舗装事業費	舗装事業費	舗装改良事業費	2以上	①	1	453,600
			直営舗装事業費	直営舗装新設事業費	1	⑤	4
直営舗装補修事業費			2以上	①	1	432,000	
合 計					—	16	9,238,651

(注) 随契理由＝随意契約とする理由。丸付数字の意味するところは次のとおり。

- ① 予定価格が姫路市契約規則で定める額（50万円）を超えない場合（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号・姫路市契約規則第19条第6号）
- ② 契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
- ③ 障害者に対する職業訓練や授産を行う施設において製作された物品を地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる場合又は高年齢者又は母子家庭の母及び寡婦の就業支援を行う団体から地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける場合（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号）
- ⑤ 緊急の必要により競争入札に付することができない場合（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号）

カ 工事契約について

(ア) 工事の内容

北部道路事務所の所管する道路管理部の業務に関する工事としては、次のようなものがある。

- ・ 防護柵等の設置工事
- ・ 防護柵等の修繕工事
- ・ 標識等の修繕工事
- ・ 道路照明灯の設置工事
- ・ 道路補修工事（一般補修事業）
- ・ 加熱アスコン舗装補修工事
- ・ 舗装新設工事

- ・ 舗装改良工事（舗装改良事業・通学路安全対策事業）
- ・ 里道整備工事

（イ）平成 30 年度の工事契約

平成 30 年度における北部道路事務所の所管する道路管理部の業務に関する工事契約は、合計 34 件、契約金額（単価契約の場合は支払金額。また、総価契約で契約変更があった場合は契約変更後の金額。以下、カにおいて同様。）の合計は 182,275,636 円であった。

その概要は次のとおりである。

（a）単価契約によるもの

件数は 8 件、支払金額は 64,884,027 円であった。契約の相手方は全て指名競争入札により決定されており、入札者数は 6 者～10 者であった。

なお、1 件当たりの支払金額が最大のものは、47,437,417 円（加熱アスコン舗装補修工事（舗装補修事業））、最小のものは 1,151,603 円（加熱アスコン舗装補修工事（直営舗装補修事業））であり、1 件当たりの平均は 8,110,503 円（円未満切捨）であった。

予算の再配当元	事業区分			入札方法	件数	支払金額の合計（円）
	（大）	（中）	（小）			
道路保全課	道路維持費	応急補修事業費	応急補修事業費	指名競争入札	1	1,975,202
	道路舗装事業費	舗装事業費	舗装補修事業費	指名競争入札	1	47,437,417
		直営舗装事業費	直営舗装補修事業費	指名競争入札	1	1,151,603
長寿命化推進課	道路維持費	道路補修事業費	交通安全施設補修事業費	指名競争入札	3	6,820,812
	交通安全対策費	交通安全施設整備事業費	市単独交通安全施設新設改良事業費	指名競争入札	2	7,498,993
合 計					8	64,884,027

（b）総価契約によるもの

① 競争入札によるもの

契約件数は、一般競争入札により契約の相手方を決定したものが 1 件、指名競争入札により契約の相手方を決定したものが 23 件、合計 24 件であった。入札者数は一般競争入札の場合が 36 者、指名競争入札の場合は 5 者～10 者であった。

契約金額は、一般競争入札の場合が 18,290,530 円、指名競争入札の場合の合計が 97,252,808 円、総合計は 115,543,338 円であった。

なお、指名競争入札の場合、1 件当たりの契約金額が最大のものは、8,758,229 円（置塩 39 号線舗装改良工事）、最小のものは 1,213,984 円（香呂 149 号線舗装新設工事）であり、1 件当たりの平均は 4,228,382 円（円未満切捨）であった。

予算の再配当元	事業区分			入札方法	件数	契約金額の合計(円)
	(大)	(中)	(小)			
道路保全課	道路維持費	道路補修事業費	一般補修事業費	指名競争入札	10	33,497,313
	道路舗装事業費	舗装事業費	舗装新設事業費	指名競争入札	1	1,213,984
			舗装改良事業費	一般競争入札	1	18,290,530
				指名競争入札	9	48,082,193
		直営舗装事業費	直営舗装補修事業費	指名競争入札	1	5,882,734
交通安全対策費	交通安全施設整備事業費	通学路安全対策事業費	指名競争入札	1	5,209,410	
長寿命化推進課	交通安全対策費	交通安全施設整備事業費	市単独交通安全施設新設改良事業費	指名競争入札	1	3,367,174
合 計					24	115,543,338

(注) 契約金額の合計は、契約変更がある場合は契約変更後の額を集計している。

② 随意契約によるもの

下記の2件であった。見積者数は、すべて2者である。

予算の再配当元	事業区分			見積者数	随契理由	件数	契約金額の合計(円)
	(大)	(中)	(小)				
道路保全課	道路維持費	道路補修事業費	一般補修事業費	2以上	①	1	734,366
	道路舗装事業費	舗装事業費	舗装改良事業費	2以上	①	1	1,113,905
合 計						2	1,848,271

(注) 1. 随契理由=随意契約とする理由。丸付数字の意味するところは次のとおり。

① 予定価格が姫路市契約規則で定める額(130万円)を超えない場合(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号・姫路市契約規則第19条第1号)

2. 契約金額の合計は、契約変更がある場合は契約変更後の額を集計している。

キ 北部道路事務所(監査対象の担当に係るもの)の平成30年度決算概要

北部道路事務所の所管する業務のうち、監査対象である道路管理部(道路保全課、道路管理課及び長寿命化推進課)の所管する業務の平成30年度決算の状況は、次のとおりである。

(単位:円)

款	節	道路保全課	道路管理課	長寿命化推進課	主な内容
15 道路橋りょう管理費	9 旅費	1,500			
	11 需用費	419,402	1,269,287	5,112,938	(*1)
	12 役務費		455,850		
	13 委託料	3,413,960	1,097,963		
	14 使用料及び賃借料	217,963	40,718		
	18 備品購入費	128,520			
	19 負担金及び賠償金	4,500			
	合 計	4,185,845	2,863,818	5,112,938	

款	節	道路保全課	道路管理課	長寿命化推進課	主な内容
20 道路維持費	9 旅費	6,600			
	11 需用費	1,177,118		978,052	(*3)
	13 委託費	3,105,000			
	14 使用料及び賃借料	110,462			
	15 工事請負費	36,206,881		6,820,812	(*2) (*3)
	16 原材料	946,510			
	27 公課費	11,600			
	合計	41,564,171		7,798,864	
30 道路舗装事業費	11 需用費	1,568,227			
	12 役務費	79,920			
	13 委託費	2,399,328			
	14 使用料及び賃借料	388,252			
	15 工事請負費	162,129,717			
	16 原材料	612,468			
	27 公課費	54,200			
	合計	167,232,112			
35 交通安全対策費	15 工事請負費	5,209,410		11,849,444	(*4) (*5)
	合計	5,209,410		11,849,444	
合計		218,191,588	2,863,818	24,761,246	

(*1) 長寿命化推進課の 5,112,938 円は、街路灯LED化推進事業によるものである。

(*2) 道路保全課の 36,206,881 円は、一般補修事業によるものである。

(*3) 長寿命化推進課の 978,052 円、6,820,812 円を合算した 7,798,864 円は、交通安全施設の補修事業によるものである。

(*4) 道路保全課の 5,209,410 円は、通学路安全対策事業によるものである。

(*5) 長寿命化推進課の 11,849,444 円は、市単独交通安全施設新設改良事業によるものである。

(出典：北部道路事務所提供資料(抜粋))

(2) 監査手続

実施した監査手続は、次のとおりである。

- ① 北部道路事務所の事務事業の概要を把握するとともに、関連する法令、条例、規則等を閲覧し、内容の検討を実施した。
- ② 北部道路事務所の事務事業に係る詳細な資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者への質問を実施した。
- ③ 北部道路事務所の所管する車両及び備品について、実査を行うとともに、関連帳票と現品とを照合し、管理の適切性を検討した。

(3) 監査結果及び意見

ア 監査結果

(ア) 各種の実施要領の適用について

本庁の道路管理部の各課においては、姫路市道路パトロール実施要領(道路保全課)、道路照明灯設置基準等(長寿命化推進課)といった各種の実施

要領に基づき業務が遂行されている。しかしながら、北部道路事務所については、これらの実施要領に基づいて業務が実施されているかどうかについては、往査時点（令和元年8月）においては確認できなかった。

姫路市道路パトロール実施要領については、北部道路事務所においても適用されるものであると考えられる。

北部道路事務所においては、上記の実施要領と同様のことを行っているということは、関係資料の閲覧、口頭による説明等で確認できた。しかしながら、実施要領の存在を認識せずに業務を行っていることから、業務の引継ぎ、効率的な業務遂行に支障をきたす恐れがある。

北部道路事務所においては、道路管理部の実施要領の規定に従った業務の運用を行うべきである。【結果6】

(イ) 備品管理について

(a) 備品登録の漏れ

備品台帳に登載されている備品の現物確認を北部道路事務所倉庫で行ったところ、平成18年3月の北部3町の合併時に登録すべきであった「オートレベルAL21型No.92420（測量作業に使用する機械）」について、備品台帳への登録が漏れていることが判明した。

北部道路事務所は、当該備品について、早急に備品登録処理を行うべきである。また、当該備品については、往査時の段階では使用の可能性に疑義があったため、使用の可能性について必要な検査・確認を行い、使用の可能性の有無に応じて、備品の登録の継続、廃棄等、適切な処置を行うべきである。【結果7】

(b) 市有品表示の徹底について

備品には、「備品番号」や「市有品シール」等の正確な表示を徹底すべきである。

備品台帳の現物確認を北部道路事務所倉庫で行った際、下記の備品を確認しようとしたところ、当該備品の存在は確認できたものの、品質規格が備品台帳の登録と異なっていた（実際の品質規格は、USHIKATA X-PLAN 360i）。品質規格については、登録誤りであると推察されるが、備品シールの貼付がなされていなかった。

備品番号	品質規格	備品名	取得日付	金額（円）
1612975	USHIKATA X-PLAN 360d	プラニメーター	平成18年4月1日	148,000

（出典：北部道路事務所備品一覧（抜粋））

備品には、姫路市物品取扱規則等に従って、各種シールを貼付し、所定の管理を行うべきである。【結果8】

(ウ) 資材置場の公有財産としての管理について

地方自治法における「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいうとされている（地方自治法第 237 条第 1 項）。

また、公有財産とは、地方公共団体の所有に属する財産のうち、次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいうとされている（同法第 238 条第 1 項）。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 不動産② 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機③ ①及び②の従物④ 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利⑤ 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利⑥ 株式、社債、地方債及び国債その他これらに準ずる権利⑦ 出資による権利⑧ 財産の信託の受益権 |
|---|

公有財産は、行政財産と普通財産とに分類される（同法第 238 条第 3 項）。行政財産とは、行政の用（公用又は公共の用）に供し、又は供すると決定した公有財産であり（同条第 4 項）、そのうち、地方公共団体の公務に直接供されるものが公用財産であり、一般住民の用に供されるものが公共用財産である。地方公共団体の庁舎は、公用財産の典型例である。道路（県道、市町村道）や、公立学校などの敷地と建物等は、公共用財産の典型例である。これに対し、普通財産とは、行政財産以外は一切の公有財産をいう（同条第 4 項）。すなわち、行政の用に供していない公有財産である。

中古カーブミラーや物置が置かれていた資材置場（所在地：夢前町高長 35-1）の現地確認を実施した際、当該資材置場の用地が北部道路事務所の作成した施設調書に記載されていないことが判明した。この点について、北部道路事務所に確認したところ、当該用地は、普通財産として管財課によって管理されていることが判明した。しかし、当該用地は、北部道路事務所が資材置き場として使用しているため、明らかに普通財産ではなく、地方公共団体の公務に直接供されていることから、公用財産であると判断される。

姫路市における公用財産は、姫路市公有財産規則第 2 条第 2 項第 1 号において、「市において公用に供し、又は供することと決定した財産をいう。」とされている。そして、公用財産を含む行政財産の所属については、行政財産を使用し、又は事業の用に供する課に所属させるとしている（同規則第 5 条）。また、公有財産の取得及び維持管理に関しては、公有財産の所属する課の課長等が事務を処理するとしている（同規則第 6 条第 2 項）。

したがって、当該用地は、北部道路事務所資材置場に利用しているこ

とから、公用財産として北部道路事務所で管理する必要がある。

北部道路事務所においては、管財課等の関連部署との連携の上、速やかに公用に供する決定をし、所管替えを行うなど、適切な登録手続を行うべきである。【結果9】

イ 意見

(ア) 要望書への対応の状況について

(a) 交通安全施設

交通安全施設について、維持補修担当で作成されている過去5か年の要望書提出数と実施数、未実施残数に関する資料を閲覧したところ、下記のように未実施残数は増加傾向にあった。

年度	繰越残数	要望件数	実施数	未実施残数	未実施残見込 請負額(注)
平成26年度末	3	43	33	13	6,000千円
平成27年度末	13	41	41	13	6,000千円
平成28年度末	13	51	51	13	6,000千円
平成29年度末	13	46	44	15	7,000千円
平成30年度末	15	50	39	26	約15,000千円

(注) 概算金額を表示。

(出典：北部道路事務所提供資料(一部加工))

また、維持補修担当で作成している要望についての管理簿を閲覧したところ、最も古い案件で平成26年度(夢前町)のもの(ただし、平成29年度に着手しているが未完了)が1件あった。北部道路事務所では、要望に関する実施要領については確認できないものの、要望書を所内で確認し、各年度の予算執行状況と現場の状況に応じて着手時を決めているが、要望書を受け付けてから長期間未実施の状態が続くのは好ましくない。

さらに、上記のように未実施残数が増えている状況下で、どれを優先していくのかは維持補修担当者の判断になっており、重要度の高い要望が未実施となっていないかどうか危惧される。

なお、平成30年度末時点の未実施残の見込請負額は、維持補修担当の試算によると、約1,500万円とされており、年度の予算執行額(平成30年度：18,670,256円)に近い金額になる。

要望書を受付した案件が長期間未実施とならないように、予算の配分状況を再検討する必要がある。また、そもそも要望書を受け付けるべき状態なのかを受付時に精査することで、本当に重要な案件について早期に着手するとともに、未実施残数が多く残らないようにすべきである。さらに、現時点で未実施となっている要望について、原因を

分析するとともに、実施にあたっての優先順位を早急につけ、対応することが望まれる。【意見 36】

(b) 道路保全

道路保全についても、維持補修担当で作成されている過去5か年の要望書提出数と実施数、未実施残数に関する資料を閲覧したところ、下記のように市道については未実施残数が増加傾向、里道については横ばいであった。

<市道>

年度	繰越残数	要望件数	実施数	未実施残数	未実施残見込 請負額(注)
平成26年度末	185	77	64	198	432,000千円
平成27年度末	198	79	48	229	548,000千円
平成28年度末	229	60	80	209	599,000千円
平成29年度末	209	78	61	226	738,000千円
平成30年度末	226	66	62	230	831,000千円

(注) 概算金額を表示。

(出典：北部道路事務所提供資料(一部加工))

なお、上記の市道の未実施残数について、北部道路事務所が作成している要望対応に関する管理簿を閲覧したところ、未実施残のうち10年以上未着手の要望が、下記のように16件あった。

年度	受付番号	路線名	自治会	町名
平成19年度	15	香呂133・186号線	田野	香寺
平成20年度	1	香呂64号線	田野	香寺
平成20年度	2	香呂64号線	田野	香寺
平成18年度	18	置塩182号線	杉之内	夢前
平成18年度	27	鹿谷52号線	豊岡	夢前
平成18年度	28	鹿谷46・51号線	豊岡	夢前
平成19年度	1	鹿谷80号線	中島	夢前
平成19年度	3	菅野200号線	護持	夢前
平成19年度	7	菅野134号線	チェリーランド	夢前
平成19年度	26	置塩101号線(その2)	町村・中村	夢前
平成19年度	29	置塩101号線(その3)	町村	夢前
平成20年度	33	置塩202号線	荒神山	夢前
平成20年度	34	置塩197号線	荒神山	夢前
平成18年度	1	安富27号線	朽原	安富
平成19年度	8	安富178号線	植木野	安富
平成19年度	9	安富179号線	植木野	安富

(出典：北部道路事務所提供資料(一部加工))

<里道>

年度	繰越残数	要望件数	実施数	未実施残数	未実施残見込 請負額（注）
平成 26 年度末	25	13	10	28	26,000 千円
平成 27 年度末	28	13	13	28	42,000 千円
平成 28 年度末	28	4	10	22	47,000 千円
平成 29 年度末	22	13	7	28	57,000 千円
平成 30 年度末	28	5	5	28	65,000 千円

（注）概算金額を表示。

（出典：北部道路事務所提供資料（一部加工））

市道・里道とも、早急な未実施残数の解消が必要であるが、平成 30 年度末時点の未実施残の見込請負額は、維持補修担当の試算によると、市道が約 8 億 3,100 万円、里道が 6,500 万円になるとされており、年度の予算執行額（平成 30 年度は市道 155,579,118 円、里道 9,009,539 円）と比較すると、市道では 5 年分以上になる。

交通安全施設と同様の改善が必要な事はもちろん、10 年以上も未実施の案件がかなり多いことや、未実施残の見込額が北部道路事務所の予算規模から考えても膨大であることを踏まえると、予算配分の抜本的な見直しや要望の受付体制の改善が必要であると思われる。早急に対応策を検討することが望まれる。【意見 37】

（イ）中古カーブミラー等の保管について

北部道路事務所では、交通安全施設の設置及び取替を直営で行うことはほとんどないため、交通安全施設用の部材を購入することはまれである。

そこで、工事発注業者に取替を依頼した際、従前に使用していたカーブミラーで応急処置の部材として今後使用出来そうなものは、保管するようにしている。しかし、当該カーブミラーの保管状況を確認したところ、資材置場（所在地：夢前町高長 35-1）に数枚が野晒し状態で放置され、利用可能な状態を維持出来ていない状態であった。また、北部道路事務所として中古カーブミラーが全体で何枚あるのか把握されていない状況であった。1 枚のカーブミラーの現在の価値は、備品に該当しない 2 万円未満であることが推測されるが、姫路市の市有品であり、備品と同様に適切な管理を行う必要がある。

上記の管理状況を改善し、応急処置の部材として引続き利用可能な状態を維持することが望まれる。【意見 38】

（ウ）要望書の提出がない場合の対応の決定について

北部道路事務所では、交通安全施設の要望書提出案件について、北部 3 町の各町別に対応状況についての管理簿を作成している。当該管理簿を閲

覧したところ、下記の4件は管理簿に記載のあるものの、要望書の提出がなされていなかった。

路線名	自治会	種別
安富 183・204	植木野	区画線
安富 204	植木野	視線誘導標設置
安富 178・172・183	植木野	区画線
安富 183	植木野	視線誘導標設置

(出典：北部道路事務所提供資料(一部加工))

北部道路事務所によれば、要望書の提出がなされていなかった理由は、要望が警察からのものであり、急いで対応する必要があったからということである。

しかし、口頭で要望を受けたのみで、書面による記録がない状況では、所長の決裁に至るまでの意思決定の過程が確認できない。

したがって、要望元が自治会ではない場合等、所定の要望書の提出がない場合には、自治会からの要望の場合の書式でなくとも、要望に対応する意思決定の過程が明確になるよう書面を作成するなど、代替した手続きを行うことが望まれる。【意見 39】

(エ) 道路パトロールについて

(a) パトロール日報について

現状では、パトロール報告書の作成は、パトロール車(姫路 880 あ 1396)によるパトロールについてのみ行われているが、他の車両でも通常パトロールや夜間パトロールが行われている。他の車両での通常パトロールは、大雨・台風時等、倒木や土砂崩れのおそれのある場合に実施され、夜間パトロールは、春・夏・冬休みといった学校が長期休暇に入る直前の時期にそれぞれ3日間(合計9日間)実施されている。

道路法施行令第35条の2第1項に基づいて、道路パトロールが義務付けられているが、本庁道路管理部においては、下記の実施要領に従い、パトロール日誌の作成を義務付け、日々のパトロール実施状況を所属長に報告することが求められている。

<参考> 姫路市道路パトロール実施要領～抜粋～

<p>第7条 パトロール員は、パトロール中に取り扱った事項の内容、措置状況を道路パトロール日誌に記録し、課長に報告する。</p>
--

パトロール報告書の作成は網羅的に行うべきである。パトロール時の発見事項が所属長に適切に報告され各種担当者に伝達されることで、

迅速に道路や交通安全施設の補修に着手することが可能となるため、パトロール報告書の作成が確実にされるような仕組みを設けるべきであり、パトロール車以外の車両によるパトロールについても、パトロール報告書を作成することが望まれる。【意見 40】

(b) 道路パトロール実施の網羅性の確保について

現状、各担当者は、パトロールで通った道路を蛍光ペンで色を塗ることで報告しているが、全ての道路を網羅的にパトロールできるような計画策定や網羅性の確認は行われていない。

本庁においては、下記実施要領に従い、月に2回以上は必ず全ての道路をパトロールすることが求められており、北部道路事務所もそれと同等以上が求められる。

<参考> 姫路市道路パトロール実施要領～抜粋～

別紙(第2条関係)
※1 (一部)
幹線道路を重点的に全ての道路を1ヶ月に2回以上は巡回できるようにする。

北部道路事務所の管理している総距離は約500kmあり、1日の平均パトロール距離が100km前後であることから、計算上は、上記の要領を満たしていると推測されるが、北部道路事務所のパトロールを行う際に通る主要な幹線道路が限定されていることから、往査時点では網羅性を確認できず、効果的かつ効率的なパトロールの実施ができていない可能性がある。

北部道路事務所が管理をしている全ての道路について、道路パトロールが定期的かつ確実に行われていることを確認できるような事務処理の方法を構築することが望まれる。【意見 41】

(オ) 賃借しているデジタル複合機付属のPCについて

北部道路事務所は、平成29年4月1日にリコージャパン株式会社との間でデジタル複合機及びPCの賃貸借契約を結んでいるが、平成30年5月以降、賃貸借契約のうち、PC(想定される市場購入価格158,000円)が遊休状態となっていた。

契約当時、執務室からのLAN接続が不可能であると誤認し、複合機専用のPCも必要と考えて、あわせて賃貸借契約することにした。しかし、平成29年度に異動してきた庶務担当者が、LAN接続が可能であることを発見したため、当該PCを利用しなくなった。当該賃貸借契約は、令和4年3月31日までが契約期間であり、契約変更も不可能な状況にある。

この点、契約を締結する前に、PCを含んだ契約が本当に必要かどうか

について詳細な検討を行う必要があったのではないかと考えられる。今後は契約時に慎重な検討が必要である。また現在の契約は、契約期間終了までの期間も長いと、遊休状態となっているPCを有効利用することが望ましい。【意見42】

(カ) ドライブレコーダーの管理について

姫路市では、公用車へのドライブレコーダーの搭載が平成26年度に義務付けられ、平成26年度以降に購入したドライブレコーダーは、2万円以上の場合には備品登録がなされている。一方、平成26年度以降に新しく公用車を購入する場合、ドライブレコーダーが車両に付随した形態で購入するため、備品台帳には車両に含められて登録されている。

令和元年9月の往査時、過去に購入したドライブレコーダー2個（備品登録済）が庶務担当者の引出しに保管されていたが、北部道路事務所として簿外のドライブレコーダー（現状は下記2台）も含めてどの車両にどのドライブレコーダーが搭載されているか把握されていない状況であった。

北部道路事務所に対し、ドライブレコーダーの管理状況の整理を依頼した。その結果から、金額が2万円未満であることにより簿外となっているものと庶務担当者の引出しに保管されていたものが整理され、これを抽出すると、次のとおりである。

車両番号	ドライブレコーダーの備品番号	ドライブレコーダーの型番	入手方法	ドライブレコーダーの導入年度
姫路480つ9274	2万円未満により簿外	CSD-260	購入	平成26年度
姫路480く7999	2万円未満により簿外	CSD-260	購入	平成26年度
庶務保管1	1775671	CSD-360HD	購入	平成27年度 (車両の廃車)
庶務保管2	1784647	CSD-560FH	購入	平成28年度 (車両の廃車)

(出典：北部道路事務所提供資料（一部加工）)

将来的には、ドライブレコーダーと一括購入した車両を廃車する際、ドライブレコーダーについては今後も使用できると判断して取り外し、簿外資産となる可能性が極めて高い。使用しなくなったドライブレコーダーは、職員が私的に利用したり、転売を行ったりする可能性もないとはいえないので、管理を徹底すべきである。

このような可能性を排除するためには、上記のドライブレコーダーのように、主な備品に付属するものとして取得した場合等、個別に取得するケース以外の原因で取得する備品や備品に類する物品に係る取扱い方法について検討をすることが望ましい。また、その方法に従って、個々のドライ

ブレイカーの異動状況の管理をする等、管理体制の構築について検討することが望まれる。【意見 43】

(キ) 公益財団法人姫路市シルバー人材センターへの業務委託について

平成 30 年度において、北部道路事務所は公益財団法人姫路市シルバー人材センター（(キ)において「シルバー人材センター」という。）に置塩 134 号線休憩施設清掃業務を委託している。

なお、「置塩 134 号線休憩施設」は中国自動車道の夢前スマートインターチェンジに接続する市道置塩 134 号線に、姫路市が設置・管理を行っている施設である。

当該業務に関する一連の書類等を閲覧したところ、当該業務委託契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号（注）が適用される一者随意契約となっている。監査手続を実施した範囲では、発注見通し及び契約の締結状況の報告を含め、契約に至るまでの手続きについては、問題となる点はなかった。

（注）障害者に対する職業訓練や授産を行う施設において製作された物品を地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる場合又は高年齢者又は母子家庭の母及び寡婦の就業支援を行う団体から地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける場合

当該業務の業務委託契約書（業務委託仕様書を含む）の記載事項から、主要な事項を抜粋すると、次のとおりである。

業務内容：置塩 134 号線道路休憩施設清掃	
週 3 回（1 回 2 時間）※ 4 月、5 月は週 1 回	
履行期間：始期	平成 30 年 4 月 1 日 終期 平成 31 年 3 月 31 日
契約金額：	350,000 円（うち消費税額 25,925 円）

シルバー人材センターへの委託料の支払に際して、支出決定書には同センターから提出された就業報告書の写しが添付されている。これを閲覧し、姫路市からシルバー人材センターに支払われた金額と比較したところ、次のとおりであった。

（単位：円）

年	月	センターから会員への 配分金等の支払額 ①	姫路市からセンターへの 委託料の支払額 ②	差額 (②－①)
平成 30	4	13,332	29,167	15,835
	5	19,826	29,167	9,341
	6	26,728	29,167	2,439
	7	33,513	29,167	△ 4,346

年	月	センターから会員への 配分金等の支払額 ①	姫路市からセンターへの 委託料の支払額 ②	差額 (②-①)
平成 30	8	36,494	29,167	△ 7,327
	9	32,173	29,167	△ 3,006
	10	39,001	29,167	△ 9,834
	11	37,069	29,167	△ 7,902
	12	37,697	29,167	△ 8,530
平成 31	1	32,464	29,167	△ 3,297
	2	28,330	29,167	837
	3	33,654	29,163	△ 4,491
合 計		370,281	350,000	△ 20,281

以上のように、月によって増減はあるが、結果としてシルバー人材センターの「持ち出し」(20,281円)となっている。

この原因について、北部道路事務所に質問したところ、シルバー人材センターの会員が清掃を丁寧に取り組んだ場合等には、就業時間が業務1回あたり2時間を超えてしまう場合があるということであり、これについては、就業報告書の記載内容からも確認できた。

確かに、契約上は、年間350,000円の定額の支払いとなっているため、契約上の問題はなく、またシルバー人材センターの支払いの超過分は平成30年度の場合は20,281円であり、金額的には過大ではないともいえる。

しかし、仮定ではあるが、業務効率が確保された上での就業時間であるとするれば、見方を変えると、会員の超過勤務相当分を姫路市がシルバー人材センターに負担させてしまっているとも考えることもできる。

そこで、北部道路事務所としては、年間の定額支払いとするのであれば、過去の当該業務に関する支払い実績とシルバー人材センターから会員への配分金等の支払額の趨勢を検証したうえで、委託料が適正になるように、予算の見積について検討することが望ましい。【意見44】

当該業務を地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約としている理由に、「当該団体(シルバー人材センター)は、高齢者等の雇用の安定に関する法律に基づいて、高齢者の就業機会の増大とその推進を図り、もって、その能力を生かした活力ある地域づくりに寄与することを目的として設立された法人である。姫路市としても当該団体に委託することで高齢者の就業機会と生きがいの確保に寄与することができる」とある。シルバー人材センター会員の作業量に応じた委託料の支払いを行うことは、シルバー人材センターの負担を減らし、究極的には高齢者の就業機会と生きがいの確保に寄与することにつながると考えられる。

(ク) 舗装工事の下請けについて

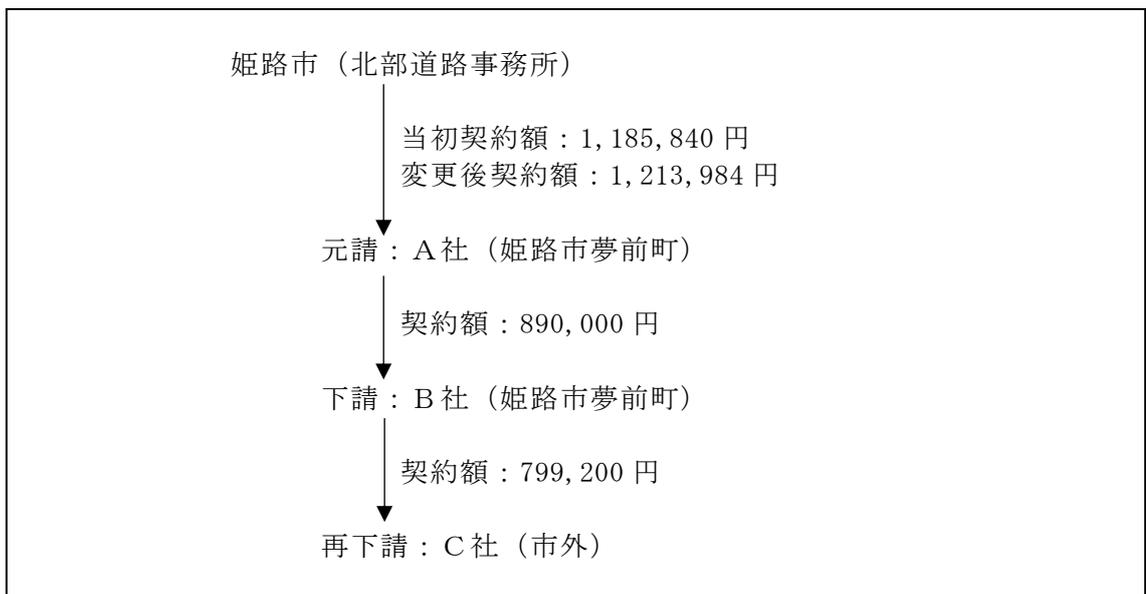
北部道路事務所が平成30年度に行った工事のうち、舗装新設事業に係

る工事（舗装新設事業費）について、設計、入札関連、契約（支出負担行為）及び支払に関する各種の書類を閲覧した。

当該工事は、5者による指名競争入札（通常型）により、夢前町内のA社が落札し、姫路市の契約の相手方となっている。

設計書の工事概要によれば、当該工事の内容は「アスファルト舗装工」であるが、A社は、当該工事のうち、土木工事・舗装工事について夢前町内のB社を下請業者としている。また、B社は、当該工事のうち舗装工事について市外のC社を再下請業者としている。

閲覧した契約書、請書等や、下請に関する書類から当該工事の契約関係を整理すると、次のとおりである。



B社への再委託割合は、当初契約ベースで 75.05%（A社とB社間の契約額÷姫路市とA社との間の契約額）、また、C社への再委託割合（B社とC社との間の契約額÷A社とB社間の契約額）は、89.80%となっている。

なお、平成30年度において北部道路事務所が行った別の工事（一般補修事業費・土木工事）においても、B社が元請（契約の相手方）となり、C社に舗装工事を下請けに出している。

これらの点、及び、C社が道路工事の専門業者であることからすると、A社及びB社には舗装工事の施工能力があるのかとの疑念が持たれる可能性がある。

入札に際して、元請業者には建設業許可等、一定の条件が付されていると思われるが、このような下請け契約に係る疑念を抱かせられないようにするため、北部道路事務所は、工事の監督に際して、工事の実態の把握に努めるとともに、契約の相手方である元請業者及び下請業者・再下請業者の管理に注意を払うことが望まれる。【意見 45】

(ケ) 北部道路事務所の予算管理・再配当

概要にも記載したように、北部道路事務所の道路の維持管理及び整備補修に関連する予算については、本庁道路管理部の各課に配当される予算の中に、北部道路事務所の執行予算も含まれている。そして、北部道路事務所が執行する予算については、本庁道路管理部の各課から北部道路事務所に「再配当」されたうえで、北部道路事務所において執行されるというプロセスを経ることになっている。

したがって、予算執行の管理上は、北部道路事務所は本庁道路管理部の各課のコントロールのもとにある。

現状の北部道路事務所の予算の執行のプロセスについては、道路管理部における予算について、本庁の各課と北部道路事務所が一体となったコントロールが可能であるというメリットがある一方で、各課と北部道路事務所の予算執行に関連する事務処理が煩雑なものになるというデメリットがあると考えられる。

北部道路事務所の行政組織上の実態は、建設局の総合的な出先機関であるともいえるから、北部道路事務所は本庁道路管理部の各課と同等というとらえ方もできるはずである。

建設局としては、北部道路事務所の予算の執行のプロセスについて、以上に挙げたようなメリットとデメリットを比較衡量し、長期的な課題として検討してみることが望まれる。【意見 46】

(コ) 予算の事業区分について

(a) 業務・工事の実態と予算の事業区分の乖離について

北部道路事務所が平成 30 年度に行った業務委託及び工事については、設計、入札又は随意契約の決定、契約（支出負担行為）及び支払に関する各種の書類を閲覧した。

その過程で、次の業務及び工事については、予算の事業区分と実際に行われた業務あるいは工事の名称・内容が乖離していることが認められた。

- ・ 直営舗装新設事業費
 - ①（北部）置塩 39 号線緊急伐採業務委託
 - ②（北部）鹿谷 266 号線緊急伐採業務委託
 - ③（北部）安富 3 号線緊急伐採業務委託
 - ④（北部）菅野 170 号線緊急伐採業務委託
- ・ 直営舗装補修事業費
 - ①（北部）香寺町溝口地内里道整備工事

直営舗装新設事業費として予算が執行された 4 つの委託業務については、樹木の伐採業務であり、明らかに舗装ではない。また、「直営」という名称がつけられていることから、まず、市職員が行う業務では

ないかと理解されるが、実際には外部に委託を行っている。

また、直営舗装補修事業費として予算が執行された工事については、書類を閲覧すると、工事種別は舗装工事ではなく土木工事とされており、また、「直営」ということから、まず、市職員が行う工事ではないかと理解されるが、予算の節は工事請負費であり、実際には外部の業者が工事を行っている。

したがって、これらについては、業務又は工事の実態と予算の事業区分が乖離している。予算の事業区分は、款・項・目・節のように法令（地方自治法）に定められている区分ではなく、姫路市の財務会計上の区分ではあるが、予算管理の上でも問題がある。

前述しているが、一般的に言われている予算原則の一つに、明確性の原則あるいは明瞭性の原則と呼ばれるものがある。

業務又は工事の実態と予算の事業区分が乖離している状態は、予算の内容、支出の目的が住民にも明瞭に理解されうるような形式になっていないことから、北部道路事務所としては、予算の事業区分は、業務や工事の実態に即したものとすることが望まれる。【意見 47】

(b) 予算の事業区分の名称について

上記（a）に関連して、北部道路事務所で行っている道路保全課関連の予算の事業区分と事業内容の関連について、次の表に整理した。

目	事業区分			事業内容（注）
	（大）	（中）	（小）	
道路維持費	道路維持費	道路補修事業費	一般補修事業費	道路・側溝・溝渠等の補修に関する事業 側溝、側壁、暗渠、擁壁補修工事
			道路等清掃事業費	道路路面清掃、溝渠、暗渠等の清掃
			応急補修事業費	緊急を要する道路応急補修作業等（建設機械の賃借、重機回送） 法定外道路の整備
道路舗装事業費	道路舗装事業費	舗装事業費	舗装新設事業費	認定道路（市道）の舗装新設
			舗装改良事業費	道路の舗装改良
			舗装補修事業費	緊急な道路の舗装・補修
		直営舗装事業費	直営舗装新設事業費	法定外道路の舗装新設
			直営舗装補修事業費	法定外道路の舗装補修
交通安全対策費	交通安全対策費	交通安全施設整備事業費	通学路安全対策事業費	通学路整備

（注）平成 30 年度歳出予算見積書の閲覧結果による。

整理した結果によると、事業区分（中事業）の直営舗装事業費については、その事業内容から、実態は法定外道路（いわゆる里道）の舗装に関する事業に関する事業区分となっている。また、事業区分（小事業）の応急補修事業費には、法定外道路の整備が含まれており、これは通常の整備に関する費用であり、「応急」という名称からは誤解が生じる恐れがある。

このように、現状の予算の事業区分については、予算の明確性（明瞭性）の観点から問題がないともいえないので、予算の事業区分の名称について、現在行われている事業の実態に即した見直しを検討することが望ましい。【意見 48】